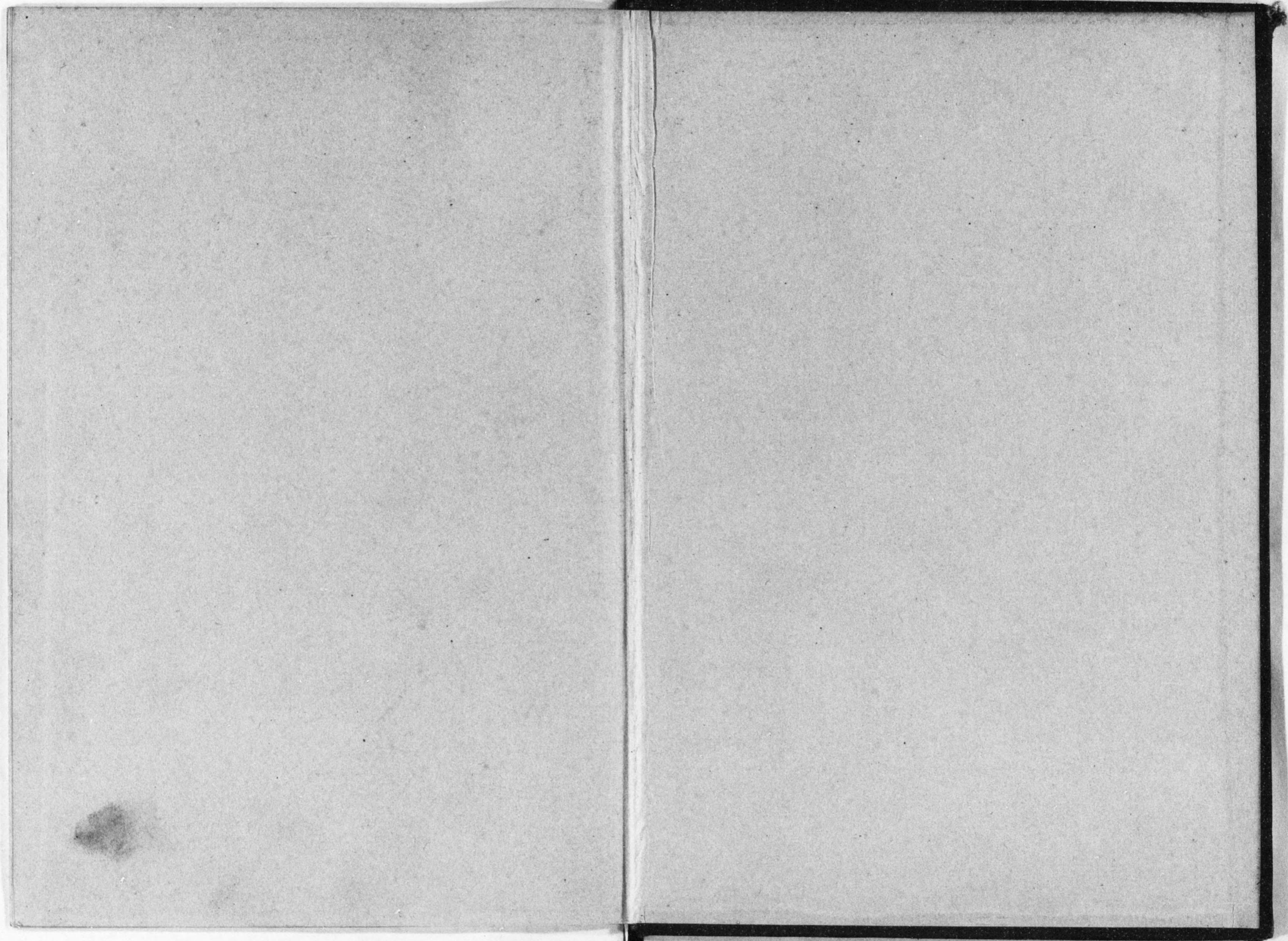


336
a
189



始





荒木光太郎著

現代貨幣問題

改造社版

336
189



131

98.

序

世界恐慌の深刻化すると共に經濟に關する諸問題は人々の注目する處となつたが金融問題も亦其の一つである。

此の間に於て筆者は折にふれ時にふれて其の所懐を新聞雜誌に發表して居たが、その殘片は漸く筐底に多からんとし中には既に散逸せるものを生ずるに至つた。

然るに最近友人のすゝむるものあり、其の意に従つて夫等舊稿の一部を集めたるものが本書である。

こゝに收むるものは舊稿の全部ではない。理論的學術論文に屬するものは之を他の機會に譲り、本書に於ては其の中心を金融の時事問題に置き、從來のものに加筆をなすと同時に削除、併合を自由になし、且、通讀に便ならしめんが爲めに一定の體系のもとに配列を試みた。即ち全體を分ちて三篇となし、第一篇を金本位制汎論とし、總論的のものを収録し、次て第二篇を貨幣問題各論とし、此處には各種の現實問題に關するものを取抜ひ第三篇を世界經濟並に學說として稍隨筆に屬すべきものを以つてした。

初め本書に收むべくして果さざりし舊稿は尙一束をなして居るが就中、滿洲國並に中華民國の幣制に關するものを紙面の都合上割愛しなければならなかつたのは残念であるが、然し之等銀問題に關するものは更に近く機會を得て、そのみをまとめる心組である。

尙、論文の重複に就ては出來得る限り、之を避けたが、本書の性質上多少の重複を免れ難い事は讀者への寛恕を冀ふ次第である。

幸にして本書が市井に出で、諸賢の通覽を得、其叱正によつて卑見の誤りを正すことを得ば筆者の喜び之に過ぐるものはない。

著 者

目 次

第一篇 金本位制汎論

第一章 金本位制の概説

- 第一節 金本位制の概念……………三
- 第二節 貨幣制度の發達……………一〇
- 第三節 金本位制の種類……………一三
- 第四節 金本位制梗概……………一八

第二章 金本位制の機能

- 第一節 金本位制の對内的機能……………三三
- 第二節 金本位制の對外的機能……………三六
- 第三節 金本位制の國際性……………三九

第三章 發券制度の更改

……………三四

第一節 英國に於ける發券制度改正案……………三六

第二節 日本銀行の制度改革……………三六

 第一項 兌換條令の改正……………三六

 第二項 金解禁と日銀業務の擴張……………四一

 第三項 日銀制度改革論……………四四

第四章 金本位制への復歸……………五九

 第一項 金解禁と輿論……………五九

 第二項 金解禁の影響……………六四

 第三項 金塊本位制度の採用……………六六

第五章 金問題……………七五

 第一項 國際聯盟金委員會の設立……………七五

 第二項 第一回中間報告……………七六

 第三項 第二回中間報告……………七八

 第四項 最終報告……………一〇一

第六章 金本位制の破綻……………一〇七

 第一節 英國金本位制の停止……………一〇七

 第二節 我國金本位制の停止と其影響……………一六

第七章 金本位制の將來……………二六

 第一節 佛蘭西金本位維持の困難……………二六

 第二節 金本位制の再檢……………三三

 第三節 金本位制の將來……………四九

第二篇 貨幣問題各論

第一章 爲替對策……………二七

 第一節 各國の爲替統制……………二七

 第二節 英吉利爲替平衡資金の増額……………二七

 第三節 我國爲替對策……………二七

 第一項 爲替の低落と其對策……………二七

 第二項 大連市場と我爲替管理……………二五

第二章 インフレーション……………三二

第一節 インフレーションの基礎理論……………三二

第二節 獨逸に於けるインフレーション……………三六一

第三節 アメリカに於けるインフレーション政策……………二七五

第一項 フーバーの復興運動……………二七五

第二項 ルーズベルトのインフレーション政策……………三〇一

第三章 各國平價切下論……………三二四

第一節 平價切下論の理論的批判……………三二四

第二節 我國並に各國の平價切下……………三三一

第三節 米國平價切下問題……………三三八

第一項 弗平價切下の發表……………三三八

第二項 金約款問題の解決……………三四四

第四節 獨逸の平價切下論……………三四八

第四章 銀問題と通貨……………三五四

第一節 銀價の低落とこれが原因並に對策……………三五四

第二節 世界經濟會議と銀問題……………三七〇

第三節 米支銀政策上での對立……………三九一

第五章 米國の金買上政策……………三九七

第一項 金買上政策について……………三九七

第二項 金買上政策批判……………四〇七

第六章 世界通貨の動向……………四一九

第一節 國際金融上の變化……………四一九

第二節 金と紙との對立……………四二三

第三節 國際協定の氣運……………四四八

第七章 戰時金融論……………四六一

第三篇 世界經濟並に學說

第一章 最近の世界經濟……………四七九

第一節 日印通商協定の成立……………四七九

第二節 英國の輸入割當制……………四八六

第三節 NIRAと世界經濟……………四九六

第四節 我聯盟脫退と經濟的影響……………五〇〇

第二章 學說批判……………五〇七

第一節 レックス案に就て……………五〇七

第二節 經濟學・論争二つ……………五二四

第三節 塊國學派の經濟論並に政策……………五二七

第四節 フキシヤ一の指數本位……………五三五

第三章 雜感……………五四〇

一 ウキーン學界の人々……………五四〇

二 山崎博士とノミナリズム……………五五一

三 ケートンズ素描……………五六〇

四 太平洋會議雜感……………五七三

第一篇 金本位制汎論

第一章 金本位制の概説

第一節 金本位制の概念

(一) 概念規定の方法

凡そ事物の概念の規定をなすに二つの方法があることは、敢てヘルフェリツヒを俟つまでもないことであらう。その二つと云ふは(イ)形式的規定であり(ロ)その内容即ち本質機能による規定である。

第一のものは、外形的、形式的、且つ法制的であり、第二は反之、内容的、實質的であり、事物をその機能によつて規定し、本質を明かにせんとする。此の意味に於て前者を皮相的、後者を本質的であるともいへよう。

今金本位制についてみるに、その金融上に於ける意義の決定は極めて困難である。如何なるものを以つて金本位の機能となし、以つて本質なりとなすかは、多くの議論の存する處であらう。

勿論形式的規定の方面についても、金本位制と一口に言はるゝものゝ中にも多くの態様をみるが故に、その本質的なる、形式をいづれにもとむるかは容易ではないが、従来より存立せる規定について、これを検討する時、一應その

結論に達することは出来るであらう。而て、其處に研究の對象としての金本位制の概念を形式づけ得ると考へるのである。

形式は内容の器である。内容規定の前提としての形式についての合致は、この意味に於て、等閑視することは出来ない。

(一) 形式よりみたる金本位の概念

金本位制を形式上より觀察することは、即ちその法制的規定となる。

従來金本位制といはれてゐるものは、外形的には諸種なる法律規定によつて構成されてゐる。その法制は必ずしも軌を一にせず、多くの種別(ヴェラエテイ)があり、その何れを以つて根本規定とするかは直ちに決すること困難である。

今順序として従來多くの學者によつてなされたる金本位の形式的なるメルクマール(Merkmal)とせられてゐるところを觀察することとする。

第一 キヤナン (Edwin Cannan)

同氏は次の四點を擧げてゐる。(註一)

(一) 金の自由鑄造制

(ロ) 金の自由輸出

(ハ) 金の自由熔解

(ニ) 紙幣、銀行券の金(又は本位貨幣)への兌換の完全

(註一) Cannan: Modern Currency.

第二 ホートレー (Hawtrey)

同氏は金本位を以つて『金に兌換し得べき貨幣の使用』を特性とするものとし、その方法として

(イ) 中央銀行の内國紙幣兌換の義務

(ロ) 他の金本位國の金貨への轉換

(ハ) 中央銀行の地金買入制度

を擧げてゐる。(註二)

併しながら氏は更に他の場所に於て、金本位制の法制的特色として

(1) 金地金と金鑄貨との間の自由なる相互轉換

(2) 貨幣單位の重量及品位の法定制度

なりと云ひ、金本位制の根本的なる規定は『金價の法定』せられてゐることであると云ふ。(註三)

(註二) Hartrey: Trade Depression & the Way Out.

(註三) Hawtrey: Gold Standard in Theory & Practice

第三 グレゴリー (Gregory) (註四)

グレゴリーは金本位制の特色を以つて『貨幣と勘定單位との間の關係』の存在であるとし、その規定としては

- (イ) 勘定單位と『物』の一定重量との關係の存在
- (ロ) 兌換制度の存在

即ち『金地金と金貨幣との間に於ける完全なる交換性』と以上の關係の法律による確認であるとした。従つて、その本質的なることは『通貨の金價値の一定せること』にありとする。

(註四) Gregory: The Gold Standard & its Future.

第四 ジャック (T. Jack) (註五)

グレゴリーに類するものとしてジャックを挙げることが出来る。

即ち彼は

『金の法定量が勘定單位になるべきこと』を以つてメルクマールとしてゐる。

(註五) T. Jack: Economics of Gold Standard.

第五 ケーンズ (Keynes) (註六)

ケーンズは新巻に於てはその作用より規定することに於て詳細を極めて居るが外形的規定の見るべきものはな

ら。唯、"Essays in Persuasion" に於て

- (1) 貨幣單位と金の一定量の確定關係と
- (2) 通貨の金兌換義務を以つてその特色として居る如く考へられる。

(註六) Keynes: Essays in Persuasion: p. 186

...of the gold standard, that is to say, of the convertibility of each national currency at a fixed rate in terms of gold.

第六 マクミラン委員會

同委員會の國際金本位制に就ての概念規定を見るに曰く、

『國際的金本位制なる語は、金本位國を含む各國通貨制度の同一性と云ふことではなく、共通なる一特質である貨幣單位：：磅、弗、フラン、マルク等：：は法律で定められた金價値或は寧ろ各國中央銀行の金賣買價格の制限内の金價値を有してゐると云ふ事である』といひ (註七)

而て

『諸國に於ける貨幣單位の金相當量の法律的決定は重要なものではあるが、國際的金本位制の唯一の條件ではなく、更にこれ以上が必要である。即ち自由に金を輸入し、それを無制限に中央銀行へ提供する權利、並に自由に無制限に金を中央銀行から引出しその金を輸出する權利である』と云ふ。(註八)

(註七、八) Macmillan Report. 第三章 The International Gold Standard.

第七 國際聯盟金購買力委員會

『金本位制の最も單純な形態に於ける常態的特徴は政府が一定價格を以つて無制限に金を鑄貨の目的で受入ること、完全法貨として金貨が自由に流通すること、及び金が無制限に輸出入せらるることにあつたと云ひ得るであらう』(註九)

(註九) 第二回中間報告 (Second Interim Report) 第三、金本位制の職能中より。

第八 國際聯盟の Legislation on Gold なる報告書。

右書は各國制度の分類の項目としては次の數點を擧げてゐるが、これは同時に、そのメルクマールとする諸點と了解することが出來よう。

- (一) 兌換
- (二) 準備
- (三) 金地金の買入
- (四) 金地金を持參する者に之を鑄貨として與へる制度 (自由鑄造制)
- (五) 金の自由輸出入

第九 ヘルフェリッヒ (Helfferich) (註一〇)

ヘルフェリッヒは純粹なる金本位制とは

- (1) 貨幣單位と金貨幣との間に等價關係が存在し、
- (2) 自由鑄造が金にのみ認められ、
- (3) 法定支拂手段としては金のみ (時としてはこの外に金貨に兌換し得る證券も亦) なる本位制度を云ふ。

(註一〇) Helfferich: Das Geld.

第十 カッセル (Cassel)

カッセルは『一國が金本位を有するといふことは、その國の通貨が一定率の價值を以つて金屬の金と結び付けられてゐて、その國の通貨の上では金の價值が——絶對的ではないことは事實であるが、唯狭い範圍内でのみ變動するに過ぎぬやうに——結びつけられてゐるといふ事實を含蓄する(註一一)』といひ、以上に對する保證は第一、金の所有者の金の自由輸入及び自由鑄造權であり、第二に一國の金貨の所有者の自由輸出及び自由熔解の權利であると云ふ。

(註一一) Cassel: Money & Foreign Exchange after 1914.

第十一 ムリナルスキー (Mlynarsky) (註一二)

戦前の金本位に就て金本位は

- (一) 中央銀行發行の兌換券が無限に金貨又は金地に兌換可能のこと

- (一) 金輸出の自由
- (三) 國內に金貨の流通することを以つてその條件とした。

(註一) Mlynarsky: Gold & Central Banks.

第十二 金最終報告 (註一三)

同報告書、十六頁四十一節に於て

『金本位制のもとに於ては、貨幣單位を金の一定量によつて確定してゐる』と述べて居る。

(註一三) Report of the Gold Delegation of the Financial Committee, 1932.

以上の諸家の金本位制の外形的規定に關する意見、學説は、如何にそれが多種、多様であるかを示すと同時に、その中心規定が如何に曖昧であるかを示すものであると云ふに充分であらう。

第二節 貨幣制度の發達

金本位制の根本的なる形式上の規定が千差萬別であつて、統一しえざるか、その原因の主要なるものは金本位制度自體の變化である。即ち金本位制度の諸形式の分化 (Differentiation) である。

(A) 貨幣の票券化

先づ第一に考ふべきは通貨自體の票券化の傾向である。(註一)(註二)

交換社會に於ける第一の形式たる商品對商品の直接交換は實質に即したる交換で、完全なる使用價值對使用價值の交換である。従つて此處に於ては交換價值の存在をみることは出来ない。何となれば、この場合の交換は唯偶然的になさるゝもので、即ちその交換に際し、交換せらるべき兩事物が、偶々相互に對象となつたと云ふにすぎぬ。然るに物品貨幣時代になれば、交換價值は或る數種の特定物に具體化されることとなる。而てこの交換價值は物品貨幣の末期に至り金屬によつて代表せられ、且つその數を局限せられる。更に鑄貨の出現するに及んで、その交換價值は一定型の金屬片によつて表現せらるゝこととなる。

鑄貨に至ればその貨幣としての獨立性は明白となり、人々はその實質を通常は問題とせず、その交換價值たる故に授受し、且つ流通せしむることとなる。而て更に紙幣に至れば、全くその内容をはなれて通貨たる交換價值の成立と維持がなされてゐるのを見る。之れ貨幣の發展傾向として票券化を擧ぐる所以である。

(註一) プレンゲ (Plenge) は『資本主義的經濟組織の歴史は貨幣の抽象化 (Entkörperung des Geldes) の歴史にほかならざることなる。(Von der Diskont Politik 1913)

(B) 貨幣制度の抽象化

同様のことは貨幣制度についても云ひうる。

鑄造貨幣の流通最初の状態は各種の通貨が混然として流通し、その間に於ける交換は市場相場たる市場比價によつ

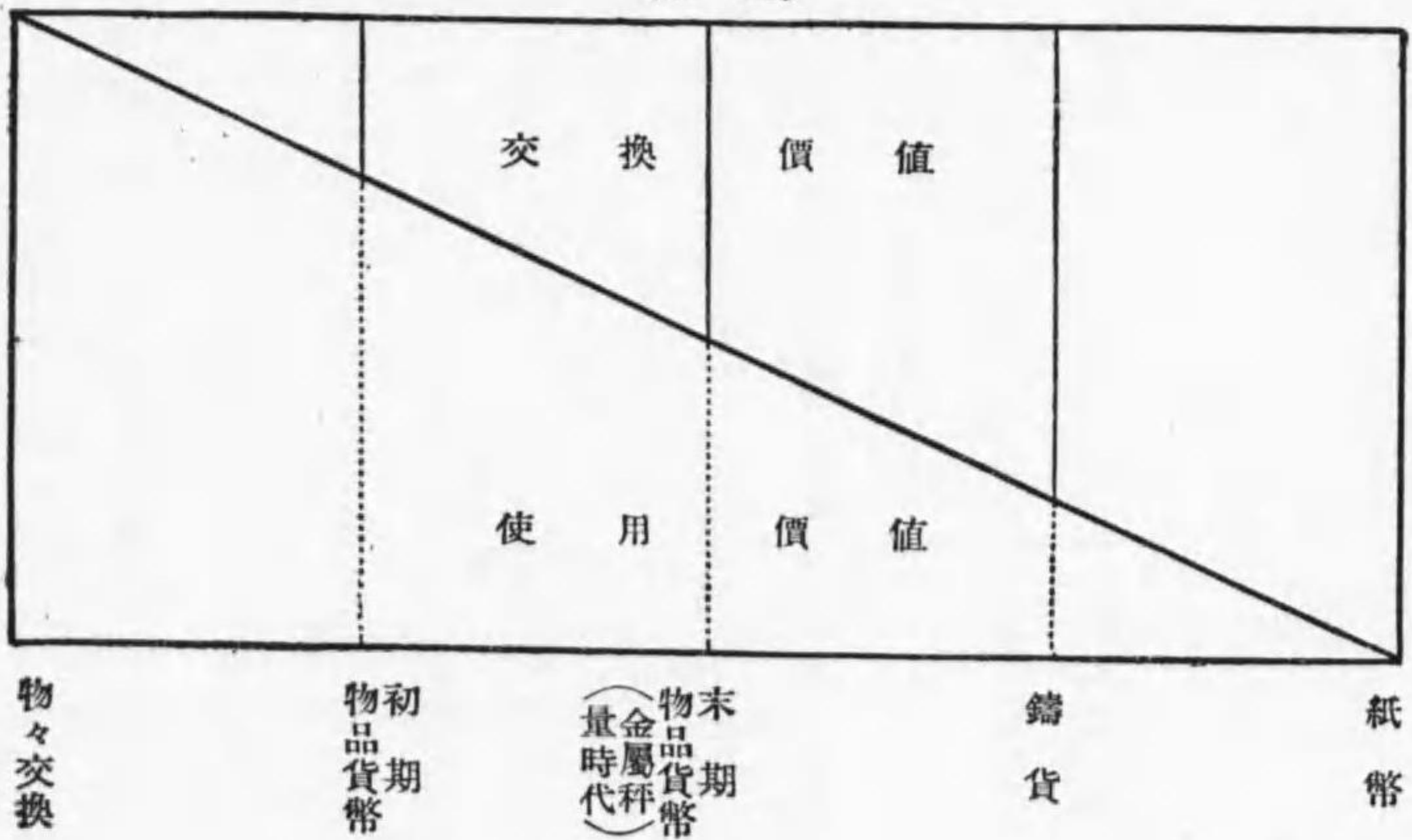
てなされてゐた所謂平行本位制であつた。即ち汎ゆる流通市場にある金属によつて、通貨價值は代表せられてゐたのである。然るに、これ等が統一せらるゝに及んで出でたものは金銀を本位貨とする兩本位制であつて、金銀の間には法定の比價あり、通貨の價值は二つの金属によつて代表せられ、他のものは除外せらるゝことゝなつた。

更に銀價變動の激甚のため銀本位貨に對する自由鑄造の制度を廢止するに及んで跛行本位となり、金属は漸く金に集中せられ、こゝにも貨幣價值は、その金属との連絡を少數のものへと急ぎつゝあることを物語つて居るのである。他方、一八一六年英國に端を發した金本位制は、大陸に於ける跛行本位と對立的の關係にあつたが、跛行本位は遂に金本位へと合流し、貨幣制度としての金属をその内部より漸次廢除する傾向は明かとなつた。

(C) 金本位制度の變遷 (實質より抽象への變轉)

斯の如くして通貨制度に於ける金属廢除の傾向は遂に金をして最後のものとなさしめたのであるが、この金本位制に於ても亦更に金属(即

(註 二)



ち此處に於ては金)の廢除となつて現はれた。

この抽象化にともなふ各種の規定の變化は金本位の外形的本質の把握を困難ならしむる原因である。

第三節 金本位制の種類

金本位制の種類としては多くの學者によつて種々なるものがなされてゐる。

カール・ディール (K. Diehl) は (イ) 純粹金本位制度、(ロ) 金核本位制度となし、

ブレンゲ (Plenge) は (イ) 金流通本位 (Goldumlaufwährung)、(ロ) 金核本位 (Goldkernwährung) となし、更にマカルツプ (Machlup) 其他により種々の分類がなされてゐるが、先づ金本位制度第一の形式は金貨本位制である。

第一 金貨本位制 (Gold Coin Standard)

一八一六年英國のとつた制度であり、其後各國の模倣せる金本位の形式であつて、戦前までの金本位制はこの形式のものを主とする。

この制度の形式上の特色は、

(A) 貨幣單位の價值と金属の一定量の有する價值との關聯である。

これに關する規定は吾國を初として各國の規定中に直接又は間接の區別はあるが常に有するものである。例へば

(イ) 吾國に於ては貨幣法第二條に『純金の量目二分を以て價格の單位となし之を圓と稱す』と規定す。

(ロ) 英國にては一磅金貨(ソヴァレン金貨)を以つて量目一二三グレーション二七四、品位九一六位三分の二と定めてゐる。

(ハ) 獨逸にては純金一封度につき十馬克金貨百三十九個半を造り、その十分の一を馬克とすと定む、二十馬克金貨は純金一封度より六十九個四分の三の割合、金貨の品位九〇位と定む、とあるが如きである。

而してこの關係維持方法としての規定として自由鑄造制の存在を規定する。(註一)

(註一) 自由鑄造に關する各國規定參照。

(B) 硬貨のみならず、紙幣(軟貨)も一定量の金の價值と連絡する。

(イ) 即ち紙幣(政府紙幣、銀行券)の兌換規定の存在、

例へば吾國の兌換銀行條例第一條が『兌換銀行券は日本銀行條例第十四條に據り同銀行に於て發行し、金貨を以つて兌換するものとす』と規定せる如きである。英國にては一八四四年に兌換規定をなした。

(ロ) 従つて金貨の鑄造、並に

(ハ) 金貨又は金地金の自由輸入である。

第二 金地金本位制 (Gold Bullion Standard)

以上は金貨を現實に鑄造し流通せしむる意圖のもとに成立したるものであるが、歐洲戦後一九二五年英國の改正法に依つて金貨を造らざる金本位制が出現し金貨は表面より廢除せらるゝことゝなつた。

之は貨幣制度發達の傾向としての金廢除への一步とみることが出來、而て金の表面からの消滅と、金の貨幣中心としての意味の確保は金核本位とよばしめるに至つた。

この制度の外形的特色は

(A) 貨幣單位と金屬の一定量との關係の存在。

この點は異らざるもその價值維持形式としては從來と異り

(イ) 中央銀行の金地金の一定値段による無制限買込義務

(ロ) 自由鑄造に對する制限

(ハ) 金貨を造らず

(B) 紙幣に關しても同様の關係の存在。

(イ) 金地金兌換、即ち金地金の無制限賣出し義務を中央銀行に負はしめる。

例へば英國にては一オンス標準金は三磅十七志九片で買込まれることゝなつてゐる。

第三 金爲替本位制 (Gold Exchange Standard)

金本位制は歐洲大戰後、金地金本位制と云ふ形式によつて更生したが、金の争奪と金偏在とは歐洲諸國をして金の代りに金爲替を兌換準備とする制度が生じてきた。而して金爲替本位と云ふ言葉は最近は二様の意義をもつ如く慣用せられてゐる。即ち

- (1) 印度に於ける戦争前の制度の意味に於てあり
 - (2) 戦後に於ける、金爲替を兌換準備とする制度の意味に於てである。
- 先づ印度に於ける制度(1)の特色は、

- (一) 國內に於ける銀本位の存在、
- (二) 一定法定比率による金爲替の賣出、
- (三) 在外正貨の存置、である。(註二)

(註二) 印度の改正法以前の制度参照。

然るに戦後の金爲替準備(2)の方は、

- (一) 國內金本位制であり、
- (二) 一定比率により、銀行の任意によりて金爲替、金貨、金地金兌換のいづれをもなしうること。
- (三) 在外正貨存せず。

この兩者は共に金爲替本位制と呼ばれてゐるが、本質的には大いなる差異が存するのである。

(一) 先づその歴史的な觀察をなすならば、印度に於ける金爲替本位(以下舊金爲替と云ふ)は銀本位より金本位への過渡的本位制度とも云ふ可きもので、その目標は金本位たらんことにあり、金との關係をつけることを目的とする。反之、最近の金爲替(以下新金爲替本位と呼ぶ)は、金よりのがれんことを目的とする。即ち如何にして金を用ひぬ様にするかを意圖するもので、舊金爲替と全くその行き方を異にする。これ本質的に異ると云ふ第一の理由である。

(二) 次に舊金爲替本位にあつては、金爲替の請求は請求者の任意であつた。即ち印度に於ては、金爲替を請求するも、銀貨兌換によるもこれは請求者によつて決定せられた。(註三)新金爲替本位に於ては、兌換請求に對する兌換對象物の決定は全く兌換に應ずるものゝ任意であつて、請求者には何等の權利がない。

(註三) 勿論一應は國內は銀兌換也

(三) 舊金爲替本位に於ては在外正貨を必要とするが、新金爲替本位はこれを必要とせぬ。

(四) 舊制の場合には國內本位貨は銀であるが、新制に於ては國內は純然たる金本位制である。故に新舊金爲替制を同一視することは不合理である。従つて今若し金本位發達と云ふ點より之を觀察するならば、

- (一) 舊金爲替本位
- (二) 金貨本位
- (三) 金地金本位

(四) 新金爲替本位

となすを適當とするのではなからふか。

然し舊金爲替が金本位制といひうるや否やに付ては、舊金爲替本位が對外的に他の金本位國と同様對外支拂を金に以つてなす以上、而て金本位制がもつ第一の本質的作用を對外的關係にあると信する私は之をやはり金本位の一たることを疑はぬもので、従つて金本位研究の對象たるものとするのである。

第四節 金本位制梗概

金本位の諸形式について大略の觀察をしたが、その外形的のメルクマールたりうるものをこれらの規定から引出せば、大體次のことが是認せらるゝのではなからふか。

金本位制とは『貨幣の單位の價值が常に金の一定量の有する價值と關聯せしめらるゝこと』を根本とするものであるといへる。即ち金本位制を表明する國に於ては、必ずこの貨幣單位の價值と金の一定量との聯關を直接又は間接に明示するものである。

而てその形式は

(A) 硬貨については

(イ) 自由鑄造制又は

(ロ) 中央銀行の一定値段による金の無制限買込義務となり。

(B) 軟貨たる紙幣については

(イ) 金貨、金地金、金爲替兌換

(ロ) 金貨、金地金、金爲替の中央銀行の一定値段による無制限賣出義務となり

(ハ) 金貨、金地金の輸出入となる。

以上の如く、諸條件を擧げうるが、この内にて(一)硬貨についての(イ)(ロ)の條件は、その一を満足するを以つて足り、又(二)軟貨については(イ)(ロ)はその一を以つて足る。然し、(ハ)を缺除することは出来ない。

◇

右の如き金本位に關する外形的規定を以つて吾國一般専門研究家の説をみるに大體之に近き意見を見出すのである。例へば山崎覺次郎博士は『金本位とは、金と貨幣とが一定の比率を以つて互に轉換せられ、而して金の輸出入の自由なる貨幣制度である』(註こと定義せられてゐるが、これは以上の根本規定と價值關係維持の規定とを合併して規定されたものである。

高垣寅次郎博士は『金本位制度とは貨幣單位が金に基かしめられ、一定量の金によりて規定せられた制度である』といはれ(註二)

高田保馬博士は『貨幣一單位の價值を一種の金屬の一定量の價值に等しからしむる本位制度を單本位制度と云ふ、此金屬が金である場合に金本位制と稱せらる』(註三) 而て『金本位制を定義し、金の價值が一定の狭い限界内に確保せられてゐる制度と云ふのは一層精確である』(註四) と述べられて居る。

(註一) 『金本位制の研究』中、山崎博士 金本位の意義・作用及將來

(註二) 高垣博士、貨幣制度

(註三) 高田博士、經濟學新講、第三卷、二〇九頁

(註四) 同書、二一〇

其他、高橋(龜吉)氏は直接には外形的規定をせられないが、『通貨の供給量を金の供給量と一定の關係に縛り付けることに由つて……』(註一)といはれ、更に『此の通貨を法律を以つて金の量と一定の關係に縛りつけることに由つて……』(註二)といはるゝが、これはやはり以上の金と貨幣單位の價值關係を豫想せられてゐるものと解することが出来るのではなからうか。

(註一) 『金本位制の研究』中、高橋龜吉氏最近に於ける金本位崩壞の意味

(註二) 同上

更に石橋湛山氏は金本位については純粹金本位は『金が唯一の交換媒介物であり、銀行紙幣や預金通貨と云ふ様な

ものは一切なくて金が唯一の通貨である場合が純粹金本位である』(註一)と定義せられ、これは然し『唯觀念的に作られた假定の制度に過ぎないのである』(註二)として、『實際に行はれた金本位は何かと云ふと先づ三種ある。金貨本位、金地金本位、金爲替本位である』と述べ、その一々について説明せられてゐるが、直接的な規定を見出さない、唯吾國の金本位制をのべられて居るその説明と併せ考へると以上の要約と同様の傾向にあるものと考へられる。

(註一) 『金本位制の研究』石橋湛山氏、吾國金本位制の實質と將來

(註二) 同上

右 金本位と管理通貨

然乍ら私は金の一定量と貨幣單位の價值との間に常に一定聯關の存在と述べたが、この點に付て、田中金司教授は、『金本位制のもとにあつては金の價值と貨幣の價值とが常に等しいと云ふは言ひ過ぎであつて、常に等しからんとする傾向ありと云ふに過ぎない』(註一)といはれてゐるが、規定としては一致を目的としてゐると云ふことゝ實際とを區別して差支へないのではなからうか。

(註一) 田中金司教授『金本位制と中央銀行政策』

(昭和七年七月十五日通貨制度研究會)

第二章 金本位制の機能

此處に金本位制の職能を述ぶるに當つて、私は各方面の學者研究家の説を考證して、その一々について批判することを省略し、唯、その從來、金本位制について考へてゐることを卒直にのべて、それに多少の敷衍的説明を加へるとどめたいと思ふ。

何となれば、それは本研究會の議論のテーマを提供するにあるのが私に課されたる主たる任務であるからである。殊に國內關係に於ける金本位制の機能については一應論じたのであるが、議論の順序として簡單にふれることとする。

◇

先づ一國が、如何なる通貨制度を維持してゐるにせよ、その國が現今の如く他國との間に相互的なる經濟交通をなしてゐる場合に於ては、その國の通貨は一方に於て國內商品に對する購買力の一面をもつと同時に、他方、國際交易上に於ける當然の結果として、他國の通貨との比較即ち他國の通貨に對する交換能力、更に換言するならば外國通貨の幾何程に相當するかと云ふ一面をもつものである。

前者を今貨幣の對内價值と云ふならば後者は貨幣の對外價值と稱すべきもので、之を具體的に云ふならば對内價值は國內購買力、所謂物價問題であり、後者の對外價值は對外爲替相場に關する問題である。

通貨制度に於けるこの對内、對外の兩面は金本位制の機能を論ずるに當つても、同様に、問題を兩面より觀察し來らなければならぬ。

金本位制は既述せるごとく『貨幣單位の價值が金屬(金)の一定量の有する價值と關聯せしめらるゝもの』なることを根本とするものである。

従つて、金本位制はその形式の如何に拘はらず常に金の一定量と關係をもつが故に、金本位制の本質(機能)は結局この金が金本位制に於て、如何なる機能をつくしてゐるかによつてきまるものである。

即ち金が、對内關係と、對外關係に於いて如何なる役目をはたしてゐるかは、金本位制の本質即ち機能を決定するものである。

然らば通貨制度が、金に關連せしめらるゝことによつて、如何なる結果を生ずるか。今これを對内、對外の二方面に別けて論じて見よう。

第一節 金本位制の對内的機能

金は對内關係に於いて如何なる機能をつくすか。或者は

(A) 金本位制は金に基礎を置くが故に、貨幣價值の比較的安定を保つことが出来ると云ふ。

其の理由とするところは必ずしも一つでないが、その根本に於いては金貨本位制に於いての金貨の價值の安定せることを以つてする。凡そ、通貨制度に於いては、其の制度の基に於ける通貨價值の安定する事が第一條件でなければならぬ。一國通貨の價值が常に變動してゐることはその國の商業取引の圓滑を妨げ、債權債務の關係を混亂せしむる。其故に金本位制の機能として第一に擧ぐることは、此の意味に於いて先づ金地金の價值の安定を説き、それによつて構成せらるゝ金貨の價值の安定、即ち安定せる價值を持つ金の基礎の上に立つことを以つて金本位制通貨價值の安定の根據としてゐるのである。

然乍ら何故に金の價值は安定せるかに就ては、(a)金の持つ特質によつて説明するものと、(b)金の生産費によつて説明せんとするものがある。

金の持つ性質によつて説明せんとするものは金の年々の生産高が存在量に比して極めて僅少である事に依り、その新に生産せられたる金は既存の金の價值を左右し得ないと云ふにある。

次に、その論據は異なるにせよ、金の價值の比較的安定せることを結論する點に於ては同一であるものに、金の生産費の變化すくなきことを以つてするものがある。

併乍ら茲に注意すべきは、此の金の價值従つて貨幣素材の價值の安定せることを以つて直ちに貨幣價值の安定を結

論しえないことである。

若し金屬説をとるならば一應の解決は出来るかと考へられるけれども、金屬説は多くの缺點をもつものであり、それを支持することの困難なることを考へるならば、金の價值安定を以つて貨幣價值の安定を結論する事は出来ない。

(B) 自然的通貨調節作用

金本位制の國內的機能として擧ぐるものに、通貨の自然的調節作用を以つてするものがある。

今完全なる金本位をとる國に於いて物價騰貴をしたとするならば、それは當然外國からの物資の供給を誘ふの結果となり、輸入の促進の作用をなす。

反之輸出に對しては、國內の物價高は輸出の妨害となつて之を阻止するの結果となる。其故に國際貸借上より見る時には輸入増加、輸出の減少は當然借方支拂増加となり、外國宛爲替手形の需要の相對的過剰は手形價格の騰貴となり、其の國の貨幣の對外價值の下落となる。

其の結果は國外への金の流出となつて國內通貨の收縮を招來し、通貨の國內的收縮は貨幣價值の上昇、物價の下落となる。而て國內物價の下落は外國市場に於ける競争に打ち勝ち、外國に對する商品の供給を容易ならしめる。即ち輸出の促進となるのである。反之輸入は國內物價安のため内國市場に於いては外國品の競争を阻止し、その結果、國際貸借上は貸方の増加となり、外國爲替手形の供給増加は、その價格の下落を誘致することとなる。即ち對外價值の上騰を招來し、外國よりの金の流入となり從來の收縮せる通貨は膨脹の傾向となり、再び物價騰貴し、前述の過程を

繰り返すこととなる。

以上の金本位制の國內關係に於ける主張も、若し金本位制をしてこの作用を全からしめんとするならば、一定の條件を必要とするものであつて、この條件とはその金本位國がこの調節作用の活動中、金の流出入に對して、何等拘束をも加へず、超然と存しうるものでなければならぬ。

換言するならば相當に豊富なる金の所有國でなければならぬのである。

要之に國內關係に於てのみ金本位制を主張するならば、その論據の如何にかはらず、強いて之を採る必要は認められないのである。

金本位制の國內的意義がもし通貨價值の安定にあつて、對外的關係を除外せる、對内關係のみ存する社會を前提して論ずるならば、その國內關係の限りに於いて、必ずしも金本位に依らずとも通貨價值の安定を期しうるからである。

即ち

(イ) ケーレンズの管理通貨或は又極端なる例としては

(ロ) 不換紙幣本位にても充分であるといへる。

即ちその不換紙幣の發行を經濟に必要な範圍に於いてとゞめ、その數量を限定することによつて、その目的を達することが出来る。

然乍ら金本位制は國內關係に於いて如何なる特色があるかと云ふに、それは金本位制が國內的に信用統制の消極的

機能の存することである。

金本位制に於いては通貨は金に關連せしめらるゝが故に、紙幣は金の根據なくしては無制限に發行することは不可能である。

一國に於ける通貨の數量は

(イ) 鑄貨

(ロ) 紙幣

(ハ) 預金貨幣

であるが、この内

(一) 鑄貨の増加については金本位國に於いては市場に金貨流通なきため、金貨の鑄造制限による物價の影響等は考へる必要ない。

(二) 紙幣の増減

金本位制にては金の數量によつて限度が定めらるゝが故に、之に依り重要な制限をうける。

次に

(三) 預金通貨に就てあるが、これとても金によつて制限をうけるものである。何となれば預金通貨の基礎としての貸付は、資金たる通貨の數量によつて制限せらるゝものであるが、この通貨はその主たるものが紙幣たる以上、

同上の理由によつて間接に制限せられる。

この金本位による

- (1) 紙幣發行の制限
- (2) 預金通貨の制限

は併せて結局、金本位による信用の統制であり、金本位機能の國內經濟的關係に於ける消極的作用である。然るが故に、國內關係に於ける金本位制の論據は極めて消極的である。

第二節 金本位制の對外的機能

金本位制は然らば對外關係に於いて如何なる機能をもつか。

所謂、金の對外關係に於ける意義を検討してみよう。

國民經濟の國際性 吾々のなす交換經濟は其の最初に於ては極めて狭小なる範圍に於て行はれたものであるが、交通の發達にともなつて、交換經濟は、漸次その範圍を擴張して行く傾向を辿つて居る。

自己經濟を營んでゐた吾々は交換經濟を營むことに依つて自己の生活が他人に依存することを知つたのであるが、この傾向は益々濃厚となり、他人に依存することの愈々緊密なる今日に至つては、社會生活を離れて個人が存在を考

へ得ざる程度に迄至つた。

而してその初めに於て、個人が依存するところのものは一領域一國民と云ふが如き團結であつたが、交通の發達はこの國民經濟自體をも、その個別的の存在を許さぬやうになり、漸く世界經濟の一構成要素としての國民經濟としてのみその存在を確保し得るが如き状態となつた。換言すれば國民經濟より世界經濟へと進歩しつゝあるのである。

従つて吾々の社會生活はその國內的作用を蒙ることは勿論であるが、單にそれのみにとゞまらず、國外的なる現象の影響をも受けなければならなくなつた。即ち常に對外的關係に於ての考慮を必要とするに至つたのである。

この傾向は獨り經濟現象のみに限るべきものではなく、社會現象一般の問題ではあるが、殊に經濟方面に於ては、之が吾々日常生活に直接なる關係をもつ故にその影響も大である。

其故に凡ての經濟現象は單に國內關係に於いてのみ見ずに、一層大なる關係に於ける一部の現象として考察すること、即ち常に外部との關係に於いて觀察しなければならぬ。

◇

經濟現象の對外的性質の現はれた經濟現象の一つたる貨幣現象に於ても同様である。

このことは特に貨幣現象中に於てもその價值現象に於いて明かに認めうるものである。

即ち貨幣對内價值は、その對外價值の變化によつて影響せらるゝことが甚大となり、従つて國內貨幣價值の安定は單なる國內的通貨の管理による政策をもつてしては維持し得ず、例へば對外價值である外國爲替相場によつて國內價

値の左右せらるゝ如く、常に對外關係を考慮せずして國內的完全を計る事は不可能である。

今、國際間の取引決済の方法を見るに、歐洲諸國は殆んど皆金を以つて、その決済手段としてゐる。

即ち國際收支の残高は金(Gold)の形態をとつて、その國より流出入するのであつて、この意味に於ては金は國際的通貨とも稱すべきもので、金のもつ一つの特性である。

併作國際取引に於ける金は國際通貨なりと云ふも、一の商品として授受せらるゝものであり、そこには何等吾々が國內に於いて見る如き形式の統一せる共通貨幣ではないのである。即ち各國が金以外の商品の輸出入に對してその對價として金なる一の商品を共通に授受すると云ふに止まる。

◇

然らば何故に各國は金を以つて國際收支決済手段としたか。

これに對する解答は一の歴史的事實であつて、これはその論據を貨幣の發展史に求めなければならぬ。

物品貨幣から、その相互間の競合による結果、金屬がそれを持つ特殊性によつて貨幣素材としての地位を勝ちえたのであつたが、金屬の中でも、金が銀、銅等を凌駕して貨幣本位として用ひらるゝに至つたのは吾々の嗜好に伴つたのみでなく、その價值と量との關係に於いていづれの他のものにも優れる點にある。

而して一度一八一六年英國なる當時の優勢なる商業國が金を以つて本位とする貨幣制度をとるや、これと關係ある諸國は相次で金本位を採用した。

これは全く英國との取引關係上、同様の金本位をとることが便宜であつたからであることも、重要な理由の一たるは疑ひなき處であるが、既述せる處にて明かなる如くその根本に於ては金本位の確立は通貨の自然的發達の一過程であり、斯如くして國內に價值安定せる貨幣を供給するにあつたのである。金貨本位制は即ち之である。

然るにこの目的を金を以つてしても完全に達成せしむることは出来なかつた。

貨幣の發展は遂に國內に於ける金の使用を無用なるものとし、これを排除するに至つた。即ち金は國內に於て通貨としての職能をつくさずこれを補助貨、紙幣にゆづるに至つたのである。

従つて金はこの點から云ふ時には、價值安定せる國內通貨の供給者としての職能をつくさないのであるが、國際通貨としての金の意義を考ふる時は、その商品としての價值は他のいづれの金屬に比しても比較的安定せる價值を有し、従つて決済用としては國際取引に直接の利益を齎らすものである。

更に又、金を國際通貨とするが故に金をもつて貨幣制度の中心とし、これを集中し、保有する場合には、その保有金の流出流入を調節することにより、その國の貨幣の對外價值を維持することが出来る。この意味に於いて金は重要な意義をもつものである。而て對外價值の變動は直ちに對内價值に作用をもつものである。

例へば先づ對外價值の變化によりて影響を蒙るものは、貿易品の價格であり、次で之はその關係する原料品並に労働の需要に變化を及ぼし、労働需要の變化は賃銀の變動を招來し、その爲めには労働者の購買力に影響し、日用品の需要より一般商品に及ぼし、結局一般物價の變動即ち對内價值の變動に及ぼすものである。従つて對外價值の安定は

對内價值に對して好影響をもつものであり、對内價值安定の前提條件である。

要之、國內的貨幣價值の變動は、それ單獨としては一國內に於ける貨幣政策により、維持しうべしと雖も、現今の如き國際經濟の關係緊密なる時に於ては、單に、國內通貨政策によつてのみ、その價值の維持を完ふすることを得ず、對外關係を顧慮しなければならぬ。故に此の意味に於いて、對外的に價值の安定を保ちうる金本位制は通貨制度として意味の存するものである。

これ現今に於ける金本位制の積極的論據と云ふべきである。

第三節 金本位制の國際性

今金本位制を戦前の初期と戦後の現代とを對立せしむる時、從來の金本位制は、その意義は國內的價值安定せる貨幣の供給を主として意圖したものであり、これに反して現今の金本位制のその重點はその對外的關係即ち金の國際性に存するものといへよう。

即ち金本位制の形態に於て述べたその第一の形態である金貨本位制は、金貨を造り、これを流通場裡に投じて、流通せしめたのであり、その意圖する處は、價值安定せる貨幣を理論的に得るのみでなく、その現實に社會に流通せしむるのである。

然乍ら金本位制の基礎である金の機能は日常取引に金貨幣を授受することが本質でないことが明となつた。

即ち金本位制は金貨の授受なくとも通貨價值を維持し得るものであるが故に、茲に金爲替本位なるものが現はれた。これは金貨の流通しない一つの金本位制である。

然し更に一九二五年英國が歐洲戰役後に確立した金地金本位に到つては、金貨を全くつくらず、金は唯對外的關係に於てその機能を發揮せしむる制度である。

即ち金本位制なることに於ては、金貨本位、金爲替、金地金、共に同じではあるが、その内部に於ける金のもつ意義は、漸次、國內的より國外的となつてゐる。

これは金本位制の形態の發達を示すものであつて、同時に今日の金本位の機能のいづれに本質が存するかを物語つてゐるものであるといはねばならない。

金本位制の機能のいづれに存するかは以上永く述べた處であるが、これにつづいて考ふべきは、金本位制の今後の問題である。このことはこの金本位制のこの本質的機能から論ぜらる可きである。

然し唯一言附加することを許さるゝならば、金本位制は何等かの形式で、例へばそれは金の國際性を一層發揮する形式に於いて存續するものと考へられる事である。勿論之は以上の金本位制の本質の検討の後に論ぜらるべきもので、理論と實際の二方面から論證せらるべきものである。

(昭和八年一月二十日通貨制度研究會)

第三章 發券制度の更改

第一節 英國に於ける發券制度改正案

英國は一八一六年金本位制度を採用し、一八四四年英蘭銀行の兌換準備規定の確立以來、その金準備の豊富は金の流入の自由と相俟て漸次世界的金融の中心地としての特權をほしまゝにせしめて居つたが、歐洲大戰の勃發は遂にその初頭において各國をして兌換停止をなさしめ、英國も開戦による市場混亂の影響をうくるに至り、獨佛の如き正貨兌換を停止するの政策には出でなかつたといへ政府は直ちに金貨、金地金を以て條件付戰時禁制品としてその輸出禁止をなし、英國をして對外的には事實上不換紙幣國たらしめた。他方ロイド、デョーヂによりて聲明せられたる如く、金の節約より生ずる公衆の不便を避けんがため發行せられたる一ポンド並に十志二種の政府紙幣は英蘭銀行券と共にその主たる通貨であつた。

◇ 戰後貨幣制度改善問題に關しては、保守主義の英國は一九二五年四月廿八日大藏大臣の發表に依つていはゆる金塊本位制を採用し、國內にては紙幣流通すれども對外的には金本位國たるの關係にある事となつた。この英國の事例は

以來諸國をして金への復歸の趨勢を造らしめたことは争はれない所であるが、英國は更に今また銀行券發行制度の改正をもなさんとして居る。その内容は新紙の傳ふる所に據れば次の點に存する様である。

- (一)、政府紙幣の英蘭銀行券への合併
- (二)、英蘭銀行保證發行額の増加
- (三)、金の集中

政府紙幣の發行は一九一四年戰爭の勃發による金貨の隠匿、引上げがもたらす通貨不足に對するものであつた事は當時下院においてなしたるロイド・デョーヂの演説中にも明かなことであるが、この紙幣が英蘭銀行によらずして政府によりて發行せられたる理由の一は、戰爭開始による經濟界の動搖不安時代においては英蘭銀行によるよりも、政府自らの保證のもとに發行する方、流通に對する信用上確實なるを信じたるによる事はもちろんである。加ふるに財政上の理由によつてこの政府紙幣發行となりたるものであるが、今や改正案は之を以て英蘭銀行券に合併せんとして居る。元來この紙幣の政府紙幣たることは一時的理由によることは明かであつて、若し廢止不可能とするならば、紙幣統一上當然英蘭銀行に歸すべき事は、その銀行券の政府紙幣に對して、伸縮力より大なる點よりも首肯しうべきである。更に政府紙幣はその發行の基礎元來國家の信用による事大なるが故に、之を英蘭銀行に移すは、金本位の完全なる回復の直接的方法であるといへる。

唯、この結果は紙幣發行は國民の必要によるよりも、英蘭銀行金準備によりて支配せらるゝ事になれば、從てこゝ

に次の問題を生ずるのである。

◇ 即ち次の改正要點は保證準備の擴張である。

英蘭銀行券發行制度はビール條例以來通貨主義による制限發行方法を取り、その正貨準備以外の保證準備による銀行券發行制限高は、戰爭開始當時においては一千八百四十五萬ポンドであつたものが一九二三年二月には一千九百七十五萬ポンドまで擴張せられた。

然るに改正案においては一躍して二億六千萬ポンド（保證準備として銀貨五百五十萬ポンド以内保存し得）、即ち從來に比し一千二百二十五萬ポンドの増加である。

然らばかくの如き保證準備高の擴張は何を意味するか。

いふまでもなく英蘭銀行の資金にその貸出餘力を生ぜしめし事、之がため、戰爭以來政府紙幣によりてかく亂せられてをた金融市場における英蘭銀行の統制力が、再び回復せらるべきものと觀測することが出来るのである。

加ふるにその第二段においては正當に制限外發行を認めんとして居る。

英蘭銀行はその準據たる銀行條例によれば絶対に制限外發行を認められてをらなかつた。唯その制限的なるがため、數度の恐慌に對しては不都合を感じ、一八四七年十月の恐慌以來、一八五七年、一八六六年銀行條例の停止によつて制限外發行を許したのであるが、一九一四年大戰開始とともに八月六日の『通貨並に銀行券に關する法律』は大藏大

臣の許可のもとにこれを許した。

然るに改正案は必要ある場合には英蘭銀行の申請にもとづき、大藏大臣は六ヶ月を超えざる期間、保證準備發行限度の増額を認可することを得とし、その認可の更新は引き續き二年以上に互る事を得ざるものとした。

この意味は明かに銀行條例において限外發行制度を認めんとするもので、依之ば從來なしたる特別法の適用によらずして當然發行し得る事となる。

この改正は保證準備の擴張と共に同行に資金上絶大の力を付與するもので、重大なる改正といふべく、一方において吾國の發行制度に類するの結果となるものでこの點は注目すべき事である。

◇ 金の集中は戰爭以來各國の特に努力せし貨幣政策であつて、輸出禁止による金の散逸を事前にふせぐと共に、金本位回復の時期を早めんとし、他方積極的にその集中を計るものである。一九二五年の新貨幣法までは金準備は二つの基礎に別れて居つた。即ち英蘭銀行はその銀行券發行に對し、政府はその發行する政府紙幣に對し、各々金準備を有して居つたが、新貨幣法は金の集中に努め、まづ政府紙幣準備の二千七百萬ポンドを英蘭銀行に移した。然るに改正案は更に一般人にして一九二五年金本位條例第一條第一項有効期間中、金貨若くは金地金一萬ポンド以上を所有するものに輸出若くは工業用に供するもの外は英蘭銀行の要求により之を同行に賣却することを要すとして居る。

之は金準備の集中政策の表はれにして單一準備制度の基礎を益々強固にならしめんとするものであつて英蘭銀行の

金融上における地位の完全なる確立をはからんとするものであるといへる。

要之に今回の改正案は、その目的は貨幣統一と英蘭銀行の發行制度の確立とにあると見るべく、その統一政策はその統制政策と相まつて一の管理通貨政策を國內になし通貨の價值を維持し、對外的には金塊本位制を維持して、完全なる金への後復を實現せんとするにあると見る事が出來よう。(昭和三年六月十一日帝國大學新聞)

第二節 日本銀行の制度改革

第一項 兌換條令の改正

兌換準備に關して戰後諸國に唱へらるゝは比例準備法である。比例準備法は戰前すでにドイツの採用せるところであつて、戰後の新帝國銀行もその方法をとつて四〇%の準備率を保つことを規定した。その他、フランス銀行、イタリヤ銀行等も同様にこの比例準備の方法によつてゐるのである。

元來比例準備法の重要な特徴は通貨の供給をして經濟界の必要に應ぜしめ、潤澤ならしめる所に他の制限準備法と異なるものである。しかしながら比例準備率にして、もし三分の一準備法をとるとするならば、規定上正貨準備の三倍に相當する通貨の發行を許しうるものなるが故に、通貨膨脹の憂ひなしとせず、これと同時にもし金の流

出に當りて、その準備額が一たび減少する時は、その額の三倍に相當する通貨の急激なる收縮は通貨膨脹の時と同様の意味において物價に影響し、取引を初めとし商工業者のうける打撃は、想像するに餘りあるものである。従つて比例準備法を採る場合には、同時にその發行最高額の規定を設け、もつてその弊害を未然に防止すべきである。

翻つて今我國の現状についてこれを論ずるならば、解禁後兌換券發行高は約十二億三千五百萬圓にして、正貨準備高は約九億(八億八千八百九十四萬一千圓、昭和五年五月一日現在)を有し、準備率は正に七割四分に相當する。然るに今二分の一準備法をとると假定し、この金保有高を基礎とするならば、約二十七億の發行を可能ならしむるがゆゑに、發行餘分を生じ、現在の如く約二億二千六百萬圓といふが如き限外發行を見ざるに至るべきは當然なるのみならず、なほ十五億圓弱の發行餘分を生ずるものなれば、通貨膨脹の憂ひなしとはいひ得ず、なほまたそれを防止せんがため、最高發行高の制限をもつてこれを束縛するならば比例準備法の特色の大半は失はるゝであらう。こゝに至れば比例準備法も再考の餘地の十分存在することを見出すのである。

元來我國の發行制度は、その規定せられたるは古く明治廿一年七月、七千萬圓に保證發行限度を規定せられし以來、二十三年五月、八千五百萬圓に増額し、現今の一億二千萬圓限度は明治卅二年九月の規定によるものであり、すでに三十年餘の歲月を閲してをる。我國の經濟状態はこの間において異狀の發達をとげ、當時の状態と全くその趣を異にするものであれば、従つて保證發行限度の如きも當時において適當なりとされたる額が今日において不適當なるものたるは當然であり、限外發行の如き非常手段に訴へることなき場合こそむしろ不思議な現象となつて居る。ゆゑに

保證準備の擴張は今日において當然豫想すべきことである。しかして當時において非常手段たりし限外發行の今日平常時において起るは、その制度の缺陷に原因するといふより、その保證發行額の現經濟狀態に比して過少なるに原因すると見るべきこそむしろ妥當とするのではなからうか。

顧みるに三十二年における數字と今日のそれとを比較するに、當時の兌換券發行高は約二億五千萬圓なりしに、日露戰役を境としてその高は激増し、殊に大正七八年の好景氣以來十億圓代となり、昭和三、四年に比して減少したりと雖も今日なほ十二億三千五百萬圓弱を示し、その額において約五倍の増加をしてをる。次に正貨準備高を見るに三十二年には一億一千萬圓餘なりしものが、大正六、七年を劃して急増し、現今は幾分の減少を見たりと雖も、なほ約九億に近き準備を有し、これを以前に比較する時には約八倍の増加である。かくの如く數字上よりみるも經濟上の發展の跡は歴然たるものあるに拘はらず、保證準備發行限度のみ舊態にとゞめおくことの不合理はいふまでもない。しかも準備率において三十二年には四割四分の準備率なりしものが、最高時より減少したりと雖もなほ約七割の率を有する今日の場合において十分の増加をなし得ることは當然疑なきところである。例へば現在において保證發行限度を一躍して一億二千萬圓より三億五千萬圓とし、從來の制限外發行をその限度内に包含せしめ、限外發行をして、いふところの非常口たるの地位を得せしむるとも、なほ兌換券發行總額約十二億五千萬圓の發行をなしうべく、七割二分の安全率を確保することを得、何等信用上に云々すべきことを認めないであらう。

勿論この三億五千萬圓といへども永久的のものでなく、また近き將來において經濟狀態の如何なる發展をなすかによつて増減せらるべきもので、暫定的のものであることは從來と同じである。しかしながら、かくの如く一定の時期に、一定額づゝを増加するかはりに、前五年間の平均保證發行高の平均をもつて翌年の保證發行高の限度とし、漸進的に自然に適合せしむることも一方法であらう。

但し、これ等兩者のうち、そのいづれの方法をとるも一定の年における保證發行の限度は一定額に規定せらるべく、従つてもし何等か、臨時の必要に應じより以上の發行を必要とする場合の生じたるが如き時の便法として、矢張り從來の限外發行規定を存続し、恐慌等の場合に備ふることは必要と思考する。

現今歐洲諸國が比例準備制度を新しく採用する時、金融上において常に優れし英國が、この比例準備法によらずして從來の制度を基礎とし保證準備額の擴張をなし、永き歴史を有する制限準備を捨て、便法としての限外發行制度を認め、我國の制度に倣ひたるの結果となりたる事實は、強ち從來の我國の發行制度が本質的に缺陷を有するものにあらざることを裏書するものではなからうか。或は寧ろ時機に適するものなることを語ることゝいへ、一種の皮肉とも解釋することが出来る。

これを要するに我國の通貨制度改善としては、まづ金塊本位制への轉移を根本問題とし、保證準備の擴張を従とすることに理論的ならびに現實的重要さが存するものなりといひ得るのである。(昭和五年六月一日エコノミスト)

第二項 金解禁と日銀營務の擴張

久しきに涉つて懸案であつた金解禁の問題もまがりなにも漸く一應の解決がつき、吾國貨幣制度は再び金本位の常態に回復したのであるが、この時に當つて通貨問題に直接の關係と責任をもつべき中央銀行は、果して中央銀行たるの職務を盡して居るであらうか。

一國の中央銀行がその國の經濟に種々なる點に於て密接なる關係を有することは云ふ迄もないが、中央銀行の持つ職務の内にて一國通貨統制に關する意義はその最も重要なものと云ふことが出來よう。

今、中央銀行の通貨統制上の實際として擧げらるゝ方策は、(一)兌換券發行と(二)割引政策の二つである。

元來通貨統制問題は、その目的とする處は結局、一國貨幣價値の安定に關する問題であるが故に、兌換券發行のことは第一に吾人の考慮に上るものである。

一國通貨の流用額の増減はその貨幣價値に關係をもち、その低落、又は騰貴の原因であることは、獨り在來の數量説論者ならでも、その因果關係の存することの事實を否定するものはないであらう。

貨幣價値と流通額との關係に於て斯如き關係、即ち貨幣流通額の増加は貨幣價値の低落を惹起し、貨幣流通額の減少は貨幣價値の上騰を何等かの意義に於て招來するものとすれば、通貨即ち銀行券の發行者としての中央銀行は通貨價値の統制上重大なる地位にあるといはなければならぬ。

金本位國に於ては本位貨たる金貨、其他の補助貨幣並に預金通貨も流通市場に於ける通貨として含まる可きものであるが、最も一般人に直接し、現實に流通の媒介たる貨幣の本來的職能を充すものは紙幣たる銀行券であらう。故に

銀行券の發行は重大なる意味をもつものであり、従つて其に伴ふ發行制度に關する問題は重要問題の一つである。

而てこの點に關しては、(イ)兌換の方法と(ロ)發行方法に關しての論議が存在する。

先づ兌換の方法に關するものは貨幣價値の質的統制の問題であり、當然その國貨幣の本位問題に關係をもち、發行方法に關するものは貨幣の量的統制問題である。

從來の金本位はその模範を英國に於てみるごとく、現實なる金貨の鑄造をなして、市場に價値安定せる通貨を供給し、他方、自由鑄造の制度によつて貨幣と地金との價値關係を一定せしめ、同時に通貨をして流通市場に於ける通貨需給關係に順應せしむる點にその目標があつた。

即ちその直接目的として居る處は國內通貨の安定にあつたのは明瞭である。

次に兌換券發行に關するものは當然、その發行高の問題である。從來の金本位制度のもとに於ける發行方法は、制限的なる準備法によりその流通高を制限し、その恐るゝところは正にインフレーションであつた。

即ち通貨數量の統制に依つて貨幣價値の維持につとめたのである。

而てこの點に關連して、更に中央銀行の通貨統制の實際として前掲第二の割引政策をあげることが出来る。

即ちその作用とする所は金利政策に依つて流通貨幣の増減をはかり以て通貨價値の安定をはからんとするにある。換言するならばインフレーションに對する警戒としての金利の引上げは、通貨の引き上げとなり、通貨膨脹を未然にふせぎ、價値の安定をはかるにあつた。

中央銀行がその職能をこれらの方法によつて正しく實現しえたるや否やは別問題として、再びこゝに吾人の注意を喚起したきことは、中央銀行の重大なる職能として一般に認めらるゝ之等のものはその主旨皆その國の通貨の國內的價值安定の問題であり、換言するならば對內的職能であるといへる。

◇

國內的通貨價值安定の問題が重要なことは云ふ迄もなく、理想的通貨がその價值の安定せることにあることは論を俟たざる處ではあるが、今や國民經濟の發展は漸次國際經濟的意義を益々濃厚ならしめつゝあるが故に、一國の貨幣價值の安定即ち通貨統制は、中央銀行の國內的なる統制のみを以てしては達し能はざるが如くなつた。

從來金本位制はその國內市場に對する價值安定せる通貨の供給にその意義がみとめられてゐたのであつたが、一國經濟の國際經濟への變移につれて金はその國際性に於ける意義を認められ、金本位の重要性は一國貨幣の對外價值の安定の點に認めらるゝに至つたことは、戦後に於いて殊に著しい現象といひうるであらう。

斯如くして金本位制の對外的意義たる金の國際性の職能の發揮は、その國の貨幣の對外價值の維持であり、同時に外國爲替問題を別にしては、金の國際性の發展は不可能となる。

従て中央銀行にして一國通貨統制の責任あるものとするならば、國際經濟への進展の今日、中央銀行の業務中に於いて外國爲替業務は重大なるものゝ一つでなければならぬ。

今、翻つて吾國の中央銀行たる日本銀行の状態をみるに、その對內的方面に於ける通貨統制の意義は、その統制の

結果如何は別として、明かにその努力の跡を認めうるものであるが、その對外的方面に於ける日本銀行の態度は全く消極的なるものである。勿論吾國に於いては爲替銀行としての特殊銀行たる正金銀行の存するものがあるが、通貨統制力の點より考ふるときに、これが統制方法を二つの機關に別ち有するは、その實行に於て不統一をきたす恐れなしとは云へぬ。然乍ら爲替銀行の業務を日本銀行に全部かはらしむると云ふにはあらずも、その通貨統制上に於て必要なる範圍に於ける爲替業務の實行をなしうることと計ることは重要な急務といはなければならぬ。

現行、日本銀行條例はその業務に關して極めて限定的であるが、この點について通貨統制上に必要なる程度の業務規定擴張は、その改正の重點といはねばならぬであらう。

第三項 日銀制度改革論

最近の新聞紙の傳ふる處によれば日本銀行に關する改正に就て大藏省案の決定を見、近く開かるべき五月の議會に政府は改正法律案を提出する意向のもとに日本銀行側との協議中なる由である。

日本銀行に關する改革問題は既に再三論議せられたものであるが、今回特に注意を要するはその時代的背景である。歐洲戰爭は世界の全範に渡つて舊制度の破壊と新制度の建設とを齎らし、通貨制度に於ては國際的金本位制の時代を招來せしめた。

一九二五年の英國の金解禁を端緒とし、歐洲諸國は戰後競つて金本位制の確立を急ぎ、吾國も金輸出禁止解除をなして漸く金本位制は世界の通貨制度を統一した形であつたが、昨年九月廿一日の英國金本位の停止は、その原因が金本位制のもつ職能上の缺陷に因るものとは云ひ得ぬとしても、これを境として世界は再び不換紙幣の時代を現出することゝなつた。

デンマークを初めノールウェー、スエーデン等相次で金本位を停止し、昨年十二月十三日には吾國も金本位を離脱し、現今に於ては米、佛が辛うじが金本位を維持して居ると云ふが如き有様である。

金本位制について永き傳統をもつ英國の金本位離脱は、世界通貨制度に尠からざる影響を與へたるのみならず、更に他の重大なる意義をもつものである。

從來歐洲大戰後各國の採つた政策は戰爭による不換紙幣の整理であり、その結果として當然デフレーション政策であつたが、貨幣價值の安定と通貨制度の確立と共に、その目的は漸くスタビリゼーション政策へ轉向された。而して通貨政策最近迄の傾向はこの方向への進展を示すものであつたといへるのである。

然るに通貨政策は英國の金本位停止を境として漸くインフレーション政策へと變化した。

その原因は種々あるであらうが、世界的不況に苦しんだ各國が物價引上げによる景氣挽回策としてのインフレーション政策への轉移ともいへるが、漸く其の傾向が濃厚なるを覺えるのである。而て特にこの現象の顯著にあらはれたのは米國であるといへる。

歐洲戰後に於ける世界金融の特色は、金流入にもかゝらず、その金流入國に於てこれを市場に出さず、従つて、通貨の膨脹となつて表はれないことはマクミラン委員會の報告書にある處であるが、その政策の根柢はインフレーション反對にあつたといへよう。

然るに昨年一九三一年十月六日フーパー大統領が白聖館に大藏省並に聯邦準備局當局者、上下兩院議員、黨有力者等數十名を招き、米國に於ける不況打開策をして提示せる大統領の信用回復案なるものの之れが實行案たる、全米信用會社設立 (National Credit Corporation) 復興金融會社設立 (Reconstruction Finance Corporation) 反死藏貨運動 (Anti-hoarding Movement) 聯邦準備法改正による自由金の解放等を見る時、そのインフレーション政策への轉向を明かに示すものといへよう。

翻て吾國に於ても昨年末の金本位停止以後、インフレーションの問題は喧しくなつてきた。

現今に於ては再禁止效力の現實化一手段としてインフレーション政策は不況打開政策と合して一般の論議的となつてゐる觀があるが、日本銀行改正問題は正にこの背景の眞直中であることであり、これ從來の場合と著しく異なる點で、私は先づ讀者の注意を喚起したい所以である。

この時に於ける日銀問題は、如何なる取扱ひをうけるであらうかは恐らく一般の興味とする所であらう。

◇

日本銀行に關する改正問題は、其の問題の性質から觀る時には之を次の三つに別つことが出来る。

其一、銀行券發行制度に關するもの

其二、日銀の組織に關するもの

其三、日銀の業務の範圍に關するものである

以下順次其の主要なるものに就て論及して見よう。

其の一、日本銀行兌換制度に關する改正

日本銀行兌換制度に關する問題は現在の伸縮準備法による發行を如何なる制度に改正すべきか否やの問題である。從來歐洲大戰後に於ける世界通貨制度の大勢は比例準備法の採用に傾いてゐる。

比例準備法の特色はその制度の基礎たる金の流出入によつて、通貨の流通高を自然的に調節することにあるが、その全發行高と準備高との割合如何によつては、最小限度の準備を以て最大の發行をなしうることとなり、紙幣發行に餘力を生ぜしむる特徴をもつもので、其の結果として通貨供給を潤澤ならしむる所に他の準備法の追隨を許さざるものがある。

歐洲に於ける戦後の金分配はアメリカに偏在の現象となり、歐洲は金不足の時に、これらの國々が比例準備法をとつたことは、比例準備の作用を考へずとも、それを如何なる程度にまで利用してゐたか又、それが採用を餘儀なくせしめられたかは想像するに餘りあるものである。

斯如き歐洲に於ける現實上の比例準備制度への轉向は、從來吾國の兌換制度の改正に際しても現在の伸縮準備制度

を廢して比例準備制度をとるべしとの議論を生じた。

比例準備を説くものの主要する論點は、通貨數量の金準備による自然調節であり、それと同時に兌換券發行の餘裕を生ぜしむる點にあつた。

然乍ら比例準備法の作用にして以上の點にありとするならば、それは極端なるインフレーションか、或は又極端なるデフレーションの結果することを覺悟しなければならぬ。三分の一準備法に於ける一億圓の金の流入は三億圓の通貨の發行を可能とすると同時に、一億圓の金の流出は三億圓の通貨收縮を餘儀なくする。

通貨制度の理想が貨幣價値の安定にありとするならば、斯如き流通貨幣の極端なる増減を貨幣價値の變動なくして行はるべきものであらうか、恐らく不可能であるといへる。

而て若し、この極端なる作用をのがれんが爲めに、比例準備制度に加ふるに、一定の最高發行限度を規定せんとするならば、比例準備の特色を失ひ、伸縮準備法と何等えらぶ處はなく、寧ろ比例準備法と伸縮法との兩特色を失ふものであり、角を矯めて牛を殺すの類でなければ幸である。

從來の吾國の制度を見るに、非難は殊に近來限外發行の連續せらるゝ點にむけられてゐたのであるが、吾國の保證發行の額たる一億二千萬圓は明治卅二年九月の現實によるもので、其の後三十年餘の歳月を閲してゐる。吾國の經濟状態はこの間に於て異狀の發達を遂げて居るが故に、其當時に於て適當なりし保證發行限度が今日となりて不十分なることは、一方に於て信用制度の發達による通貨の節約を見積るも、なほ不十分なることは何人も首肯しうる所であらう。

この意味に於て私は兌換制度の改正に就ては、保證發行限度の擴張を以つてすることを主張して來たものである。今、茲にその是非論を詳細にすることを爲ようとし、又、その必要を認めない。何となれば今日の大藏省案なりとして傳へらるゝ處のものは保證發行限度の擴張にとどまるからである。

然乍らその問題はこの發行限度の金額にある。大藏省案としては現在一億二千萬圓を一舉にして十萬圓限度となさんとするにある。

今、吾國の通貨現狀を見るに、その發行高年平均は大略十一、二億圓である。最近の日銀帳尻（三日）によれば發行總額十一億二百七萬二千圓となり、これに對して金準備高は四億二千九百萬圓なる數字を示し、従つて保證發行額は六億七千三百七萬二千圓となり、保證發行限度たる一億二千萬圓を控除する時には、五億五千三百七萬二千圓の制限外發行となる。

然るに今回の改正案により保證發行高を十億とするならば、現在の狀態に於ては六億七千三百七萬三千圓は當然、限度内となり、限外發行をなくすのみならず尙ほ三億二千六百萬圓餘の發行餘力をもつこととなる。

假りに年末發行増加の時として昨年末（昭和六年二月二十六日）に數字をもとむるならば、兌換券發行高十二億七百五十七萬二千圓、保證準備發行總高七億二千六百四十八萬四千圓であり、限外發行は従つて六億六百四十八萬四千圓となる。

この數字を以つてしても十億圓の保證發行限度は保證準備發行高たる七億二千六百萬を充分カバーして限外發行を

消滅せしむるのみならず發行餘力を生ぜしむる結果となる。

従てこの意味に於て云ふ時は、從來非難的たりし、限外發行の消滅と發行餘力を生じ極めてこの非難に對して答ふるに適當のものといへるが如くであり、加ふるに發行餘力三億餘はインフレーション政策に對する充分の糧を與ふるもので、世界的通貨政策としてインフレーションへ轉向の様子を示せる今日、極めて時機をえたる如くに見える。

私は、この保證發行の擴張は從來の持論であり、その改正の主旨に對し賛意を表するものであるが、その額をして十億とすることには直ちに與することが出来ないものであるを遺憾とする。

今、現狀をその基礎として立論するならば、四億二千九百萬圓（約四億三千萬圓）の正貨準備に十億の保證發行高を許すとすれば通貨の最高發行限度は十四億三千萬圓となる。

然乍ら問題は此の場合に於ける正貨準備の兌換券の發行總額に對する割合である。

現在の金準備率が減少せず、今後維持せらるゝものとして十四億三千萬圓の銀行券の發行ありしものと假定する時にはその割合は三割であつて、已に比例準備法の各國の採用率としては低位にある三分の一準備率たる三割三分を割ることとなる。

保證準備による發行は十億とするも、それは伸縮準備法なる法律規定の範圍内に於てであるが故に、合法的であり、それが三分の一準備率に至らずとしても何等不都合なかるべしと云はんも、準備率の三分の一或は四割と云ふは、法律規定によりて定められたるものではなくして、發行と準備とに關する現實の經驗を基礎として定められたるものを

後ちに法律が明文として認めたるものであり、法律の問題に非ずして事実上の問題である。

其故に、伸縮準備法にありては、その比例準備法に於ける如く何等の割合の定むるものなきが故に、保證準備の擴張は三分の一を降るも差支なしと云ふならば大なる誤りといはねばならぬ。

カツセルは金偏在と不足の今日に於ては、各國はその準備率の低下並に規定の害あること、従つて比率の規定の排除はこれによつて準備率は事實に於て低下せられ、金の世界的なる争奪は緩和せらるべしといった。

然乍ら各國が一定の兌換準備を保持するは、その規定あるが爲めでなく、準備として事實その程度の金の保有を必要とするが爲めであり、規定によつて準備を維持するのではなくして、必要な最低限を明文を以つて示すに過ないものである。従つて、この明文の撤廢は何等、準備率の低下を引き起さず、むしろ幾何程が、最低であるか不明なるため、徒らに安全率を維持せんとして無駄の死蔵を助長せしむるにあらざるなきやを憂ふるものである。

或は謂はん、マクミラン委員會の報告書によれば、英國の金準備率は高きに過ぎるが故にこれを低下することを要することを提案してゐる。

同報告書の意見によれば金準備については正しい原則としては、(一)紙幣發行に就て餘り拘束せざること、(二)中央銀行の金準備の可動性あること、(三)現在の如き高率なる準備は改正すべく而して死蔵をさくべきであるが、(四)然しその最終準備率についてはその適度をきめる事は極めて困難なる問題であるとし、従つて(五)發行方法として、戦前の佛蘭西の發行方法たる最高發行高を規定する最高發行額制限制度を以つて適當と主張し、更に同報告は論旨を進めて英

蘭銀行の金準備統制の最善方法としては現實問題として考ふる時には現在(一九三一年)に於ては四億磅を以つて最高發行高限度として適當なりとし、それに對する準備としては七千五百萬磅を以つて最低限度とする事を提唱してゐる。

當時の英國の兌換券發行状態は約四億一千萬磅餘であり、之に對する正貨準備は一億三千六百萬磅餘(一九三一年九月十六日)であつて、カンリッフ委員會の金準備最低限度たる一億五千萬磅を割ると雖も尙ほ三割一分七厘の準備率をもつものであるが、マクミラン委員會の報告はその半額たる七千五百萬磅を以つて足ると云ふ、その率は正に一割五分九厘の準備率である。

斯如き兌換準備率は三分の一準備たる三割三分以上の準備率に慣れ、しかも事實上は四割、五割の金準備をもつ現代人が、果してこの準備率に安心をもちうるか、極めて疑ひをもつものである。

同報告に於ても、ブラッドベリー卿は之に對して反對の意見を持し、『金兌換範圍以上に法貨の數量を擴張することは危険なる改正であつて、金本位制の維持を危険に瀕せしむるものである』と述べてゐる。

斯如きは正に準備率を以つて法律規定によつて定めべきものとするの誤りに出づるものであつて、準備率の經驗による結果なることを忘却するものと云ふべきである。

従つて之等の準備率の低下の主張は、以つて今日の吾國の準備率の低下に對する辯明並に、低準備率採用の根據とする事は爲し得ぬものである。

今後準備率は一定の時機に至るならば、或は信用の發達によつてその低下の實現さる可き時もあるべく、又その時

の近からんことを望むものであるが、これを今日速急にもとむることは困難と云ふよりも無謀と云ふべきである。尙ほ吾國現實の問題として十億の保證發行の擴張は、若しその意思にして單なる現在の發行高をカバーしうるのみでなく、發行餘力をして來るべきインフレーション政策への準備として之に依て不況打開の一助とせんとするならば、方法としてインフレーションによる物價引上げが、今日の不況打開策の根本策に觸ざるものなる事を顧る必要がある。斯如く論じられたれば十億の保證發行は、そこに何等の意味なく、若し必要ならば現在の發行高をカバーしうる額にとゞめ、不必要なる擴張をさせてその準備率を高めて維持し置くことは、金兌換停止の今日と雖も、今後金本位制の回復を何等かの形に於てなさんとする場合には必要なることである。

この意味に於ては八億圓への擴張を以て餘儀なき最高限度とするものである。

◇

發行に關する第二の問題はそれにともなふ發行税の問題である。

従來保證發行については二分二厘五毛の發行税を課し、制限外發行に對しては五分を下らざる發行税を徴收してゐたのであつたが、若し、十億にせよ、八億にせよ、保證準備の擴張をなしたる時政府は制限外發行税を收納しえざる故に、その代りを何等かの方法によつてもとめなければならぬ。こゝに於て従來論ぜられたるものが納付金制度なるものである。

その内容の詳細は知ることを得ないが、前内閣時代の案として坊間傳ふところのものは、營業半期總利益金より

營業費行員賞與等を控除せる所謂總純益金を、従來は(一)株式配當(二)重役賞與(三)積立金に振り當てゝいたものであるが、この項目に(四)納付金を加はるものであつて、その方法としては先づ(一)總純益金の十分の一は第一種積立金として差引き、次に(二)第一株主配當金(年六分位)を差引き、次で(三)重役賞與金を、而して(四)その残額の三分の一を第一國庫納付金として控除し、(五)その残額よりは第二株主配當金をとり、(年四分位)而して更に(六)残額の三分の二は第二國庫納付金に充て、(七)その残額は日本銀行第二積立金及後期繰越金とすると云ふ。

その案はいづれにしても特權銀行としての日銀のその發行權行使による利益に對して國家が参加することは當然のことであり、その程度にして日銀の營業を害するが如き程度に非ざる限り是認せらるべきものでなければならぬ。然乍ら更にこれに關連する問題は制限外發行に關するものである。

今回の保證發行限度の擴張は、その結果として制限外發行を事實に於て消滅せしむるものと雖もその制度としてこれを廢除することを意味しない。依然として緊急必要の場合には保證發行限度を超えて兌換券の發行を許すものであるが、唯、問題は發行税に關してである。

従來大藏大臣は制限外發行に對して五分を下らざる程度に於て發行税を定めて課してゐたのであつた。然乍ら今回の改正はこの最低率を五分より三分に低下せんとする如くである。

元來制限外發行なるものは保證準備限度外の發行であつて、一般流通適度を超えて臨時必要のための發行である。従つてこれが永き存続はその目的に反するものである。故にこの點よりしても成るべく早く常態に復することを希望

すべきであり、それが又當然の事物の経過でなければならぬ。この意味に於て發行税低下の必要はなく、現在の儘にて然るべく、若し高きに過ぎると雖も、現在は保證發行限度も擴張せられざる時であり、常に限外發行を見ることき異狀時であるが故に、この發行は常時必要の發行を包含すべく、高きにすぎると云ふが如き意見も一應の理由あること、雖も、保證發行限度の擴張を前提としての限外發行は非常手段であり、従つて發行税等も高きが如きはむしろ豫防的意義に於て適當と考へるものである。

殊に十億圓の保證發行限度擴張を前提とするならば、インフレーションへの危険多き今日限外發行税の低下の如きは一層この傾向を助長せしむべきものであつて、通貨政策として採り得ざる處である。寧ろ、限外發行税は最低五分とし、その發行高の増加と共に累進税率を課し、以つて一層その濫發防止の主旨を徹底せしむべきではなからうか。

日本銀行に關する改正問題の第二はその組織の問題であり、今回の當面の問題としては日銀に參與理事會なるもの新設である。今その内容を知る事を得ぬが新紙の傳ふる處に大差なしとすれば、その組織及び權限として(一)參與は十名とする事、(二)その任命は大藏大臣の權限に屬し、(三)任期は三ヶ年とし、(四)參與は主要事項につき總裁の諮問に答へる(權限に付ては列舉主義に依らず包括的に規定する事)(五)最低一週一回以上の會議を開く事等がその特徴である。換言すれば一種の顧問制度と云ふべきである。各國中央銀行に於て、之が監督の地位にある諸委員會又は政府監督官の設けは多くその例を見る處であるが、政府の任命する總裁の諮問機關の例は極めて稀れであらふ。

特殊の業務について(例へば外國爲替業務手形割引等)その特定目的のための相談をなすべき委員會のごときもの

は之を見るが、包括的の諮問機關はその例乏しきもので、強いてもとむるならば獨逸國銀行法第十三條による中央委員會(der Zentralausschuss)を擧げうるであらふ。

これは獨逸國銀行の持分權利者を以つて組織せられて居るものであり、銀行はこれに對し必要に應じて其の意見を徴することを得るもので、その選任は持分權利者であつて政府の任命するものではない。或は又、亞米利加合衆國に於ける聯邦準備制度に於ける聯邦諮問委員會(Federal Advisory Council)を擧げることが出來よう。

これは聯邦準備區と同數の委員によつて組織せらるゝものであり、各聯邦準備銀行は其の理事會に於て毎年所在聯邦準備區より一名の聯邦諮問委員を選任するもので、該諮問委員會は少くも年四回及聯邦準備局の招集に従つてワシントンに開くのである。

而て聯邦諮問委員會の權限は評議及提案をなしうるのみで、即ち(一)一般取引狀態に關し直接聯邦準備局と評議すること、(二)聯邦準備局權限内の事項に關し口頭又は文書を以つて建議すること、(三)割引歩合、再割引業務、兌換券發行、各區に於ける準備金の狀況、準備銀行の金又は證券の賣買、並に一般市場取引及聯邦準備制度に關する一般的事項に關し報告を徴し、又は提議をなすことを主たる目的とするものである。

その目的は大體同じであるもその任免、組織に於ては今回の吾國の例と異なるもので、之を以つて斷ずるを得ぬとしても、中央銀行がその方針について廣くこれを委員會に諮問して事を處することは望ましき事なるも、その要は參與たるべき人物の選任如何によることであり、これによつてその機能の左右せらるゝことは勿論である。

政府任命の參與理事會が政府の干涉機關となるならば、無用のものなるのみならず寧ろ有害であるといはねばならぬ。金融界のことは迅速と或る程度の祕密確保を必要とする場合、この業務の實現化に更に一段の煩雜性を増すことは、その制度が積極的な特色を充分に備へて居ることを必要條件とする。參與理事會の制度は然し、積極的職能よりも、寧ろ必要時の諮問機關たるの單純なる形に於て存することこそ望ましき次第である。

◇

日本銀行改正に就ての第三の問題はその業務の範圍に關するものである。今回の直接問題として現實化されてはるないが、それは日銀業務の擴張であり。又それによる中央銀行としての日銀による金融統制の強力化である。

日銀の金融統制は、金利政策割引政策を初めとして公開市場政策等その方法を擧げ得るが、現實問題としてはその業務の範圍に束縛せられて、行動を完全に遂行する能はざる場合がある。

殊に爲替賣買に關し日銀は或る程度迄の自由をもつべきものではあるまいか。然しこれには爲替銀行たる横濱正金銀行との營業上の衝突があり、具體問題として多くの困難をもつものであるが、現今の如く通貨制度が國際性を帯び來たれる時には、通貨制度の確立を保證する責任を負ふ中央銀行としては或る程度の自由は當然許さるべきものではなからうか。私は既に多くの頁を費した。尙ほ細目に渡つて論ずべき多くのものがあるが當面の問題となつて居らぬ今日、之等は他の機會に譲ることとして擱筆する。(上述日本銀行の改革案は昭和七年春の第六十二議會を通過し、今日行はれて居る所である。)(昭和七年六月經濟往來)

第四章 金本位制への復歸

第一項 金解禁と輿論

金解禁といふ言葉を聞く毎に、倦怠を感じる程に日々、人の口の端にのぼつた金解禁も、政府が去る十一月二十一日に明年一月十一日をもつて、從來の金解禁輸出取締りに關する省令の廢止をなすと聲明した事によつて一段落ついたといふ形である。

大正六年九月世界大戰の影響による歐洲諸國の經濟状態はアメリカ合衆國をして金輸出の禁止をなさしめ、餘波をうけて我國も金銀の輸出禁止をなすに至つてより今日この聲明を見るに至るまで、實に年を閲する十有二年は短しいふことを得ない。

この間一九一九年六月(大正八年)、アメリカ合衆國がまづ金解禁を實施してより、歐洲諸國相次でこの例に倣ひ一九二五年大正四年にはイギリスも金解禁をなし、昨年(一九二八)六月フランスの金本位復歸を最後として、ほとんど世界の國々が金輸出禁止を解除し、戦前の状態に復歸し、その然らざるものは我國を始めとして、二三の小國に過ぎざる有様であつたから、今日我國が、この金解禁を表明することは正に金解禁史の最後の頁をめくるが如きもの

で、従つてこの時期において、我國金解禁史の總決算をして置くこともまた意義ありといふことが出来よう。金解禁の問題が輿論となつたのは輸出禁止のあつて以來數回であるが、私はこの大正六年以來今日までの時期を以て下の如く六期に區別して考へることが、その特色を知る上において適當してをる様に思ふ。

その第一期といふべきものは金輸出禁止のありし大正六年より大正九年三月の反動恐慌に至るまでの時期であり、第二期はこの三月の反動期以後大正十二年九月一日の大震災前に至る期間である。第三期は大震災以後大正十四年四月イギリスにおける金解禁の聲明に至るまでであり、第四期はイギリスにおける金本位復歸以後昭和二年三月の金融恐慌に至る時期を指し、第五期は昭和二年三月の金融恐慌以後本年（昭和四年）六月濱口内閣の成立に至る時期であり、以後今日に至るまでを第六期といはふとするものである。

しかして今私がかくの如く時期を区分するのは、この各時期においてくり返し輿論となり世上に論じられたる金解禁問題は、各々金解禁の必要を論ずるものではあるが、その主たる論據とする所は必ずしも同一であるとはいはず、各々その時期に伴ふ特性の變遷のあとを逐ふことが出来るからである。

◇

元來金輸出禁止に關する省令は寺内内閣勝田藏相の時代になされたのであるが、大正七年九月原内閣成立し、高橋藏相の時におよび、翌八年六月、アメリカ合衆國の金解禁聲明に伴つて我國においても金解禁論は世論となるに至つた。これ即ち第一期における金解禁論である。

然るに大正九年春に至り戦後の好況に對する反動として一般的不景氣を招來するに至り、同年三月における對米爲替は四八ドルとなり、同年末に一時五〇ドル相場を現出したるも、十年始めには再び四八ドル代となるに至つた。而して一方正貨は當時（九年）最高額たる二十一億を越ゆる状態であつたので、人々はこの爲替相場の逆轉は不自然なる金輸出禁止あるがためなりと一般に唱へらるゝに至つたのが十年夏頃である。

然るに對米爲替相場の低下は尙その傾向を示し、十一年六月には四七ドル代となつた。こゝにおいて金解禁は爲替相場低落防止を第一論據として提唱せられたのであるが、當時の加藤友三郎内閣市來藏相の政府側の意見は金解禁尙早論であり、これは九月（十一年）の政府の聲明書となつて現れた。

この十年夏と十一年春の二つの時期においてなされたる金解禁論は、その根柢において共に爲替低落防止の消極的論旨に共通點を有するものなる故をもつて、こゝには第二期としてこれを包含することゝした。

政府の政策は爲替相場に僅少の回復の徴を示したるも、十二年九月一日の關東大震災を境として十四年春まで爲替は大暴落の時代を現出するにおよんだ。

即ち大震災と共に成立したるは山本内閣にして、井上氏が藏相の地位にあつた時代である。當時大震災による對外爲替相場の下落を豫想されて居たが、幸にも震災直後は相場に直接的影響の見るべきもの無く、同年末における對米爲替は四九ドル代を維持することが出来た。

然るに翌十三年一月にいり勝田氏を藏相とする浦内閣は成立せしも、對外爲替殊に對米爲替は同年春以來下落の

傾向著しく、同年六月加藤高明内閣成立し、濱口氏藏相となりたるも爲替相場は依然暴落し、三月には四六ドル代なりしもの四月には四一ドル代となり、十三年末には三八ドル代に低落するの狀態に至つた。

かくの如き急激なる爲替相場の下落による爲替暴落時代の現出は、その積極的救済策としての金解禁が論ぜられる所以であり、しかし又これが第三期の特色である。

我國にとつて經濟的に多難なりし十三年もかくて過ぎ、翌十四年となるやその春四月、イギリスは金解禁を聲明し新金本位制をとり、確立せる貨幣制度の上に立つたのである。しかして我國においては十四年の始めより對外爲替も漸次上昇の趨勢を持續し、爲替回復の時代にいり、昭和元年末即ち大正十五年末より昭和二年初頭にかけ平價に近き相場にまで上昇するに至つたため、こゝにイギリスにならひ金解禁をなすべしとの聲をきいた。これ即ち第四期である。

かくして昭和二年春には對米爲替は四九ドル代の相場を現出して居たが、偶々時の藏相片岡氏の失言よりはしなくも銀行取付騒動となり、いはゆる金融恐慌を起したため、對米爲替は再び下向となり、四五ドル代の相場をも現出する有様となつた。

この間歐洲諸國においては相次で金解禁をなした。即ち一九二六年（昭和元年）にベルギー、次で翌年インド、イタリー、更に一九二八年（昭和三年）にはフランスが金解禁をなすにおよび、歐洲諸國のほとんどが完全なる金本位制に復歸し、金解禁を実施せざる國は我國を餘す二三の小國に過ぎざるに至つた。こゝに至り爲替相場の回復手段としての金解禁論を唱ふる者と共に、他方金解禁をこの時においてなさざる事をもつて我國の體面問題なりとうんぬん

する者出で、兩者相合して世間に論ぜらるゝを見た。これを第五期の特色とする。

然るに本年六月濱口内閣が成立するにおよび金解禁をもつて第一に標榜し、これに對して全力を傾注するものなることを示した。

こゝにおける金解禁は單なる爲替低落防止の手段でもなく、相場維持の手段でもなく、單なる戦前の金本位の回復を望んで居るでもなかつたのである。まして體面論は何等の價值も持つてをらない。

その論據の根強いものは我國經濟界の建直しをなすことにあつたからである。

金解禁による金本位の回復は、それ自體において何等の價值をもたない現在においては、それによる經濟界の整理を目的とするにあり、これ以外により良き手段なきことによつて、金本位の回復は擁護せらるべく、金解禁は重要性を持ち緊縮政策は努力に價する。

こゝに第六期の特色があるといへる。

さてこゝにおいて顧みれば單なる金解禁問題もかくの如く多方面の視野より支持され、提唱せられたるを見るのであるが、こゝにおいても一脈の進展を見出しうるものである。即ちこの最後の時期において金解禁論が従来のそれと比して、いまだかつて見ざる眞剣なる民衆の力となり、一步一步目的貫徹への道をたどり、實現を可能ならしめたことは、正にその最後の論據がより根本的であり、問題の核心を把握せる點にその吸引力が存するものであるといはなければならぬ。（昭和四年十二月十六日帝國大學新聞）

第二項 金解禁の影響

金輸出禁止が金本位制の自然的調節作用の破壊であり、従つて金解禁が従前の金本位制の回復にあることはすでに多くの人々によつて論じ盡くされ、私のこゝに再び繰返す必要を認めないのであるが、これによつて生ずる直接的効果は金の流出と、爲替相場の回復であらねばならない。即ち金の輸出禁止の廢止は金の自由輸出の回復である故に、金の國外流出の現象は當然豫想しうることでなければならぬ。又更に金本位制の完全なる回復は従前の正貨輸出入點の確立を意味する。即ち従來事實上金本位制は停止せられ紙幣本位制をとれるがために、正貨の輸送點は存在しなかつたのであるが、金の輸出の自由は現送點の計算を可能ならしめ、これがために國際爲替手形相場の變動範圍を極限するが故に、低落せる爲替手形の相場をしてこの制限内に引きあぐるにより爲替相場の回復を促すことも、また前者と共にその直接的効果といはねばならない。

従つて金解禁と通貨の關係はこの二個の直接的なる効果と、通貨との關係を究めなければならない。

先づ金の流出について考へて見るならば、その流出を生ずる原因の諸種ある中において主要なるものは、(一)輸出の狀態を第一とし、(二)國際資金の移動、並に(三)圓貨思惑賣買をこれに次ぐものとする。

今吾國の輸出入貿易の現状をみるに、昭和二年においては二億九千三百萬圓、昭和三年度においては三億三千萬圓の輸入超過を示したるも、他方貿易外收支の狀態をみるに、昭和二年度においては六千四百四十五萬圓の受取超過となり、

昭和三年度においては一億七千萬圓の受取超過となつてゐるが故に、結局之を差引く時には昭和二年度においては一億三千萬圓位の支拂超過となり、昭和三年度においては約一億二千萬圓程度の支拂超過となる。

今昭和四年度十一月までの國際支拂關係をみるに、輸入において約二十億五千萬圓となり、輸出において十九億八千萬圓を示し、こゝに約七千萬圓の不足を示して居るが、他方貿易外の收支勘定において約一億圓内外の受取勘定を有するが故に、結局國際收支は統計の誤差等を顧慮するとき差額においてほとんど大差なく、従つてこの方面よりの金の流出は何等憂ふべき大なる原因とならないであらう。

次に國際資金の移動にもなふ金の流出を考ふるも、國際間における遊金の移動はその原因として各國の金利の比較高によるものであるが、幸ひに現今は主要歐洲諸國の金利は割安の狀態にあり、各國の中央銀行割引歩合はニウヨーク準備銀行の四分五厘、英蘭銀行の五分五厘、フランス銀行の三分五厘見當等である。従つて我國の日銀(國債擔保)割引歩合の五分八厘四毛に比する時は割安にして、その他の諸國において多少の高率を示すものであるが、信用薄弱にして危険を伴ふものであるが故に、そのために單なる金利高による資金の移動は阻止せられ、従つてこの點よりの金流出も案ずるに足るだけの材料に乏しいといはなければならない。

更に圓貨思惑賣買についてはその金額の推定を最も困難とするものであり、去る大正十五年頃において圓貨思惑は意外に行はれたるも、その後吾國の金融狀態の豫想困難となりたるため漸次引上げられたもので、當時三億圓と推定せられてゐるが、現在にては殆んどその點においてみるべきものなしといふも過言ではないであらう。なほ又多少の

思惑あるとするも、何等これについて懸念するほどのものでないと考へられる。殊に海外金利安の今日解禁後に引上げらるゝものあるとするも、それを阻止する原因の存するを思ひ合すなれば、これによる金の流出は事實において僅少なるべしと思ふ。

従つて以上金解禁の直接的結果としての金の流出は、現在の状態を以てするならば案外に少量の流出にてとゞまるべきものであらうといふ推定はあるひは事實に近い想像ではあるまいか。従つてこれによる通貨の収縮は極く僅少といふべきである。

次に爲替相場の回復と通貨との關係を考へて見よう。

元來通貨の對外價値の變動は爲替相場に現れ、その對内價値は國內物價によつて知ることを得るものであるが故に爲替相場と物價との問題はこれを貨幣の對外價値と對内價値との關係となる。

然るに貨幣の對外價値と對内價値との間には一定の關係の存するものであつて、對外價値の上騰はまた對内價値の上騰の原因たることは私のこゝに更めてのべるまでもないことなるが故に、結局問題として残るものは、その程度の問題である。

今わが國が常にその範としてゐる英國の實情について觀るに、同國は一九二五年四月廿八日の金解禁聲明の時に於ける爲替相場と平價との間の開きは漸く一パーセント半にすぎずして舊平價解禁をなしたるものであるが、英國貨幣の對外價値はその下落一九二〇年初めを以て最もはげしく、當時の對米相場は三ドル三六毫にして、これを英、米平

價に比する時には約三割餘の下落となつてゐる。

しかるに現今は、解禁後においてその相場は平價に近き状態にあるとするならば、その對外價値の回復において三割の上昇ありしものとみることが出来る。

次に物價の趨勢をみるに、若し貨幣の對外價値と對内價値との間に同様の高低關係が存するものとするならば、一九二〇年において最高二九五を示した物價は、爲替と同様すくなくとも三割の貨幣對内價値の上昇あり、従つて二〇六見當を以て適當とすべきものであるが、事實においては約一三五の數字を示してゐる。勿論この數字の不一致は他の多くの原因による結果の總合としての結果であるが、その同一率による高低の存せざるまでもその同方面への高低あることは明かである。

従つて今翻へつてわが國の状態に眼を轉じてみるに、わが國においても同様の關係の存することを見るのであつて内地物價は常に爲替の高低に追隨するのを見るのである。

今わが國の外國爲替相場即ち圓貨の對外價値の變動を見るに、これを對米爲替に標準をとるならば、大正三年平均は四九ドル三四を示し、大正七年には五一・四七となり最高頂に達したるも以後漸落し、大正十四年には四〇ドル九三の最安値となり、以後再び漸増の傾向をとり、昭和元年には四六ドル八一となり、本年に入りては最近解禁聲明とともに平價に近き四八ドル毫の相場を現出するに至つた。

故に今これを大正三年（一九一四）の平均相場を一〇〇として最低たる大正十四年の平均相場を算出するならば、

約八二・九となり、大體において一割七分餘の對外價值下落となる。従つて金輸出解禁後において相場が平價に近き相場を回復するとするならば、約一割七分の價值上昇がある譯である。

従つて若し少くとも同率の價值上昇が對内價值にありとするならば、國內物價もこの最高時期の物價よりも約一割七分の安値を示してゐなければならぬ。

今この見地に立つて國內物價の状態を見るに、大正三年（一九一四）を基準とするならば大正七年平均物價指數は二〇二・六となり、同十二年には二〇九・五、同十四年には二一一・二といふ最高に達してゐる。しかして以後漸落の傾向をとり、昭和元年平均は一八八・二、同二年には一七八・六、同三年には一七九・八となり、昭和四年に入りても漸落をつゞけ、十一月平均は一七一・九といふ安値を呈するに至つたのである。

然るに他方前述の見地より、爲替と同様最高値より一割七分の回復あるものとするならば、最高指數たる大正十四年の二二一・二の一割七分減たる一六八・一五の指數を得べく、従つて物價は他の事情において等しとするならば、少くともこの點までの下落あるべしと見るを正當とするものではなからうか。しかしてこれ以上の下落ありとするならばそれは第一段の原因たる金の流出による通貨減にこれをもとむべきであらう。（昭和五年一月十三日、十四日中外商業）

第三項 金塊本位制度の採用

昭和六年四月四日發行東京朝日新聞は、

「大藏省は世界的の傾向と尙又昨年一月金解禁實施後の狀況に鑑み、いよく實質的に金塊本位制を採用することに方針を決定するに至つた」由を傳へ、政府は「近く金融制度調査會を開いてこれに付議した上、來議會に上程する運びとなるであらう。」

との記事を掲げてゐる。

今議會には兌換券發行制度改正について比例準備制度案が政府案として提出せらるべしと新聞紙に報導せられたが今又、かくの如き記事を見る時、當局における通貨制度改善の機運の熟せるを窺ひ知ることが出来る。

然しながら私はこの事の、何故に金解禁と同時に問題とならなかつたかを不思議とするのみならず寧ろ遺憾とするものである。

◇
顧ふに金の基礎の上に立つ金本位制度の一態様としては、金塊本位制はもつとも現經濟社會にふさはしき最善の方法といふ事が出来る。

元來金本位制は英國が一八一六年に採用して以來僅百餘年の歴史を持つに過ぎず、これが貨幣史上に占むる年限は尙短いものであらうが、この間において金本位制はその職能における重大なる變化をなした。しかしてこの變化は殊に歐洲大戰を境として明かに認めらるるのである。

英國が金本位制を確立するや、十九世紀後半において歐洲の國々相次でこれにならひ金本位制を採用した。即ちこ

れ等の國々は、さん然たる金貨を鑄造してこれを流通界に投じ、人々は喜んでこれを日常取引に授受したのである。しかしてこの状態は少くとも一九一四年の歐洲大戰開始まで繼續したのであつたが、一度歐洲の天地に風雲急をつぐるや、金貨は流通場裏より姿を消し、現實に授受せらるものは紙幣並に補助貨たる銀貨銅貨のみとなり、他方、法律においては兌換並に金の自由輸出は禁止せられ名實共に不換紙幣本位となつたのである。

然しながら一度休戦が宣せらるるや、各國はまづ通貨制度の回復を計り、新時代の本位制を如何にすべきかにつき多くの人々によつて論議を重ねられた。その結果、現實問題としては各國皆再び金の基礎の上にたつ金本位制を採用するに一致し、これに加ふるに從來金本位制にあらざる本位制の行はれて居たラテン貨幣同盟の國々さへも戦後には金本位制を確立するに至つたのである。然しこの戦後に確立せられたる金本位制は、その態様において戦前のいはゆる金貨本位制ではなかつた。金貨の鑄造をせず、従つて國內的の流通を目的とせず、金は地金の形において中央銀行の金庫に集中し、以つて銀行券發行の準備に充當し、あるひは又金を必要とするものに一定の價格にて地金を賣却することに供せられた。

この金本位制の態様の變化は何を物語るのであらうか。私をもつてこれをいはしむるならば、これは金本位制の本質的變化を示すものに他ならない。その態様はその本質的變化に追隨したるものと見るのが正當であると考へるのである。

十九世紀における金本位制たるいはゆる金貨本位制のその主たる目的は、價值安定せる貨幣を國內に供給すること

によつて、從來不確定なりし通貨状態に代らしめんためであつた。従つてその現實の要求は金貨の鑄造と國內市場における流通にあつた。故にその職能は對內的であるといふことが出来る。

然るに經濟的交通の發達は日々に國民經濟の世界經濟への進展を促進し、各國民經濟の國際的依存關係を密接ならしめ、その結果各國民經濟は各方面において相互に他國の影響を蒙むること甚だしく、通貨に就てももちろんその例に漏れず、對外的影響を度外視して國內通貨の價值安定を計るは不可能なることが明かに一般に認めらるゝに至つた。これは當然戦後において殊に著るしく、こゝにおいて金本位制が再び問題とさるゝに至つたのである。即ちこの場合における貨幣制度に對する要求の第一は一國の通貨の對外的價値の維持にあつた。換言するならば外國爲替相場の安定維持にあつたからである。國際間において債權債務支拂手段として各國が依然金を國際通貨として授受する以上、金を基礎とせざる貨幣制度は對外價値(爲替相場)の維持が極めて困難であり、その結果は通貨の第一義たる國內的貨幣價値の安定も不可能ならしむる故に、この使命を果さんために金本位制が採用せられたのである。従つて國內的流通を第一の目的とせざるが故に金貨を鑄造することを不要とし、尙又ただ對外的(國際的)意義を全ふせしむるがために金地金としてこれを中央銀行の金庫中に蓄藏し、紙幣發行の準備とし、又必要の場合に對外的支拂のためにのみする兌換(あるひは賣だし)に應ずるを以つて本質とする金塊本位制の態様を以つて出現したのである。即ちこの意義において戦後の金本位制は對外的であり、従つて金塊本位制こそ金本位制の最新の態様であるといひ得るのである。

さて我國の通貨制度を見るに、明治三十年制定の貨幣法は金貨の鑄造をなし、かつこれに自由鑄造を許し、更に兌換銀行券條例はその第一條において、金貨兌換を明かにしてある純然たる金貨本位である。その後大正六年金の自由輸出を禁止し、爾來現實には不換紙幣國と變化したが、昭和五年一月十一日の金解禁と共に再び法律的には戦前の金貨本位制にもどつたのである。

然しながらこゝに暫く我國の通貨の流通状態を観察すれば、我國においてはその金本位制の制定の始めより市場における金貨の流通なく、その主たる流通手段は紙幣並に補助貨たる銀貨であつた。しかしこれは戦後においても同様である。

金貨を鑄造する金本位制が、その目的が對内的流通にあるといへども、その現實において我國並に戦前のオーストリーにおけるごとく、金貨が流通を見なかつたことは、初期の金本位制がその目的がいづれにあつたとするも、金貨を鑄造することが金本位制の本質的條件でないことを他方において示すものではなからうか。

更に又、戦後我國の状態は依然として戦前のそれと變りなきも、この場合においては既述せる如き金本位制の職能の本質的變化より來る理論的當然の結果であるといふべきものである。

我國においては金貨鑄造をなすといへども、これは中央銀行の庫中に保有せられ、平時における兌換の請求はたゞ對外的支拂の場合においてのみであるといへる。即ち形式的に金貨本位でありながら、實質において金貨を保有する

の特別の理由なく、作用においては金塊本位制と何等變る所がないのである。この點から論ずるならば我國が金塊本位制に代ることも理論的にも又、實際的にも正に理由あることであり、その實情にして既に金塊本位と同様の状態にある以上金塊本位制への改革は經濟上影響の憂ふべきものなく、しかもかくの如くして我國の貨幣制度は名實伴ふ事を得るものである。

更に金塊本位制を採用するについて當然考へべきは、兌換（あるひは金賣出）の最低額を規定することである。金塊本位制をとるといへども、その兌換請求を無制限とするならば、金貨本位制におけると同様に徒らに兌換請求するものを防ぐことは不可能となる。

英國においては一九二五年の改正法により、金地金支出最低額を以つて純金約四百トロイ・オンスと制限し、以つて小額なる兌換（賣却）を防いで居る。これは金塊本位制の本質にふれず、しかも徒なる金の散逸を防ぎ金の節約をなしうるものである。

殊に最近國際聯盟による金購買力委員會の報告は、金産出の將來に對し極めて悲觀的の豫想を發表し、金の節約を切に各國に對して懇懇する今日、極めて妥當なる制限といはねばならない。

◇
終りに實行方法について同紙の傳ふる所によれば、貨幣法の改正は重大問題なるゆゑを以つて、この際は根本的の改正をなさず、現行兌換銀行券條例第一條「兌換銀行券は日本銀行條例第十四條により同銀行において發行し金貨を

以て兌換するものとす」とあるを、「金貨及び金塊を以て」と改正し、兌換については日本銀行の自由裁量の餘地を残し、これによつて實質的に金塊本位制を採用せんとするが當局の意向なる如く記されて居るが、果して事實とするならば何故にかくの如き姑息的手續をなすかその了解に苦しむものである。

貨幣法の改正の重大問題なるはその法律自體にあるはもち論であり、然も今回の改正が現行法（金貨本位）をして名實相伴はしむることをその主眼とするならば、金貨なる文字を省き金塊のみを以つてすることをこの時において明かに示すべきである。

然しながら忘るべからざることは、我國通貨制度改正問題は金塊本位制のみの採用によつて終るものではなく、當然兌換券發行準備制度の改正問題との不可離の關聯のもとに解決せらるべきのなることを付記して筆を擱く。

（昭和六年四月二十日帝國大學新聞）

第五章 金 問 題

第一項 國際聯盟金委員會の設立

現今の世界的不況の原因は多くの識者によつて各方面から研究せられてゐるが、世界の金産出の減少並に其の偏在を物價下落の原因の一つに擧げて居ることには、恐らく皆が等しく一致してゐる處であらう。

歐洲大戰は凡ゆる方面に變革をもたらした。貨幣制度に於ては殆んど世界を擧げて不換紙幣の國たらしめたのである。金兌換の停止、金輸出自由の廢止等、直接或は間接に金本位制の本質は失はれた。その結果として戦後に於ける通貨問題の第一に擧げられたのはその制度の建直しであつて、多くの論争を生んだのも此の時であつた。金本位制への回復を意圖するもの、或は紙幣本位を維持せんとするもの、或は又、全然新しき方策のもとに國際的通貨を作らんとするもの等々、通貨問題は世界の各方面にその興味を中心となつてゐた。然し現實問題に於て各國は金本位制の回復へと急いだのであつた。從來金本位制を確立してゐた國は云ふ迄もなく、異なる本位制を採れる國々も相次で金本位制を採用するに至つた。爲めに俄然金に對する急激なる需要増加となり、當然に金の相對的不足となり、この結果

金本位制をとる國々の貨幣の購買力に影響をもたらさずには居らなかつた。即ち購買力の上昇となり、物價下落の現象を惹起したのである。

茲に於いて金の供給の前途は金本位國にとつて重大なる問題となつた。何となれば金供給の將來に於ける不足は、永久的金準備の缺乏となり、物價低落の永久的繼續は金本位制の破綻を暗示するものであるからである。

故に金の將來に關する世界的權威ある人々の意見は何人も聞かんとする共通の問題でなければならぬ。

國際聯盟財政委員會 (the Financial Committee) 一九二八年十二月十四日並に一九二九年六月十七日の理事會の決議により、「金の購買力の變動の原因並に各國民の經濟生活に對する影響の研究調査」の目的で、世界的權威者を以つてする特別委員會が設けられた。この委員會は所謂金委員會 (Gold Delegation) と稱せらるゝもので、一九三〇年九月に第一回の中間報告 (Interim Report of the Gold Delegation of the Financial Committee) を出し、更に本年に入り二月二十日附にて第二回の中間報告 (Selected Documents submitted to the Gold Delegation of the Financial Committee) を作成し、金問題の將來に關して吾人に貴重なる研究資料を供給したのである。

此の二つの報告が如何なる事實を吾々に傳へたか、以下はその大略の紹介である。

其委員會の顔振は次の如きものである。

M. Albert Janssen (Chairman)

Professor at the University of Louvain, formerly Minister of Finance, formerly Director of the National Bank of Belgium.

Professor M. J. Bonn,

of the University of Berlin.

Professor Gustav Cassel

of the University of Stockholm.

Comte de Chalendar

Managing Director of the "Compagnie d'Assurances générales sur la Vie," formerly Financial Attaché to the French Embassy in London, formerly Inspector of Finance.

Sir Reginald Mant. K. C. I. E., G. S. I.,

Member of the Council of India, Member of the Royal Commission on Indian Currency and Finance 1925—26

Dr. Felty Mlynarski

Professor of Banking at the Academy of Commerce in Warsaw, formerly Vice-Governor of the Bank of Poland.

Dr. Vilem Pospisil,

Governor of the National Bank of Czechoslovakia

Professor O. M. W. Sprague,

of the Bank of England, formerly Converse Professor of Banking and Finance at the Graduate School of Business Administration, Harvard University.

Sir Henry Strakosch, G. B. E.,

Chairman and Managing Director of the Union Corporation, Ltd., London.

Dr. L. J. A. Trip
formerly Governor of the Java Bank, formerly Treasurer-General of the Netherlands.
Resigned before the Second Session:
Professor Alberto Beneduce
President of the Credit Institute for Public Works, Rome.
To Succeed Professor Sprague after Second Session:
Mr. George E. Roberts,
Vice-President of the National City Bank of New York.

第二項 第一回中間報告

第一回中間報告は其の附録に(一)金生産の將來並に(二)供給及需要に關する諸調査並に統計を聚集してゐるがその本文は次の四項目に大別することが出来る。

- (一)金の供給
- (イ)金の生産
- (ロ)貨幣用金の蓄藏
- (二)金の需要

- (イ)非貨幣用需要
- (ロ)貨幣用需要

- (三)金の分配
- (四)救済方法

元來金の購買力の變動に關する研究と云つても極めて廣範に渉るものである。長期に渉る變動を研究するも其の一つであり、又その短期間に於ける變動もその研究の對象となる。從て問題をこゝに限定する必要にせまらるのであるが、委員會はこれを長期に渉る變動の研究に限つたのである。即ち一方現在並に將來の金の生産と、他方世界の生産事業並に取引の増加との關係から一般物價の上騰或は下落の傾向に有りや否やを研究するにあつた。即ち『金委員會の目的は思慮ある救済方法を採らざる場合に豫想せらるゝ結果を出來うる限り正確に述べて、先づ救済方法並にそれが如何に必要なかを知らしめ、次に救済方法を如何なる方向に求むべきかに對して指針の基礎をきづかんとする』にあるのである。

- (一)金の供給
- (A)金の生産

全世界の金産額は年額約四億弗であつて、尙ほ今後三四年間は僅少なながらも増加の傾向があるが、次の十年間に對しては政府並に民間凡ゆる方面の報告を基礎として見る時減少の傾向を豫想されるのである。

金生産豫想高

年次	南阿	加奈太	合衆國	濠洲	印度	其他	合計	合計 (キッチン氏)
一九三〇	二一・七	四〇・三	四二・八	一一・二	七・六	九一	四〇五	四〇四
一九三一	二〇七・三	四〇・九	四二・二	一二・四	七・五	九一	四〇一	四〇二
一九三二	二一三・二	四一・五	四一・五	一二・二	七・四	九一	四〇七	四一〇
一九三三	二〇六・八	四二・一	四一・〇	一一・九	七・三	九〇	三九九	四〇七
一九三四	一九八・一	四二・八	四〇・三	一一・七	七・三	九〇	三九〇	四〇三
一九三五	一八九・八	四三・四	三八・九	一一・四	七・二	九〇	三八一	三九八
一九三六	一六六・七	四四・〇	三七・三	一一・二	七・一	九〇	三五六	三九七
一九三七	一六七・四	四四・七	三六・七	一〇・九	七・〇	九〇	三五七	三九二
一九三八	一六七・四	四五・三	三六・五	一〇・七	七・〇	九〇	三五七	三八四
一九三九	一三三・三	四五・九	三六・三	一〇・五	六・九	九〇	三二三	三七〇
一九四〇	一二四・一	四六・五	三六・一	一〇・二	六・八	九〇	三一四	三七〇

この表によつて明かである如く一九三二年迄全産額は増加の傾向を維持し、それ以後は漸次減退の数字を示してゐる。然乍ら勿論物價の變動に依つて金の産出が影響せらるゝことは看過すべからざるもので、又理論的にも考へ得ることであり、且つ之等産出高の概算は現在の急激なる物價下落以前に既になされたものではあるが、統計的研究に於ては金産出は極めて物價平準の變動に對して敏感ならざることを示してゐる。従て以上の統計殊にその産出高の大半を占むる南阿の産出高についても、これを根本的に修正するの必要を認めないであらう。

(B) 貨幣用金の蓄藏

一九二八年末に於ける發券銀行並に國庫の金準備高は約百億三千五百萬弗であつて、之に亞細亞以外の數國に於ける流通金、商業銀行の金蓄藏、並に死藏金等の九億一千五百萬弗を加算する時には約百九億五千萬弗となる。

九億一千五百萬弗の内三億九千五百萬弗は亞米利加合衆國にあるものである。今昨年末(一九三〇年末)の暫定的なる数字によれば全準備金は百四億二千五百萬弗で、貨幣用蓄藏の總額は約百十一億七千五百萬弗であるから、約一ヶ年間に二億二千五百萬弗の増加である。

更にこの貨幣用金蓄藏高に加ふるに、大量の金が民間殊に印度に金裝飾品の形で死藏せられてゐる。然乍ら此等の非貨幣用の金は戰時等を除外しては貨幣用に入りきたらぬものであるから、貨幣方面に影響あるものとは考へることは出来ない。

(二) 金の需要

金の全供給は殆んど次の需要に應ずるものである。

(A) 非貨幣用のため

(i) 印度の吸收

(ii) 工業用

(B) 貨幣用のため

今非貨幣用の場合について見るに、印度は古來金を多量に購入する國であつて、戦時中はこの需要を充すことが出来なかつた爲に、一九二四年頃は殊に金を多量に需要したのである。その高は漸く近年減少したと雖も尙ほ八千萬乃至九千萬弗の年需要がある。この需要は勿論漸次減退するものと見ることが出来るが、こゝ數年間には重大なる減少ありと豫想しない方が安全であらう。

工業用の方の需要に關しての材料は極めて不完全ではあるが、聚集しうる材料の範圍に於て精細なる調査の結果は、非貨幣用の金需要は印度、支那並に他の東洋諸國を包含し年一億八千萬乃至二億弗と推定せられる。

この基礎のもとに推算すれば金の新生産の半分以上は貨幣用に供せらるゝこととなり、將來金生産が豫想の如く減退し、非貨幣用の需要が依然として變化せざる時には貨幣用としての利用し得る額は明かに減少することとなる。

(B) 貨幣用の需要

貨幣用需要を決定するには、先づ第一に金準備を必要とする紙幣發行高並に中央銀行の要求拂債務の總額、第二に準備の法定割合及び實際上の準備割合を知らねばならない。

今、金本位國について統計的研究の結果次のことがいへる。即ち一九二八年末に於ける紙幣並に要求拂債務總額は二百四十五億萬弗である。

必要金準備の高に就ては、金以外に外國爲替も亦用ひられてゐるため正確に知り得ぬが、一九二八年には平均四十%強で、法律上の最低準備率は二九%から三四%、平均は約三二%である。然し銀行は實際に於てこの最低率以上七

年次	金産額豫想	非貨幣用需要	貨利用可能額	準備率(貨幣並に要求拂債務に對する)				金供給の相對的過不足							
				33%		40%		33%		40%					
				2加%の時	3加%の時	2加%の時	3加%の時	2加%の時	3加%の時	2加%の時	3加%の時				
1930	404	180	224	167	253	200	303	+	57	-	29	+	24	-	79
1931	302	182	220	170	260	204	313	+	50	-	40	+	16	-	93
1932	410	184	226	174	269	209	323	+	52	-	43	+	17	-	97
1933	407	186	221	178	276	213	332	+	43	-	55	+	8	-	111
1934	403	188	215	180	285	217	341	+	35	-	70	-	2	-	126
1935	398	190	208	184	294	221	352	+	24	-	86	-	13	-	144
1936	397	192	205	188	302	226	363	+	17	-	97	-	21	-	158
1937	392	194	198	192	311	230	373	+	6	-	113	-	2	-	175
1938	384	196	188	196	321	235	385	-	8	-	133	-	47	-	197
1939	370	198	172	200	330	240	369	-	28	-	158	-	68	-	224
1940	370	200	170	204	340	244	408	-	34	-	170	-	74	-	238

乃至一〇%以上の安全率を保つてゐる。

而て貨幣に對する需要は生産及び取引の發達に伴つて増加するものであるが故に、金に對する増加も亦同様の原因によつて増加するのである。然しこの發達の度合を推定することは極めて困難であるが、十九世紀の後半並に二十世紀の初期について見るにその割合は年約三%である。

カツセル (Cassel) 教授は一八五〇—一九一〇年の間に於ける經濟發達の程度は年約三%宛であるといひ、キッチン氏 (Kitchen) も同様の結論に達して居る。

更にカール・シュナイダー氏 (Mr. Carl Snyder) 並に亞米利加の學者は同國に於ける發達を年三%半であるとした。

今こゝでそのいづれが正しいかを定める必要はない。二%並に三%の二つの場合をとつて考へて見よう。

上掲の表が明かに示す如く、金本位の將來に就て次の事が結論せられる。即ち(一)若し貨幣用金需要の増加を年々二とするな

らば、準備率が四〇%の場合には一九三四年に於いて金供給は不足をつけ、準備率を三三%に低下する場合には一九三七年迄維持することが出来るが、翌年からは金供給不足となる。

更に(二)貨幣用金需要の増加を年三%とするならば、その準備率が四〇%並に三三%のいづれたるを問はず、一九三〇年より金供給不足を生ずる結果となる。

然乍ら現今の世界的不況による一般的物價下落は、貨幣用金の需要に對する緩和的の效力を幸に持つものであるとして、不況回復による取引活動の再生は忽ちにして金の不足を感ずることは明瞭なことである。

(三) 金の分配

金の過剩的蓄藏の存在並にこれによる將來の情勢は如何なる點まで改善しうるであらうか。

法律上の要求率たる平均三三%の準備率を超えて尙ほ餘分に所有する金の分量は、一九二八年末約十八億弗であつた。而て世界の金準備高總額の九〇%は十五ヶ國で所有せられ、この十五ヶ國のみにて一九二八年末に約二十四億五千萬弗の金過剩があつたのである。更にこの内譯を見るに、之等十五ヶ國中の三ヶ國は合計約三億弗の金不足を有するが故に、他の十二ヶ國の過剰金は二十七億五千萬弗となる。而てこの内十五億弗が亞米加合衆國に存するのを見れば、その如何に偏在せるかを知るであらう。

今之等十二ヶ國の法定最小準備率を見るに、その實際的紙幣流通高並に要求拂債務總額の平均約三十八%に當るもので、若しこれに七%の普通超過あるものとして考ふれば一九二八年末には約七億五千萬弗の過剩あることとなり、

内五億五千萬弗は合衆國に存することとなる。而て同年以上十二ヶ國中の亞爾然丁並に濠洲の商業銀行が約二億五千萬弗餘を所有するが故に、金過剩は約十億弗となる。從て今この數字を基礎として考へるならば、若し三三%以下の準備率をもつ國々が、一九二八年末の準備割合で満足してゐるものと假定すれば、理論的には今後約五年間の貨幣用金の新供給高に相當する。

然乍ら最近異常なる金の移動が行はれた。即ち一九二九年佛蘭西並に亞米利加合衆國が約五億四千萬弗の金準備を増加した。この内約一億四千萬弗は、商業銀行並に民間の蓄藏せるものから引き出されたのである。而て一九二八年末に至る三ヶ年間に他の十ヶ國は約十億五千五百萬弗を取得したが、これはこの期間に於ける金の新供給總高の約九〇%に相當するものである。

金が比較的小數國によつて所有せられて居るのは金が準備金となるためであるが、この移動は或る點までは世界が目下なやめる經濟不均衡の當然の結果であつたといへる。

(四) 救濟手段

金に對する以上の如き事情は、委員會の今後の對策案を明かすことを必要とする。

委員會は云ふ、「吾人の注意を引いた上述の事情をもつてすれば、將來に於ける一般物價の傾向は明かに憂慮に値する。其故に……少くとも今後十年間に涉り吾人の恐るゝ結果を矯正する救濟策を示すべきである」として諸方策を示してゐるが、これは次の數點に要約することが出来る。

(イ) 内國流通に對する金貨使用の廢止

金貨の國內的使用廢止は一般にその賛成多き所である。國內にては紙幣を金貨の代用として用ひることは一般信用組織にも影響なきものであり、むしろこれによつて中央銀行に對する準備金集中を間接、直接に容易ならしめ、中央銀行の通貨統制並に金貨の死藏を減ぜしむるに役立つのである。

而て之等の金が、その無益な用途より脱れて通貨組織に於いて正當なる職能をつくすことは、經濟社會に利益を齎らすことは明瞭である。

(ロ) 國際協力による準備率の低減

準備金の集中は金の節約ではあるが、その程度如何はこの準備率の程度に依存する。

準備率は國に依り各種の要素より決定せられる。例へば農業國又は價格の變動大なる小數商品の輸出をなす如き國に於いては、比較的大なる準備を必要とするが故に一般的に規定することは不可能である。又準備最低限を規定する法律は、これらの考慮のもとに出來たと云ふよりも寧ろ傳統、習慣、立法者の個人的憂慮等歴史的產物であり、理論的根據を缺くものである。而て實際には常にそれ以上の準備をもつものである。

従てこの準備率は何等信用組織を害することなくして尙ほ低下しうると信ぜられるから、これに依つて尙幾何かの金の節約をなすことが出来る。

然し此の準備率低下は一國が單獨になす時その國の通貨の信用を害する恐れある故に、國際的の了解協力を要するも

のであるが、然しこれとて若し十二ヶ國位の國々が一致してなせば、多數の國々はこれに追隨するであらうから必ずしも實現不可能と云ふことは出来ない。

(ハ) 小切手、郵便貯金、振替制度並手形交換制度の發達改善による金の節約

或る國に於いては小切手使用に印紙税を拂ふ義務がある。これはその用途を制限する故に、出來うべくんば斯くの如き規定を除外し、その使用促進を計るべきである。然らば之等の制度の改善に依つて明かに金の節約をなし得るであらう。

(ニ) 補助貨使用による小額紙幣の廢止

小額紙幣の使用は主としてインフレーションによる偶然的結果であつて、元來紙幣はその額面の高額なるものであつたのが價值下落後にも繼續して使用せらるるに至つたものである。この結果は何であるかといへば、金準備に對する需要増加である。

其故に小額紙幣を補助貨により代らしめることは金の需要の緩和であり、通貨費用の節約である。

以上は金委員會第一回中間報告の内容であるが、その報告の示す事實が金本位制の將來に對して一の暗影を投ずるものであることは、金本位制をとる國々の等しく看過することの出來ない重大なるものといはねばならない。

従てその對策についても多くを知らんとするものであるが、本報告はたゞその對策の要點を示すにとゞまり、これを第二回の報告に譲つてゐる。(昭和六年四月經濟學論集)

第三項 第二回中間報告

金委員會は一九三一年に第二回中間報告(Second Interim Report of the Gold Delegation of the Financial Committee, 1931 Geneva)を提出した。同委員會は一九三〇年九月に第一回中間報告をなしたが、この報告に於いて取扱はれたものは、「現在並に將來の金生産と金に對する需要の平常的增加との關係は、長期間に亘つて(短期間の變動は別として)、一般物價の傾向を向上せしむるや或は又下向せしむるやの問題」であつた。

而てその結果として、現在の金の産出状態に於いては來る可き十年間は物價下落の傾向を指示し、從て將來の金の産出に對し充分の注意を拂ひ、且つ貨幣の基礎としての金の使用を節約すべきことの結論に到達した。

然乍ら未だ多くの殘されたる問題がある。例へば一般景氣に及ぼす物價變動の影響、長期間の變動以外の循環運動或は金の分配問題等はその二三である。

委員會はこの最後の問題——金の分配問題を本報告書に於いて取扱つたのである。

何となれば、前回の報告に於いては金本位制下の物價は、その金本位制國に於ける信用組織並に物價の基礎としての金が充分なるや否やによつて、その影響せらるゝこと大なるべきを指摘したるに止まるが、本報告は更に信用組織及物價の基礎として金が果して充分なりや否やは、「只單に貨幣用途の金の總額によつて決定せらるゝのみならず、又

その貨幣用在高が時に従つて、諸中心地に分配せらるゝ状態の如何に依つても支配せらるゝこと大なるが故に、貨幣購買力變動要因として金の分配問題を本報告に於て取扱はんとしたのである。

第二回中間報告は其の内容として次の四點を含む、

- (一) 近年に於ける金分配を決定せる諸原因
- (二) 金本位制の職能
- (三) 最近に於ける金本位制度の變化
- (四) 貨幣改革と銀行主義

今これらの點について、簡單に此の委員會報告書の内容を紹介して見よう。

「平時に於ける金の分配を決定するものは、諸國に於ける相對的なる經濟發達の割合、現行の通貨制度、並に通貨政策である、」とは本報告の主張であるが、尙ほその例外として政治上の不安定、又は一國が他國と不釣合ひに物價平準を維持せんとする時、或は又既存の貿易關係又は生産資源を妨害するが如き急激且つ無暴なる變化が經濟政策上に生じたる時、又は資本の自由なる流通が妨げられる如き時には、如何なる政策と雖も眞の需要を充すべく金の分配を適當にすることは不可能であると云つて居る。

今最近十五ヶ年の世界一般の事情を觀察する時には、今日世界に於ける金の分配状態は金本位制の正當的なる作用

に依ると云ふよりも、過去十五年間では世界の國々は財政上の不足のため金本位制から離れたと云ふ方が多いであらう。

例へば米國について見るに、一九一四年歐洲大戰開始より、交戦國に商品を提供する事に依り其の交換として巨額の金をうけとつたが、其後歐洲諸國よりの資本の逃避の現象により、或は又諸國中央銀行が金爲替を兌換備準として保有するに至つたがため、益々米國に金を集積せしむる傾向を強からしめた。殊に貨幣の安定に缺くべからざる信認 (Confidence) の維持のために、國際支拂關係の平衡を失した時には商品又は資本の自由なる移動が妨げられる手段が講ぜられたのであるが、金の機能は元來斯如き障害を除却するにあるもので、それが制限的の政策によつて阻止せらるゝ時には、國際通貨制度の主要目的は却つて破壊せられるに至るものである。

斯如く金の分配は貨幣的原因による場合もあるが、主としてこれまでは大部分が非貨幣的原因によつて支配せられたのである。然乍ら、今吾々の研究は貨幣政策にてなすべき貢献を指摘し、金本位制の正常的作用の根柢にある原則を明かにし、更に貨幣當局の仕事を容易ならしめ、且つ金の使用節約を必要とする時にそれを助くるところの或る改革を暗示することにある。

貨幣用目的の金の分配は昔に諸國の富の相對的發達程度及び通貨制度によつて決定せらるゝのみでなく、その通貨政策によつても支配せられる。それ故に金本位制固有の原則に對して重きを置くものである。

從て金本位の機構を考へねばならぬが、結局それは經驗によつて漸進的の發達をなし、且經濟事情の變化に應じて變化したる通貨並に信用政策の一制度である。

本來金本位の最も單純なる形式は、『政府が鑄貨目的で一定價格にて金を無制限に受入るゝこと、完全なる法貨として金貨が自由に流通すること、及び金が無制限に輸出入せらるゝこと』にあつた。

斯如き純粹金本位制の職能を考へてみれば、若し金が唯一の交換媒介手段であるとするならば、一國より他國への金の移動を生じ、通貨量の變化を起して物價に直接影響する。例へば茲に異常な農産物の豊作があつて貿易上、輸出價額が輸入價額に著しく超過したと推定する。この時には輸出超過は當然金の輸入によつて支拂はるゝものと考えられる。この金は、これを受取る國の流通貨に加はり、その國民の貨幣所得の總額が増加することになり、從つて其の所得が費やさるゝ貨物の需要 (價格) を増加するに至る。國內物價の上昇は、之と等しく騰貴し居らざる外國商品の購入を誘ひ、國內商品は外國人を引きつける力を減するのである。其故に其國の商品輸入は増し、商品輸出は減じ、この過程は輸出入の間の新しき均衡のもたらさるゝまでつゞく。若しこの點を超へて繼續する時には、輸入の超過を金の輸出により (一時借入の方法が失敗の時) 支拂はなければならぬ。かしくて最初の金の輸入は、一連の事件の進行を再び價值上での新均衡と金の逆の運動を生づるまでつゞくのである。

これと同時に、金の輸出せられた國に於いては、これと反對の事件の繼續が生ずる。貨幣所得並に物價は下落し、輸出は促進され、輸入は妨止される。

斯うして金の移動の影響は、自動的 (automatic) なるのみならず、相互的 (reciprocal) である。』

然乍らこの説明は極めて想像的であり、抽象的である。事實上、金が通貨の唯一の形態として存在した金本位制は存在しなかつた。大戦前に於いては、殆んど總ての金本位國では鑄造貨幣、紙幣又は銀行預金に對する小切手が支拂要具として實際に用ひられた。

それ故にこれらの状態に於いては、金が一國に輸入せられたとするもその一部は直接的なる流通に行くが、他の一部は商業銀行の準備に入り、又他の一部は中央銀行の準備に入るのである。

従てこれより結論しうることは、金の流入が其の社會の使用しうる購買力に及ぼす影響は自動的直接的ではないと言ふ事である。之れは戦前に於ては中央銀行の統制によつて左右せられたるものであつて、此の統制手段は主として割引率によるものであつた。

例へば中央銀行に於ける割引率の騰貴は市場金利の騰貴となり、資金融通の價格を高め、其の需要を制限するであらう。其の結果は貸付を制限し、その半面たる預金を統制することが出来るのである。斯如くして大戦前に於ては、金本位制は中央銀行利率を通じて直接又は間接に金に對して作用し、國際均衡の破壊を匡救する如き働きをした。

◇

十九世紀末及び二十世紀の初めに於ける特徴的機構は、支拂要具は金貨、紙幣及要求拂預金を以つて成り之れに補助貨幣があつたのであつて、金は銀行の備準と自由流通との間を行き來してゐた。

然乍ら大戦を境として、貨幣及び銀行の法制並に其實際に付いて顯著なる變化が起つた。而して最近には金本位制

に起つた大變化の數々は次の如きものである。

(A) 殆んど總ての國に於ける金貨流通の根絶と、貨幣用金の中央銀行金庫への集中。

(B) 従て中央銀行の銀行券金貨兌換は廢止せられ、(1)金塊、(2)外國金爲替、(3)中央銀行の選擇によりその何れかに兌換する義務に変更せられたる事。

(C) 金に對する一覽拂要求權を以つて紙幣兌換を行ふ權利が與へられた銀行は、新銀行法により、その發券備準の全部又は一部を斯如き要求權の形にて保有することを許されたる事。

(D) 其の結果、以上の選擇權をもつ中央銀行はその發券備準として、金爲替を例へばニューヨーク又はロンドン等の國際的金融中心地に保有する習慣を作つたこと。而てその額は巨額なること。

(E) 金備準の一部を以上の如き外國金爲替によりて構成することを許されてゐるや否やに拘はらず、新法律によりて要求せらる準備の總額は、發行紙幣總高又は發券總高と中央銀行要求拂債務總額との合計に對する一定率を以つて規定されてゐること。この比例準備制度は事新しいものではないが、最近にては戦前よりも廣く採用せられ、多くの場合ヨリ嚴格な形式を以つて採用せられてゐる。

然乍ら以上の他に金本位制の機能は、銀行の實務と一般金融事情に生じた變化によつて作用をうけた。例へばロンドン、並にニューヨークに於ける公開市場取引 (Open Market Operation) の發達、其他ニューヨークの發展及び金の輸

送費の節約のために、金流出入點が著しく狭められた等はそれである。

先づ法制的の變化の影響より觀察してみるに、金貨の廢止と金の中央銀行への集中は、金使用の節約であり、同時に金移動による潜在的影響の増加となつた。而て國內流通のために金を吸収せらるゝことがないため中央銀行の統制力は増大したいといへる。

然し金の代用として外國金爲替を保有することは、金の節約なるは明かであるがこれらの金爲替が金に兌換せらるゝより生ずる需要に備ふるため金準備の増加を要求するやもしれぬ。

而してこの金爲替による準備の許容は國際的通貨制度の機構を稍複雑化した。既述せる如く從來の如き一國より他國への金の移動は、常に反對の現象を引き起すのであるとは限られなくなつたのである。

例へば一中央銀行が金融中心地に在外資金を外國商業銀行預金として保有する時、その商業銀行宛に小切手を振出し、これをその地に於いて支拂債務ある者に賣却したとすれば、中央銀行の本國に於ける信用を縮少する必要を生ずるが、商業銀行所在國については何等相互的事情を生じない。たゞ外國預金者のかはりに國內預金者をえるにすぎないのである。然るに其の預金が中央銀行の預金であつたとすれば、該中央銀行の預金勘定が外國人から國內商業銀行にうつり、國內信用の部分的擴張となる。

然しこの取引が在外資金を所有する國と、その資産が蓄積されてゐる以外の國に對して行はるゝ時には影響も異なる。即ち若し其當事者が同じ國に資産を保有して居りその移動が夫々の勘定にて行はるゝ時には、兩者間の効果は相互的

であるが、彼等の預金せる國には何等の影響がない。若し其移動が其等の資産を金に交換し、其の金を輸送して行はれたとすれば、その預金を預れる他二國の實際の貸借尻には何等關係ないにも拘はらず三重の影響を生ずる。要するに金の節約は出來るとしても、同時に金本位制の作用は複雑化して來るのである。

更に、比例準備制度は戰後殊に一般化せられたが、國際協定によりて之を各國同時に採用するに於ては何等の不安も伴はぬが、一國のみが之を單獨に行ふ時には準備の減少によりて、その減少額の何倍かの流通紙幣及銀行信用の收縮となつて、從てこれを避けんとする時には可なり多くの準備を必要とすることになる。この點が比例準備法に於いて特に考慮を要する處である。

又、金輸出入點の縮少は二國間の通貨價值の差を一層小とならしめ、國際的不均衡に對して一層鋭敏となり、同時に商業銀行及び他の金融機關の獨立性並に實力の發達は、流動資金の資金市場に於ける豊富と相俟つて益々中央銀行の統制作用を困難ならしめた。

金の移動は對外支拂の不均衡より發生するものであるが、これは「見える輸出入」(visible imports and exports)と普通によばるゝ貨物の賣買のみならず、他方「見えざる取引」(invisible item)たる外債の元利拂、證券の賣買、旅行者の消費等からの兩面より發生するものであるが、近來はこの「見えざる取引」が重要性を帯びて來たのである。殊にこの見えざる取引の或るもの、例へば流動資金の一次的投資による收支は著しく敏感である。而してこの敏感性は額の巨大なることによるよりも、經濟的並に政治的情況の不安によるものであつて、通貨の膨脹せる國には資本の

逃避は不可避である。

然しこの不安は大部分大戦による結果であるが、この事情は漸次その力を感じるが故に、社會の信用の回復と共に一層良好なる分配が確保せらるゝに至るであらう。

この目的のために金委員會は次に貨幣改革及び銀行主義の研究をせんとするのである。

◇

元來、金本位制を採用する國々は、その結果自働的に一つの國際組織の組合員となるものである。即ち斯如くして信用の維持をなし、金本位の一般的運用を圓滑ならしむべき合理的經濟及び金融政策を行ふ責任を負ふのである。

然乍らこの責任は從來のごとく自働的な活動のみによつて完ふすることは出来ぬ。殊に國際金融が有機的色彩を帯びること濃厚となつた今日に至つては、意識的なる統制を必要とすることは益々多くなつたのである。この意味に於いてその運用の局にあたる者をして、適當なる権限を持たしむるは特に重要であるといはねばならない。

(一)

吾々は先づ金備準備保有の目的の考察によつて問題解決に近づくことが出来る。

抑々金が世界の大多數の文明國によつて貨幣組織の基礎として廣く用ひらるゝに至つたことは、歴史的にのみ説明しうる一つの事實である。從て金は信用組織の基礎として信用維持に役立つもので、國際支拂決済の萬一の不足に備ふるものであるが、この不足は(一)偶發的事情による一時的不足と、(二)根本的方策をとらざる限り恒久的金の流出を

生ずべき不足との二つに分れる。

一時的不足は例へば農産物の不作、又は主要輸出市場の金融梗塞等によるもので、これは一時的な金の移動又は短期信用の設定によつて解決しうるが、然し一層永久的な不足を起す原因がはたらく場合、金の移動によつて速かにその自然的影響を阻止せんとせられる時には重大なる不安を生ずる。

故に其の局に當る者に對しては、信用政策を以つて事情に善處せしめ、これを遂行するのあらゆる権限が與へらるゝことこそ望ましいのである。

この意味に於て比例準備法は改正の必要がある。金は國內流通には用ひられぬ故に中央銀行の金準備額は、紙幣發行高及び中央銀行要求拂債務額によるよりも、國際支拂の一時的流出高によつて定まる。故に合理的信用政策を行ふに必要な自由を中央銀行に與ふると同時に、金使用の節約を達成せしむるためには金準備に關する現行法規の改革を必要とする。

(二)

次に金貨を再び流通せしめぬことを主張したい。金貨が國內的に流通する時には、金の分配は各國に於ける金蓄藏本能の力の度合によりて主として決定せられるものであつて、貨幣當局の統制力の制限となる。然るに金貨が最早國內に流通せぬ事となれば、金の移動は信用の量及び金利の上に影響を現はす。例へば物價の殊に安い時又は金利の格別に高い時には金が流入するが、この恒常的狀態に於ける金の移動の影響は、金移動が爲替の自働的作用から起るものであ

れば妨げてはならぬが不必要なる金移動は避くべきである。

(三)

然し他方、同じく重要な事は、爲替作用が自由に行はれねばならぬ事、並に金の輸出入點に達する時には原則として金の自由なる移動がなされなければならない事である。

金の移動は時として害あるごとく誤解せられるが、通則として金の移動は害あるよりも寧ろ、それが行はれぬ時に災厄の發生を見るものである。

然しこの金の自由な移動は、中央銀行の準備中に外國金爲替の外に金を保有する金爲替本位國にては、或る程度まで阻碍せらるゝ場合がある。例へば金輸入のある時に金爲替の買入を制限し、金輸出の場合に金爲替のみを賣る時は、金の移動も制限せらるゝのである。故にかゝる場合は、金爲替又は金の自由なる移動のそのいづれか適當なる政策をとるべきである。

同様に金爲替本位國は在外資金を金に換へ、そのために金に對する不必要な需要を起すことを避けなければならない。

更に一中央銀行の外國爲替の賣買は、他の中央銀行に對して金移動と同様の影響を與ふるものであるから、諸中央銀行は相互間に一層大なる協動的活動を必要とするものである。従て中央銀行の在外資金は原則として他の諸中央銀行に預けらるべきものであり、又これによつて一層協動的活動を容易ならしむるは當然である。

(四)

以上の考究は總ての金本位國に關するものであるが、金本位が成功するがためには投資國と借款國とは或る點に於いて全く異なる種々の問題が生ずる。

借款國は一般に投資國に比して經濟的に弱く、その力は直接的でない。従て借款國にとつて先づ必要なるは、信用の維持をなすに足りる經濟的及政治的條件を維持することである。又その借入金は生産的的目的のために使用せられなければならない。

投資國たるものは、その國內の資本の需要を充すのに外國よりの資本供給を必要とせぬ故に、經濟的地位は比較的強固である。而て投資國はその資本の流れを平均的に、且つ確實に維持しなければならない。その投資を急激に引上げ又は投資し、徒らに不必要なる不均衡を生ぜしむるは慎むべきである。又投資國は生産的なる貸付をのみなすべきである。この二つは投資國の重大なる義務である。

然作らこの義務の遂行のためには、(一)長期の外債の募集及外國證券の輸入に對する市場組織の適切なること、及び(二)信用が一般的な經濟又は政治上の不安によつて損ぜられないことの二つの條件を必要とする。

而て投資はその圓滑に行はるゝためにはこれを防ぐべき何等人爲的の制限があつてはならない。この點より、對外投資を容易ならしむる手段として、各國株式取引所に於いて外國證券の相場を建てること、並に内外投資に對する課税を平等にすることは必要である。

然し投資が自由であつても、商品並に勞務の交換に制限が存する時にはそれはむしろ有害である。何となれば資本の移動は常に商品に對する要求權の形に於いてのみ移動しうるからである。

(五)

斯如くして中央銀行は二つの重大職務をもつものであり、其一は貨幣政策を以つてすれば避けらるべき種類の不均衡の防止であり、其二は平衡を喪失せる時に於ける均衡回復である。

この職責を完ふするためには、中央銀行間の信用設定によつてもなしうるが、これがためには中央銀行の協力及び相互理解を前提とする。而てその統制方法としては利率の變更によるのが今日の實情である。従て統制はこの利率を中央銀行が支配しうる力の如何によつて主として決定せられる。

他方、中央統制力は近年諸國に見る公開市場取引 (Open Market Operation) の發達によつても強力化することが出来る。即ちこれは中央銀行が商業銀行の現金準備を増加し又は減少せしむる目的を以つて、市場に於いて手形又は證券を直接に購入し又は賣却するもので、これに依り公定割引率を變更することなく或る程度迄市場利率を支配し、同時に公定利率の効果を大ならしめることが出来るのである。

中央銀行の機能の發揮はその相互的協力によること勿論であるが、國際聯盟財政委員會は金融市場に於ける中央銀行の位地の強化を必要とし、その方法として(一)國家が中央銀行に對して負へる債務の償却に適當なる方法をとること、(二)國家乃至國營事業及半公共金融機關の流動資金を、中央銀行に集中する原則をたつることを擧げてゐる。

今これを概括するならば、今日の金の分配は一部は政治的原因により、一部は經濟的及び金融的原因によるものである。而してその適當なる分配を確保する條件としては、第一に社會的信用、第二に最廣義に於ける經濟政策に關するもの、第三としては貨幣政策に關係するものがある。

然しこゝに注意すべきは、この惡しき分配は以上の種々なる金融的な銀行原則を以つてするも、それ等自身のみでは改善しえないことである。國際間に於いては絶えざる金の移動があるが、これは國際的貨幣價值又は金利の均衡の存在又は社會の信認の排除の確證でもある。而してこの不均衡は信用の回復あらば、本報告書にあぐるが如き諸原則の適用によつて征服しうるであらうが、この原則の適用は中央銀行に必要な自由を與へることによつて初めて期待し得るのであるから、諸國中央銀行間に更に密接なる協力の維持せらるゝことの重要なを此處に強調したい。

◇
金購買力委員會の第二回中間報告は以上を以つて終るものであるが、この結論は第一回中間報告に於ける極めて悲觀的なる結論に對する救濟策の一つを提示し、若しこの方策にして一般の認容するところとなり實際化さるゝ時には、他の政治的經濟的障害の發生せざる限りに、金の生産(供給)が將來たとへ悲觀的であるとも、金の購買力は近き將來に於いては先づ憂ふるに足らざることを吾々に知らしめんとするものである。

現今不況問題に關連して物價下落問題の喧しき折、この種の世界的權威者の意見は正に熟讀味ふべきものゝ一つであることは、改めて贅説するまでもないことである。(昭和六年六月經濟學論集)

第四項 最終報告

國際聯盟財政委員會による、『金の購買力の變動の原因並に各國民の經濟生活に對する影響の研究調査』を目的とするいはゆる金委員會 (Gold Delegation) は、一九三〇年九月第一回の中間報告をだし、次で翌一九三一年一月二十日付を以つて第二回の中間報告をだしたが、更に本年六月五日ジュネーブにおいて、いはゆる最終報告書が發表せられた。世界の各方面において最終報告書の發表が期待せられてゐた事は既に久しいものであつた。

◇

報告書はこれを二部に別つことが出来る。第一部は同書の言葉を以つてするならば、『諸國における金本位制最近の廢棄により生ずる實際問題』を取扱ひ、第二部においては『金購買力の騰落に關する一般問題を取扱ふ』ものである。委員會はいふ。

『金本位制は固定し、かつ嚴密なる機構をもつものでなく、經驗の光の中に漸進的發達を遂げたる貨幣並に信用政策の體系である』と。然して、

『もつとも單純なる形式における金本位制の常態は、一定の價格にて政府が鑄貨の鑄造のために、無制限に金を引受けること、完全なる法貨としての金貨の自由なる流通並に金の輸出入の自由』にある。

然しながら金本位制は常に變化するものであり、最近におけるその變遷の跡はこれを次に擧る數點によつて知ることが出来る。即ち

- (A) 金貨は流通場裡より去つて中央銀行の金庫に集中す。
 - (B) 中央銀行の兌換義務は、(イ)金地金(ロ)金爲替(ハ)又は銀行の意思によりそのいづれかによりなされること。
 - (C) 要求拂債權による兌換を許されたる銀行は、準備として全部又は一部をこれに充當し得ること。
 - (D) 主としてロンドン又はニューヨーク宛金爲替を準備とす。
 - (E) 準備の割合は銀行券に對するもののみならず、中央銀行の要求拂債務を合算して定むること等である。
- 金本位制は既にかくの如き變化をなしてゐるが委員會は、

『世界經濟發達の現段階においては、金本位制は尙最も有效なる貨幣機構たるの確信を有する。』
ものなることを以つてし、かつ又、

『或指導原則が一般に受諾せらるゝならば、金本位制は金以外の商品により、廣き基礎を置く金本位に代るべき本位制に對して要求せらるゝ、安定と公正の利益を達成することが出来る如く運用しうる』ものなることを述べて、世界の各國々の金本位への復歸を期望してゐる。

斯の如く金本位制の回復には國際的協調を必要とするものではあるが、かゝる復歸手段としての國際的なるものは三つの條件が存在する。

その一は商品並に勞務の移動に關して適度の自由の復活であり。
その二は賠償支拂及び戰債問題の満足なる解決であり。

その三は金本位制の職能に關する或指導原則が、金本位國の中央銀行により採用せらるゝことである。

以上の條件はその國際的協調の三つの重要なものであるが、かつ一般的のものであるが、各國民經濟はその國々によつて特性をもつものなるが故に、各々その内部において經濟的均衡を回復し、これを維持するに適當なる手段をとることの必要は當然である。

以上は第一部の主旨であるが、然らば金本位制を如何に運用すべきかは第二部に殘されたる問題であつて、こゝにおいては金本位制回復を前提として、

『金購買力の變化の原因並に結果をたしかめ、かつ金本位制が過去にありし以上に將來においてヨリ良く運用しうる條件を研究せんとする』にある。いふ迄もなく購買力の急激なる變動は獨り金本位制においてのみならず、通貨制度一般にこれを防止することが望ましいことである。

◇

世界における貨幣用金の總供給額は、新産金高と東洋における貯蓄せらるゝものよりの供給等を合すならば、一九三一年の後半において約四億ドルと推定せられてゐる。

然しながら委員會は、斯の如き急激なる物價下落の影響の大なるを考慮し、その一は負擔の過重化であり、その二

は心理的影響であるといふ。

従つて現在の『物價を引あげることが望ましいことである』といへども、その方法として單に貨幣政策のみによることは出來ぬ。何となれば物價平準は非貨幣的原因によつても左右せらるゝ所大なるからである。

寧ろ根本的なることは、

『商業上の信認が回復し、産業が復活して、初めて物價平準の上昇の望みは疑なき所であり、従て貨幣の範圍内において如何なる救濟的行爲がとらるゝとも、賠償問題、國際間における負債、軍縮並に貿易制限等の困惑かつ障害問題の解決せられざる限り困難といはねばならぬ。要之、國際的不信の空氣が掃せられ、國際取引の障害が改善せられざる限り、物價並に生活標準を、ヨリ望ましき高さに回復するに必要な商賣上の信認の回復と改善とは望み難い』といふ。

尙將來における望ましき物價平準の維持、安定はこれ又、必要なことであるが、これとて貨幣政策をのみ以つて確保しえない。急激なる購買力の變動を回避するための貨幣政策は、中央銀行間の密接なる熟慮並に相互的な協力的談合に待つべきであり、これによつてのみ達成しうるものなることを述べてゐる。然して委員會は結論として、準備率の低下と金爲替本位の改良を以つて將來の通貨制度の根本問題なりとして結んでゐる。

◇

本報告書は世界の諸國に大なる期待を以つて待たれてゐたものであるが、通讀する所、まづ第一に感ずる所は嘗て英國において發表せられたる、マクミラン委員會の報告書と極めて類する内容をもつことに氣づくであらう。然しながら

ら本報告書は果して更に一段の徹底さをもつものであらうか。

現今、國際金本位制とも稱せられてゐる金本位制が制度として最上なるものにあらずとしても、これに代るべきヨリ良き制度なき限りにおいて尙推奨さるべき制度たることは是認し得よう。然し今や世界をあげて金本位を停止せる時に當り、今後如何なる形式においてこれを復活するか。金爲替本位制を提唱するといへども、從來の形において再生すべきであるや否や。もつともその實現に當つては各國の特殊事情を考慮して修正せらるべきものなりとするも、今日の如き國際爲替の不安定なる時代においていづれの國を以つてその根據とすべきか。この點より見るも金爲替本位は從來の形式をその根本理論において繼續しうるや。吾人の問はんと欲するところはこの點にあるのである。

更に準備率の低下を提唱するが、これは金本位制將來の存続について唯、相對的意義をもつのみであつて、金本位制が、金によつて拘束せらるゝ本位制度たる限り、金の不足は永遠に金本位制がもつ悩みである。金本位制を提唱する同書は今後の金供給に對して樂觀を吾人に許すものであらうか。

次に同報告書は今後の金本位制の維持について國際的協調の必要を力説する。金本位制が戦後殊にその職能の上において國際的色彩を濃厚にしたるが故に、その國際的協調によることの必要は議論をまたざるところであるが、その協調への途は實際問題として重大なる意義をもち、その可能性如何は國際的意義をもつ金本位制度自身の將來について的一大關心事といふべきである。同報告書はこの點についてなほ多くの補足すべきものを持つものではなからうか。

(昭和七年九月十二日帝國大學新聞)

第六章 金本位制の破綻

第一節 英國金本位制の停止

通貨制度の發展徑路が金本位制への發展史であり、而てその中に貨幣票券化の傾向が存するものとするならば、吾人は現今の貨幣現象を顧りみる必要がある。

歐洲大戰後世界の國々は相次いで金本位制をとり、正に通貨制度として世界に君臨せる如くであつたが、最近漸く金本位制を難脱する國を生じた。

即ち先年、濠洲並に亞爾然丁は金輸出を再禁止し、金本位制を去つたが、昭和六年九月廿一日(一九三二年)、金本位制の永き傳統を誇る英國が突如として金地金賣出を中止し、金本位制を停止した。

この事實は全く世界の人々を驚かした。何となれば英國は從來よりその貨幣制度の基礎の強固なるを以て誇り、國際金融の中心決濟地として永く一般の信用を博し又、自らも之を許して居たからである。

現今、世界の國には、數年に亘る世界的不況の壓力のもとに苦惱し、其の原因の何處にあるかを探究するに窮々たるものある時、昨年初めの國際聯盟金購買力委員會の報告は、世界的金産出の減少並に金の偏在を以つて、將來物價

下落の當然來るべきものなる事を指示した。

之を見た人々に、金本位制の將來に就て危惧の念の萌芽を植附けたことは事實である。然るに次で六月英國労働黨内閣は『金融並に産業に關する報告書』の名の基に、マクミラン委員會の報告によつて英國の貨幣制度並に金融組織の行詰れることを明らかに示したのである。この報告は更に英國財政建直しに關するメイ委員會の報告書と共に、老英帝國の金融財政的困難に對し一般の注意を喚起したことは勿論であるが、それと共に金本位制維持の一般的に困難なること、並にその價值に就て疑を深めたことは云ふ迄もないが、九月金本位を停止するに及んで、この金本位に對する信用は漸く基礎的の動搖を感じるに至つた。偶々吾國も、昭和六年末十二月十三日政變と共に金輸出を再禁止し、次で金の兌換をも停止したるに及び、今や金本位制の破綻の日は來れりと極言するものさへ見るに至つた。貨幣制度の發展が、貨幣の票券化にあるとはいへ、尙ほ物質に基礎を置く金本位制は今や全く最後の時期に到達し、その破綻は永遠を意味するものであらうか。

◇

吾人は先づ英國の金本位停止に至る事情を検討する必要がある。

英國が昨年九月停止に際して發表したるコミュニケによれば、『英國は今夜半(廿一日午前零時)より金本位制を停止する。政府は英蘭銀行と協議の結果、當分一九二五年金本位制條令第一條第二項たる、英蘭銀行に對し定額を以て金を賣却すべきことを要求する條項の效力を停止すべきことが必要であるとの決定に到達した。この目的に關する法案

は直ちに提出され、九月廿一日上下院によつて規定の審議を行ふ筈である。一方英蘭銀行に對し該法案に對する議會の協賛を豫想し、是に基いて處置するの權限を與へ、且つ議會の協賛を終るまで株式取引所も二十一日より休場する』と。

一九二五年金本位法第一條第二項によれば、『英蘭銀行は其營業時間内に同行本店に對して法貨を以て買入價值にて金の賣却を要求する者に對して、一八七〇年貨幣法により金貨に關して規定されたる標準品位の金『トロイ・オンス』につき三磅十七志十片半の價格を以つて金地金を賣却するの義務を有す、』と規定せられて居るが故に、今回の英國金本位は、此金地金賣出の義務を英蘭銀行に免じたものであつて、從來此の規定は金貨本位制に於ける兌換義務規定に相當するものであるから、結局金地金本位制の本質を失ひ、金本位を停止したるものである。

何故に英政府は斯如き金本位の停止をなすに至つたか、コミュニケは云ふ『政府が此重大な決定を爲すに至つた理由は、七月中旬以來二億磅以上がロンドン市場より引揚げられ、これ等の金額は一部分英蘭銀行保有の金並に外國貨幣を以て一部分英蘭銀行がニューヨーク及びバリより得、近く満期となるべき五千萬磅のクレディットの手取金により又一部分は最近政府が得たる總額八千萬磅の米佛クレディット手取金に依り支辨せられた。然るに、最近數日間における外國勘定の引揚げは極めて甚大となり、政府は遂に如上の決定を行ふ必要を感じるに至つたのである。この決定は勿論英國政府若くは英蘭銀行の債務に影響するものではなく、此等の債務は外國貨幣によつて支拂はれることになつてゐる。

英蘭銀行の金保有高は一億三千万磅であるが、今後對策を必要とするに至るべき恐れある緊急事態を考慮し、この

準備をこれ以上減少せしむることは好ましくない。……政府は現在の困難が英國民による資本の甚大なる輸出に原因するものであると信ずべき理由を有してゐない。引揚資本の大部分は疑もなく外國勘定のものである。……政府はこの決定に達するまでには極めて躊躇したのであるが、最近數日間における國際金融市場は極めて悪化し、手許磅貨を磅の眞の價值如何に拘はらず處分するに至つた。斯の如き状態においては、政府はそのとり得る唯一の方法によつて英國の金融状態を保護する他に代案なきに至つたのである。……豫算の均衡なく無制限のインフレーションを以つて金本位を放棄することもあり得る譯であるが、國內の財政的困難によらずして、單に借入外國資本の過度の引出しに基き、この方策を執るに至つた今回の處置の如きは、全くこれと異なるものである。我國の究極の資源は巨大であるが故に、現在の磅爲替の困難の如きは單に一時的のものであることが證明されるべきことは疑がない。』と。

斯如くして一九三一年九月廿一日金本位修正條例が議會を通過した。即ち同修正條例によれば、

『第一條、勅令を以つて別段の定めをなさざる限り、一九二五年金本位條例第一條第二項は其の效力を失ふ。併し同條第一項は效力を有するものとす。』

英蘭銀行は一九三一年九月以後に於て、前記第二項の規定に違反してなしたる事項に關しあらゆる責任を免れるものとす。上述の行爲に關しては英蘭銀行又は他の何人に對して如何なる訴をも提起することを得ず。

大藏省は外國爲替並に其他に關す。金本位停止に關して起る支障に處する爲め、適當と思はれる處置を執り得べき命令を發布し、且時々之を變更することを得。本項は本條例通過より六ヶ月間效力を有するものとす。

第二條、本條例は一九三一年金本位修正條例(The Gold Standard Amendment Act, 1931)と稱す。

と規定せられ、一九二五年金本位條例第一條第二項の條項は六ヶ月停止せらるゝこととなつた。



元來ロンドンに國際金融の決濟地として常に多額の外資が存在して居たが、國際金融業務の中心地としては資金の比較的少さが特色であつた。これは流動性ある短期の債權を多く保有してゐたことに原因するものである。

然るに歐洲戰後、この事情は變化し、短期資金のロンドンにあるものは著しく増加したのである。

これは戰後貨幣改革をなせる數多の國がその正貨準備の一部を在外正貨としてロンドンに保有せんとし、それによる外國爲替並に外國預金の増加、或はロンドンに於ける外國勘定手持手形の増加によるものである。

今マクミラン委員會報告によれば次の如くである。

(一) 外國勘定としてロンドンに保有する預金並に磅手形 (マクミラン報告書に據る)(單位百萬磅)							
英蘭銀行並組合銀行及蘇格士銀行に於るもの磅手形	一九二七年六月廿一日	一九二八年六月廿一日	一九二九年六月廿一日	一九三〇年六月廿一日	一九三一年六月廿一日	一九三二年六月廿一日	一九三三年六月廿一日
預金	一一三・二	一一六・八	一三二・〇	一三九・四	一二六・四	一一八・三	一七一・四
磅手	一一九・〇	一六一・六	一五八・五	一九五・三	一九〇・〇	二〇〇・二	一四七・八
引受業者に於るもの磅手形	七六・一	八九・三	九六・四	一〇四・三	八六・四	七九・二	八六・五
よりて保有するもの磅手形	九・一	一三・一	九・一	一六・九	一四・五	一九・四	八・六
合計	一九九・三	二〇九・二	二五四・九	三三九・〇	三二六・九	三二六・八	三三三・七

外國銀行等による割引市場に對する貸付

三・八・三	三・八・四	四・七・三	四・七・〇	三・六・五	三・四・〇	四・二・三	三・五・一	三・五・七
合 計	三・七・六・〇	四・一・九・二	四・四・三・三	五・〇・二・九	四・五・三・八	四・五・一・一	四・五・六・六	四・三・四・五

即ち外國資金のロンドンにあるものは一九三一年三月末現在では四億七百萬磅あり、大略近年は四億より五億磅の外國短期資金を有して居る。

之に對して外國貨の額は第二表の如きものである。

(二) 外國勘定にて引受けたる磅手形 (マクミラン報告書に據る) (單位百萬磅)

組合銀行並に蘇格土銀行によるもの	三・一・四	三・一・七	三・八・五	五・一・三	五・一・六	四・〇・〇	四・三・二	三・五・七	三・二・三
引受業者等によるもの	九・一・五	一・〇・八・〇	一・二・六・九	一・四・九・二	一・五・〇・九	一・三・五・七	一・三・二・一	一・二・五・三	一・二・〇・六
合 計	一二・二・九	一・三・九・七	一・六・五・四	二・〇・〇・五	二・〇・二・五	一・七・五・七	一・七・五・三	一・六・一・〇	一・五・二・九

即ち外國に對する短期の貸付は極めて少く、一九三一年三月末には一億五千二百萬磅に過ぎずして、結局外國短期資金のロンドンにあるものは差引二億五千四百萬磅となり、借越となる譯であつて、これは何時にても引上げらるゝ恐れあるものである。

然るに他方、英國の近來の長期貸付の状態を見るにマクミラン報告は第三表の數字を示す。

(三) ロンドン市場に於ける海外債の發行(單位百萬磅)

英 帝 國	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
外 國	七三	五八	五二	八八	八六	五四	七〇
合 計	一三四	一一三	一〇四	一四三	一三九	一四三	一〇九

(マクミラン報告三〇五頁)

最近に到るまで英國の海外投資は大體に於いて一上二下ありとしても、特に近來減少したとは云はれぬ。即ち年々約一億磅位の海外投資をなせるものであり、最近一九二四年より三〇年に至る七年間の投資高を合計すると八億一千九百萬大約八億二千萬磅となる。この財源は何によるかは云ふ迄もなく、海外よりの受取超過によつてなされたものでなければならぬ。

而して國際收支勘定については、更にマクミラン報告書は第四表の數字を示す。

(四) 一九二四—一九三〇年間英國々際收支(百萬磅)

商品並に地金輸入超過	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
政府受取勘定(海外より)	*二五	*一一	四	一	一五	二四	二一
船 會 社 所 得	一四〇	一二四	一二〇	一四〇	一三〇	一三〇	一〇五
海外投資よりの收入	二二〇	二五〇	二八五	二八五	二七〇	二七〇	二三五
手数料等受取勘定	六〇	六〇	六〇	六三	六五	六五	五五
其 他	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

現代貨幣問題

一一四

合	計	四一〇	四三八	四八四	五〇四	四九五	五〇四	四三一
收支超過關係		八六	五四	九	一一四	一三七	一三八	三九

(註) * 支拂超過。(マクミラン報告書に據る)

以上の數字によれば英國は輸入に於ては約四億磅の輸入超過、從て支拂超過であるが、貿易外收支に於て年々五億磅近くの受取勘定であり、國際收支全體からみる時には受取勘定超過國である。而して一九二四年より一九三〇年に至る七ヶ年間の合計を見るならば、五億七千七百萬磅の受取超過となるわけであつて、之は結局前の對外投資の資金たるものであるが、同期(一九二四年—一九三〇年)に於ける對外投資は前表によれば八億一千九百萬磅となり、投資高に於て差引二億四千二百萬磅の超過となる。この投資々金の不足は何によつて融通せられたかを想像するならば、これはロンドン市場にある短期の資金にして、即ち何時にても請求せらるゝ危険を持つ既述の二億五千四百萬磅中よりなされたるものとみなければならぬ。

斯如きことは金融市場として健全なる資金の融通と云ふことが出来るであらうか。ロンドン市場の危機は此處に萌芽するといへよう。

英國の金融上に於ける不自然なる状態は、更に其の財政上の赤字状態によつて一層其の信認を弱めたのであつた。昨年九月十日スノーデン藏相の説明によれば、一九三一年度歳入不足は七千四百七十萬磅であり、本年度に於ては歳入不足見積一億七千萬磅に及ぶべしといひ、一方、國費調査委員會(Committee on National Expenditure)たる所

請メー委員會は、九千六百五十萬磅に及ぶ大節約を政府に向つて建築してゐる。

財政上の赤字は獨り英國のみの現象にあらず、世界的不況にともなふ各國一般について云ひうることはあるが、英國の國際的信用を動搖せしむるに與つて力あつたことは甚大である。

然乍ら英國金本位制をして停止せしむるに到らしめた直接の原因は、一九三一年五月十二日の塊太利クレヂット・アンシユタルトの破綻である。

この塊太利に於ける大銀行の突然の閉鎖は、歐洲金融界に大なるショックを與へたものであり、殊に獨逸に於いてその影響が大であつた。

獨逸は從來、歐洲大戰賠償金の負擔にくるしみ、財政上の窮乏は國際收支の悪化と相俟つて國家の危機に面してゐたが、偶々塊太利クレヂット・アンシユタルトの破綻は更に一層歐洲諸國殊に獨逸の國際的信用を失墜せしむるに至り、各國は在獨資金の回收をなし始むる事となつた。

獨逸に於ては、ライヒスバンクは金利の引上をなし、これを防止したが、短期資金の逃避は益々烈しく、在外クレンデイトも消滅するに及び、更にクレヂットの設立を計企したるも成らず、遂に七月ダナート銀行の休業を發表するに至り、經濟的に全く行き詰ることとなつた。

獨逸に於ける此の經濟的破局は英國の金融市場に重大なる波紋を投じた。即ち英國の對獨投資と云はるゝ八千五百萬磅を回收不能となし、これを固定せしむるに至つたのである。

此の事實は英國の財政的困窮と金融界の不健全と相俟つて、英國金融市場に對する信認に動搖を來さしめた。こゝに於て佛國は在英短期資金の回收を企て始め、之に次で和蘭、瑞西も在英短資の引上をなすに至り、英國は全く窮地に立つこととなつた。

茲に於て英國は金利の引上げを以つて資金の回收を防止せんとしたが、此の勢を阻止する事が出来なかつた。英國は米佛に各々五千萬磅のクレディット設定し、一方、正貨流出に對しては保證發行の擴張を英蘭銀行に許し之に對抗せんとしたが、依然資金の逃避止まず、更に米佛に對し二億ドルの第二次クレディット設定を餘儀なくせしめたが、九月に至り金流出一層激しく、流石の國際金融中心地とし、金の自由國を以つて任じ居たる英國も、その情勢に堪えず、英蘭銀行當局の忠言に従ひ、九月廿日深更突如として金地金の賣出の停止をなすに至つたのである。實に一九三一年度英國金塊金貨喪失額は、佛蘭西へ流出せる額は七千六百六十二萬三千磅、和蘭へ流出せるは二千六百三十六萬六千磅、瑞西へ流出せるは一千四百九十八萬七千磅、亞米利加へ流出せるは三百四十八萬三千磅であり、反之、金貨の流入せざる主たるものは獨逸よりの六百八十八萬四千磅なりと云ふ。(昭和七年二月十三日東洋經濟新報)

第二節 我國金本位制の停止と其影響

一八一六年英國が率先して金本位の通貨制度を採用してから、今日に至る其の歴史は波瀾に富んだ記録である。

金本位制は十九世紀を先づ順調なる發達時代として過ぎた。一八七三年英國に次で獨逸が銀本位より金本位制へとうつり、續いて瑞典諸國、丁抹並に、等はスカンヂナビヤ貨幣同盟をつくり獨逸の金本位制に倣つた。他方佛國を中心とするラテン貨幣同盟に於ても、亦兩本位制をすて、金跛行本位制を採るに至つた。之は十九世紀後半に於ける銀價下落に依るとは云ひながら、金本位制に近づき來つたものである。然乍ら廿世紀に於ける金本位制の生涯は多難であつた。各國に於ける金本位制の發展は歐洲大戰まで續いたのであつたが、一九一四年を境とし、交戰國はもとより中立國に至るまで直接には金兌換の停止、間接には金輸出の禁止をなして事實上、不換紙幣國と化したのである。而して金本位制は一時その發達を中絶せられたる形であつたが、休戦と共に亞米利國が先づ一九一九年金輸出禁止解除をなし、一九二五年英國も亦新金本位制を採用したるにより、金本位制は再び各國の通貨制度を風靡するに至つた。即ち諸國、瑞西、伊太利相次で金本位制を回復したるのみならず、從來異なる本位制を維持し居たる國々も相次で純然たる金本位制をとるに到つた。佛國はラテン貨幣同盟の一國として元來跛行本位制を採つてゐたものであつたが、一九二八年に及んで始めて純然たる金本位制に移り、其他、白耳義、伊太利等も金本位制の通貨制度を確立したのである。茲に於て金本位制は正に汎ゆる通貨制度を排除し、世界的通貨制度とし全盛を極めたるものであつたが、近來再びその維持を困難ならしめ、漸く金本位制を棄つるものを生ずるに至つた。先年己に濠洲並にアルゼンチンは金本位を停止して金本位制の將來に一抹の暗影を投じたものであつたが、昭和六年九月廿一日金制本位の先驅とも云ふべき英國が突如金本位を停止し、世界の人を驚かしめた。蓋し英國は從來金本位の確實なることを以つて世界に冠たる

もので、國際金融の決済地として永くその地位を保つて居たのであつたが、さしもの英國さへ金本位を離脱することを餘儀なくせられたることは、世界不況に伴ふ近來の物價下落の繼續と共に、金本位制の職能に就ての疑念を一層深からしむるに到つたのである。

殊に、英國の金本位制に次で、丁抹は金の輸出を禁止し、瑞典、諸威又金兌換を停止し、埃及、芬蘭、ブラジル、加奈陀等之に續くに及んで、世界は再び多くの不換紙幣國を生み金本位制の破綻をさへ唱へらるゝに至つた。昭和六年末（十二月十三日）に至り吾國も亦金の輸出禁止次で兌換停止をなすに及び、完全にこの渦中に投じた譯である。

◇

金輸出再禁止が吾國に於て問題となつたのは今回が始めてではない。從來再三論ぜられて殆んど各方面に涉つて觀察せられたのであつた。獨り國內に於てのみならず、外國市場に於ても、問題となつてゐたのである。これに對して吾國は常に金本位維持政策を聲明し、これが擁護につとめて居たのであつたが、昨年末に起つた政變は全く通貨政策を一變し、即日、金の輸出禁止をなし、次で兌換の停止までもなしたのである。

吾國が金本位を離脱したことは斯の如くして既定の事實であつて、その政策の是非は理論的にのみ吾人の興味をひく問題であるが、今暫く之を措く。何となれば、マクミラン委員會報告もいへるごとく、實際上からは『これを議論することは何等實質的の効果をもたらさない』ことであるからである。

正にこの時に於て考ふべきは、今後の成り行きであり、採るべき政策であらねばならぬ。然らば先づ吾國の經濟界

は如何なる現象を惹起すか。之に就て英國の金本位停止は何を吾々に教へたかを顧みる必要がある。

英國に於ける金本位制の停止がいづれに原因するかは多く議論の存する處であらうが、その遠因として近來の英國國際貸借の悪化と財政赤字を擧げることは誤りなき處であらう。

英國國際貸借の悪化は、物價下落と賃銀高による利潤喪失に原因する貿易の不振と、英國に於ける貿易外收支の主要なるものとしての海運收支の減收に原因するものである。即ち一九三一年度上半期に於ては、輸出一億九千九百萬磅に對し輸入四億一千七百萬磅であり、二億一千八百萬磅の輸入超過を示し、貿易外收支に於ては從來受取勘定一億三四千萬磅を計上したものが、昨年度は收入不足さへ豫想せらるゝ有様である。他方財政は本年度の歳入不足七千四百七十萬磅と云ふ赤字状態になり、二百八十萬の失業者と共に、英國に對する世界的信認は漸く動搖しはじめてゐたのであるが、近因は澳太利信用銀行の支拂停止による英國資金の固定に對する金融不安にともなふ金流出と、米佛に於けるクレヂット設定の失敗であると云ふべきである。

英國は元來、長期信用超過國であり、貿易の支拂勘定超過は貿易外收入によつて決済せられてゐた。一方國際金融の中心地としても短期信用に於ては、各國は從來緩漫ながら資金の回收、引上の氣配を示してゐたのであつたが、一九三一年五月澳國に於ける信用銀行の破綻により、英蘭銀行が同行救済に對する資金の固定を知るや、ロンドンの短期資金回收は極めて著しくなり、佛蘭西は云ふ迄もなく、白耳義、瑞西、和蘭等相次で資金の引上げを行つた。英國は一九二五年金解禁當時一億五千三百九十萬磅の金準備を有し、翌年九月には一時一億七千三百九十萬磅の準備高

を示してゐたが、これを最高として漸減し、昨年七月後半に於て引出されたる額は三千九百十八萬磅に及び、さすがの英國もカンリツフ委員會が必要と認めたる一億五千萬磅の金準備を割るに到り、遂に英蘭銀行當局は政府に迫つて金賣却の停止を行つたのである。

◇

英國の金本位停止後に於ける財界の變動は如何なるものであつたか。

(一) 磅爲替相場

金本位制の停止は當然、磅の對外價値の下落であらねばならぬ。

磅手形は從來とても多少の値下りを示してゐたが、金本位の停止と共に急落した。即ち十九日の四弗八十五仙の相場は、廿一日の四弗三十二仙、二十二日には四弗廿仙、延いて廿三日には四弗十一仙となり、廿四日には四弗壹を割り三弗八十仙、而して廿五日には三弗七十四仙四分の三の安値を示し、其後一時反騰したるも十一月三日再び三弗七十仙四分の一となり、十二月一日には三弗二五仙の最低相場を示し、最近には三弗四十三仙八分の三(十二月廿六日)に下落をして居る。この安値を英米平價の四弗八十六仙三分の二に比較する時には、三割の下落と云ふべきである。

(二) 物價指數

次に英國物價の趨勢を見るに、一九一三年を基準とし一〇〇とする時には、一九二〇年の三〇七・三を境として漸落の状態にあるもので、一九二二年には一九七・二、一九二五年には一五九・一、一九二七年には一四一・六、一九

三〇年には一一九・五、一九三一年一月には一〇六・九となり、金本位停止の九月には九九・二と云ふ暴落相場を示してゐたのであつた。

然るに金本位停止の九月廿一日以後は漸騰の傾向を示してゐる。即ち一九三一年九月十八日の物價を基準としてみる時、九月卅日には一〇七・八、十月廿八日には一〇八・四、十一月廿五日には一〇九・一と云ふ指數を表し漸騰傾向を現はしてゐるが、この期間の爲替相場の三割方の暴落に比して、漸く一割弱の騰貴率である。

この事實は何を語るかと云ふに、金本位停止の影響は先づ爲替相場即ち對外價値の變化を引き起し、次で國內物價に及ぼすものであると云ふことであり、その影響たるや物價に於ては急激に非ずして漸次的に來ることである。従つて、この爲替相場の下落の割合と物價騰貴の割合との差は對外的に見る時は、爲替相場の下落率に到達するまではたとへ物價は上騰するとも、寧ろその差だけは物價下落(對外的に)ありしものと考へうるが故に、元來の國內物價上騰による生産業の利潤増加と他方、對外的に物價の相對的下降ありしと同様に考へ得るが故に、輸出業に對しては好影響をもたらさなければならぬ。

(三) 輸出入

英國は元來輸入超過國であるが、其輸出入ともに總額に於いて近來減少の傾向を示してゐる。輸入總量はその減少の程度稍緩慢であるが、輸出に至つてはその程度大なるものがある。一九三一年に於ては輸入六千九百五十三萬二千磅、輸出三千七百五十六萬四千磅にて、輸入超過額三千九百六十八萬八千磅であり、同年八月即ち金本位停止の前月に

於ては輸入六千四百一十一萬一千磅、輸出二千九百十三萬七千磅にて輸入超過額三千二百二十七萬四千磅となり激増の傾向であつた。

然るに九月金本位停止の月を境とし輸出入は共に増加の趨勢を示し、輸入六千四百五十五萬七千磅、輸出二千九百八十四萬六千磅にて、前月に比して輸入に於て三百十四萬六千磅、輸出に於て三十萬九千磅の増加である。更に十月について見るに輸入七千五百四十萬九千磅、輸出三千二百八十三萬二千磅にて、前月よりも更に増加すること輸入に於て一千八十五萬二千磅、輸出に於て二百九十八萬六千磅の増加である。磅手形の下落にも拘はらず輸入額の増加は見越輸入並に季節的輸入、其他紡績原料としての米綿の輸入による結果であるといひうるが、一方輸出の増加は明かに現はれてゐるといへる。輸出の増加は云ふ迄もなく、爲替相場下落による外國市場に於ける外國品との競争上の有利なることに依るものであるが、これは永續的のものともみることが出来ない。國內物價の騰貴の割合漸く爲替相場の値下りと一致するに及んでは、漸次減少するものであり、更に相手國が金本位を棄て、對外價値下落するに於ては、全くその利益を失ふものといはねばならぬ。金輸出禁止による事業活況にともなふ利益は、この意味に於て貨幣の對外價値との平衡關係に至るまでの經過的好況といはねばならぬ。

◇ 翻て吾國の金輸出再禁止の状態を見よう。吾國に於ては昭和五年一月十一日金輸出解禁以後外國によつて正貨の引出しがなされ、正貨現送はあつたが、六月以降一時中絶の如くみえた。然るに政局不安による弗買のため、九月以降

正金の現送が行はれ始めたも、政局安定と共に昭和六年前半期、暫くは止り、後半に及んで再び現送を見るに至つたが、然乍らこれは滿洲事變の展開と、英國金本位制の停止によつて一層資本の國外逃避を促した。即ち弗爲替の買付けは一層はげしくその額三億八千九百萬圓に及び、これに伴ふ正貨現送は、金解禁以降を推算すれば六億七千八百萬圓に達する現状となつた。

從來政府はこの弗買付に對しては賣向つて爲替相場の維持政策をとつてゐたのであつたが、年末近く政變あり、以後新政府の方針として全く反對の政策をとり、即日金の輸出を禁止し、次で金兌換をも停止するに至つた。

こゝに於て吾國の經濟界へは如何なる變化を及ぼすであらうか。

(一) 爲替相場

英國に於てみるごとく、その影響の直持的なるものは爲替相場の變動、即ち圓爲替の下落である。

今、米貨爲替を標準にとるならば、平價は四十九弗八分の三なるものが、金輸出再禁止と共に慘落した。即ち政變と共に十二日の市場相場は四十一弗の安値を示し、十四、十五日以降正金の建値なけれども三十九弗、三十八弗、近くは三十五弗の暗相場を出してゐる。

吾國の爲替相場が、再禁止後直ちに三十五弗と云ふが如き所にまで至らず、案外に四十弗前後を低徊する所以は、英國と吾國の金融上の差異から生ずるものであるといへる。即ち英國に於ける金の引出は外國の短期資本逃避であつた。然るに吾國に於ける殊に、最近に於ける資本逃避は、金輸出再禁止見込の思惑的弗買ひにあるものなるが故

に、資本の逃避と雖も一時的のものであつて、時期を得て再び圓買となつて歸り來るものである。

この思惑的ドル買の人々にとつて爲替の下落はその大なる程利益多く歓迎する所であるが故に、所謂日和見の状態と云ふを正しといふべきであらう。従つて再禁止による弱氣は他方、圓買戻資金の時期待ちせるものによりて調和せられ、豫想程の急激なる下落をしめさぬものと見るべきである。

然乍ら、これとても長期に亘る時は、その間に國際收支の改善によつて、收支の均衡をうるにあらざれば、漸次この資金は國際收支のバランス支拂に充當せられ枯渇すべく、その時には相場の非常なる下落となつて表はれるものであることを注意しなければならぬ。

而して最近已に三十五弗の呼相場ありと云ふならば、約三割に相當する下落と看做さなければならぬ。

(二) 物價指數

吾國の物價下落は昭和四年後半以來漸落の傾向にあり、一九一三年を基準一〇〇とするならば、昭和四年一月には一五九を示したが、十月には一六二に一時上騰し、同年末には一六〇、昭和五年六月には一四〇、同年末には一二八と下落し、昭和六年六月一二〇、十月一一六と云ふ漸落の傾向を示してゐる。

然乍ら、十二月の金輸出再禁止は當然物價の上騰を惹起さなければならぬ。之は已に英國に於て見うる處であるが、その程度については理論的には爲替相場と同程度の騰貴をなすべきである。然乍ら、それは勿論時を経ての問題であり、漸次的に作用を現はすものである。

従て今もし爲替相場にして三十五弗の呼値ありとするならば、それは平價に比する時には約三割方の下落であるが故に、物價に於ても當然三割方の騰貴を見るべきものと豫想することは正當である。然乍らこれは漸次的に一部より全部へとの波紋の如き傳播をもつものであつて、この間に於ては、爲替相場の下落と物價騰貴率との間の差、即ち物價上騰が、爲替下落に及ばざる間は輸出業者にとりては英國について述べたと同じく外國市場に於ける競争上有利であり、且つ爲替下落による収入の増加は當然輸出の促進をもたらすこととなる。

(三) 貿易上

吾國の貿易は大正十四年には輸出二十三億五百五十八萬九千圓、輸入二十五億七千二百六十五萬七千圓であり、二億六千七百六萬八千圓の入超を示してゐるが、以後輸出入ともに漸減の傾向を示し、昭和四年の例外を除けば、昭和五年には輸出十四億六千九百八十五萬二千圓、輸入十五億四千六百五萬圓にて、七千六百十九萬八千圓の入超となり、貿易關係は入超の漸少によつて改善せられたが、昭和六年に入るや一層好轉し、月別の貿易状態を見る時には、下半期に於ては大體出超を示し、唯例外として十、十一月の兩月が入越を示せるのみである。

然らば再禁止は貿易に對し如何なる影響をもたらすであらうか。云ふ迄もなく、爲替下落によつて輸入品の價格は増大すべく、これに反して輸出は、爲替下落のために好轉して對外的に發展する可能性を持つことが出来る。英國が磅貨下落のために、ランカシアの紡績工業は活況を呈すと云ふも、吾國は漸くこれに對抗することを得るに至るであらう。

然乍ら、爲替下落の結果として、海外よりは高いものを買入れ外國へは安く賣ると云ふ事となるが、安くともこの商品は現今の不況時代に於て對外的に市場を見出しうるや否や、ことに各國が關稅の牆壁によつてこれを驅逐せんと努力し、他方爲替漸落傾向による見越輸入の増加を豫想する今日、貿易の好轉は望むべくして實現性に乏しきものであると見るべきである。殊に國內物價の騰貴にして漸く爲替下落率と均衡を保つに於ては、貿易上の利益の大半は喪失するものといはなければならない。

要之に、金輸出再禁止による産業上の利益は只一時的經過的のものと云ふべきである。

◇

然乍ら茲に於て問題となるは爲替相場下落の程度である。

吾國は先きに金輸出を禁止したる時には約十一億の正貨を保有し、その間對米爲替は三十五弗十二仙の最低値を出した。従つて今日、四億臺の正貨を以つてする時は、その對米爲替相場下落は三十弗にも至るべしとなすものがある。

爲替相場下落の程度を豫想することは極めて困難である。何となれば爲替相場は結局一國の國際收支によつて支配せらるゝこと大なるが故に、この收支の改善なく、常に支拂超過を繼續する時は爲替相場は益々下落し、對外價値の低落は計り知るべからざるものであるからである。

而已ならず、その下向の中途にあつては一般に投機行はれ、弗買、圓賣の方法によつて、その値下りを儲けうるが

故に、一層之を悪化せしめらるゝ心配がある。

この意味に於て金輸出再禁止は當然政府に於て爲替の管理をなす可き事の重要性がある。

爲替管理は金本位を停止せる諸國の殆んど皆が實行せる所であつて、獨、墺、伊、希、チエコ其他、その實行方法に於てこそ異なるが、皆實施せられて居る處である。

即ち政府は自らその爲替の自由賣買を禁じ、賣買を制限するのであつて、例へば爲替管理局を設け、爲替を賣買せんとするものはこの局の承認を必要とし、當該局はその爲替の賣買が果して正當なる取引の結果なりや否やを判定し、これによつて投機的賣買を除外し、國內資本の逃避をふせぎ、對外爲替の急激なる動搖、従つて、これにともなふ經濟上の影響をさけしめ延いては國際收支の改善をなさんとするにある。(昭和七年二月經濟往來)

第七章 金本位制の將來

第一節 佛蘭西金本位維持の困難

何故フランスは從來の金本位を棄てないで之を維持して居るか。新聞や雜誌等に於いては、フランスの金本位の危機が今にも來る様に言つて居るが、併しフランスは依然として金を放棄せず、之を維持して居る。この問題に入る前に先づフランスの經濟事情を見なければならぬ。しかしあらゆる方面から見て、フランスは悪い状態にあると考へられる。(イ)爲替問題から言へば金本位を維持する爲め爲替は割高に維持せられ、フランの價值は高い。従つて(ロ)國內の物價は、物價指數を見れば直ぐ分る通り、だん／＼下つて居る。一九三〇年五四三であつたものが。翌一九三一年には四六二、更に一九三二年には四〇七、一九三三年には三九六と云ふ風に次第に下落して居る。之はフランの價值が高いと云ふことであるが、爲替が高い爲に(ハ)貿易はその影響を蒙り悪くなつて居る。フランスは從來輸入超過國であつたが、その輸出入の關係は全體から見てその數量は減り、支拂關係から言へばだん／＼餘計に拂つて居ると云ふ有様である。數量の減り方は一九三二年と一九三一年との割合を見るに、三割二分、イギリスの一割二分位に比し

て遙かに悪い状態にある。殊に吾國の如きは同期間に二割三分の増加を示してゐる。(ニ)次に國際收支の關係を見るに、從來フランスは貿易に於ては入超を續け支拂超過國であつたが、貿易外收支に於て受取勘定であり、之を以つて埋合せて居たのである。但し、一九三一年以來支拂超過となる。其他(ホ)財政上に見れば明なる通り、フランスの財政は大なる赤字が豫想せられて居る。今此處に繰返す必要もないが、要するにフランスの状態は非常に悪い。それにも拘らず金本位を維持して居ると云ふことは外部から見ても非常に不思議に考へられよう。

この説明は從來色々試みられて居るが、その一つとして、フランスは一九二八年に金本位に復歸した時平價を五分ノ一に切下げた。夫故再び金本位を停止し、貨幣價值が下落し、その結果平價切下をするに至ることは國家として忍びない。従つて金本位を固守し、この結果を避けてゐると。又もう一つの理由はフランスと云ふ國には小金を溜めて暮して居る者が多い。さう云ふ人達は平價切下には大反對である。さう云ふ所からも今日飽迄金本位を維持して居るのであると説明して居る。併し乍らさう云ふ様なことが一方にあるとしても、現實の經濟現象はなか／＼それだけの理由を以てして片付けて了ふことは困難である。

現在フランスを中心とする金ブロック、即ちベルギー、イタリー、スペイン、オランダと云ふ國々の間に利害の對立が起つて居る。即ちスペインは金本位の維持を廢めたい意思らしい。又オランダも同様である。之に對しフランス、イタリーは何とかしてそれを喰止めなければならんと云ふので、盛んに之を壓迫し、彼等が金ブロックから脱退することを防いで居る様に思はれる。併し茲に問題となるは、一體フランスがそれ程迄金本位を維持せんとするのは、フラ

ンスにとつてはどう云ふ役割をするものであるかを、根本的に考へて見る必要があるのではなからうか。

◇
日本に於いては金本位維持と云ふことが從來死守されて居つたが、遂に之を棄てるに至つた。元來金本位が持つて居る第一の役割は國際的爲替の安定にある。一體通貨は如何なるものが理想的であるかと云ふことには種々議論もあらうが、尠くとも通貨が交易をなす一つの手段である爲には價值の安定と云ふことが第一の條件とならなくてはならぬ。更に一つは、それと同時に潤澤なる資金を世の中に供給することであり、この二つの職能が理想的通貨制度としては具備されなければならぬ。然るに國內的物價の安定、國內的通貨價值の安定と云ふものは、現在の如き國際交通が非常に密接になつて居る時代に於いては、單に國內的問題としてのみ之を解決することは出来ない。それは國內的に通貨の數量を限定し、國內的に物價の安全を計るとしても、對外的爲替相場の變動と云ふものは常に國內的に影響する。全くの國家主義をとつて自給自足の經濟が完全に出來、對外的關係を考慮する必要のない場合はいざ知らず、現在の如き自由なる國家間の交通を前提とする社會、換言すれば世界經濟に進んで居る時代に於いては、對外關係を度外視して一國の物價の安全を計ると云ふことは空論に過ぎない。對外的爲替相場の消長は直に國內的に影響するもので、従つてこの點より見れば、一國の物價の安定即ち國內通貨價值の安定と云ふことを目的とすれば、先づ何よりも對外的爲替價值の安定と云ふことに心掛けねばならぬ。換言すれば物價問題は直接國內的通貨の安定と云ふことなく、同時に對外的貨幣價值の安定と云ふことを伴つて居る。従つて對外價值の安定なければ、國內的にも安定が出

來ない。夫故に金本位の維持は、對外的爲替の安定と云ふことに外ならぬ。即ち金本位を維持することによつて、世界的共通支拂手段である金を通じ、各國が同じ物價の水準を保つことが出来る。言ひ換へれば國々の間に於いて安定した爲替相場を維持し得るのである。併しながら之は各國が同じ支拂手段の上に立つて居ると云ふ前提の下に金本位が各國の爲替相場を安定せしむると云ふ役割をなすものである。かく考へれば、金本位は對外的に意味を有し、それに依つて國內的物價の安定が初めて計られる譯である。

◇
所が現在はどうであらうか。現在各國共金本位制を棄て、居る。而して事實上是所謂紙幣本位になつて居る。法律的には現在に於いても金本位制であると主張する者も少くない。現在純金二分を以て五圓とすると云ふ規定が廢止せられて居ない以上、金本位制であると主張するが、併し之は既に經濟的に意味なく、たゞ條文上の問題である。従つて現在の儘に於いては之を金本位と云ふことは言ひ得ないと思ふ。金の自由なる輸出入、或は兌換と云ふことが停止せられて居る以上、經濟上本來の金本位制の持つ職能を何等盡して居ない。故にこの點より言へば金本位制を維持して居ると言へない。現在の國々は紙幣を以て交易する紙幣本位であると考へられる。

フランスはこの紙幣國の間に於いて獨り金本位を維持せんとするのであるが、金本位制と云ふものが國際間の爲替相場を安定すると云ふ前提に於いて、且つ實際その働きがあれば、今日に於いてもフランスが金本位を維持する限りフランの價值は動かない。従つてこの意味に於いて爲替の安定は得られる。併し之に依つて貿易上の影響は如何かと

見るに、目下フランスの經濟狀態は非常に悪化して居る。而して他の大國は皆紙幣に變つて了つた今日、獨りフランスのみ爲替安定の目的の爲に、他の貿易上或は財政上の問題を犠牲にしてまで金本位制を固守すると云ふことが利益であるか否かは、之は金本位制自體の問題と別に、それより生ずる他の利害問題をも併せて考へなければならぬ點である。

◇

元來金本位と云ふことで爲替の安定を計る爲には、各國が同じ様に金を基礎にして居ると云ふことを前提とする。インターナショナル・ゴールド・スタンダード（國際金本位制）と呼ばれる如く、各國が同じ様に金本位制を採ればよいが、全部或は大部分が紙幣本位を採り或は金本位を棄てた場合を考へれば、一國が金本位を固守すれば爲替は安定出來ると假定しても、爲替以外の或は貿易上の問題に於いて種々不利益を來たす。然し之は金本位自體の罪と云ふことは出來ないであらう。即ち金本位はその國の爲替を安定せしむると云ふことから、延いて國內の物價を安定せしむると云ふ職能を持つて居るが、それに依つて、對外關係に於いて物價高となり、従つて現在の如く諸國が金本位を停止する時には、金本位國は輸出入關係に於いて不利な地位に陥るものである。従つてフランスに於ける金本位制を論ずるならば、他の國々の大部分が紙幣に變つて了つた場合に於いて、尙之を固守することは、其國民經濟全般よりして利害は可なり疑問となる。

然しこの現在のフランスが金本位を維持し、經濟狀態なり財政狀態が非常に悪いと云ふ點より、直ちに金本位を批判する事は出來ぬ。即ち問題は二つに分れ、一つは金本位自體の持つて居る本質的職能、それから又一つは一國の經濟政策上の問題として、他の國々が紙幣本位となつた場合に於いて、この金本位がどれだけの役目を來たすかと云ふ二つの視角から見なければならぬ。

通貨制度自體から言へば、金本位制度が依然としてその持つて居る特色を現はし、貨幣價值が安定し、又對外的に見て金本位を維持すると云ふことが貿易關係上利益であるか否かは、今日各國が金本位を棄てゝゐる場合、別の意味より論じなければならぬ。（昭和九年九月大阪銀行通信録）

第二節 金本位制の再檢

英京ロンドンに於て、近く開かるべき國際通貨經濟會議に關する専門家準備委員會報告書として發表せられたる會議議題書を見るに、各國『政府が考慮しなければならぬ主要問題』として、『通貨及び信用政策の分野に於ては、金本位を廢棄した諸國が如才なく加はり得る有效なる國際金本位制の復活がその對象でなければならぬ』となし、金本位制は再び國際通貨經濟會議の主要議題として検討せらるゝことゝなつた。

金本位制に關する世界的論争は、近くは歐洲大戰後歐洲諸國の通貨制度の確立問題に關連して、ケーンズ、ホートレー、グレゴリー、カッセル等の人々により花々しく論ぜられ、世界の注意を集めたのであつたが、一九二五年英國が

金本位制を再び確立するや、歐洲諸國は相次でこの例に倣つて金本位制の通貨制度を回復したるのみならず、從來、異なる本位制を採用し居たる國々までも新に金本位制を確立するものを生じ、金本位制は世界的本位制度として全盛時代を現出し、茲に金本位制に關する問題は檢討濟の如く考へられたのであつた。

併乍ら此の金本位全盛時代も永くは續かず、一九三一年九月廿一日英國が突如として金本位制の離脱をなした。金本位制に就ては永き傳統と誇りを持つ英國が金本位を停止した事は、世界の金本位制の諸國に對する大なるショックであつたと同時に、金本位制の將來に對して暗影を投じたものであつた。

◇

此の金本位の停止は諸國の通貨制度に直ちに影響し、スエーデン、ノールウェー、デンマーク英領印度等も相次で金本位を停止するに至つた。吾國も亦一九三一年十二月十三日遂に金輸出禁止をなし、十七日には金兌換を停止して完全に金本位制を離脱したのである。茲に於いて世界は再び不換紙幣國を以つて充さるゝこととなり、唯、僅かに米國と佛國が金本位を維持するものであつたが頃日來の米國金融恐慌は漸く擴大の様子を示し、今や銀行休業、モラトリアムの實施並に預金引出制限は全般的となり、米國の金本位停止は正に實現に一步の處まで來た。(一九三三年四月十七日停止せらる。)

此處に於て一般人は金本位制の機能に對して疑の目を以つて觀るに至り、正に金本位制不安の時代を現出せんとし
てゐる。

◇
金本位制が再び此處に討議の對象として取り上げらるゝ所以も亦、この點にあるのである。

併乍ら茲に注意すべきは、金本位問題の本質上の變化である。

歐洲戦後に於ける金本位問題は、主としてその理論的本位論の基礎の上に立つて論ぜられたのである。

即ち歐洲戦争に依り破壊せられたる各國貨幣制度は、戦後經濟復興の第一條件として確立せる貨幣制度のもとに發行せらるゝ價值安定せる通貨を持たんとするにあつたのは、敢へてゼノアの經濟會議の決議を俟つまでもなく明かなことであるが、金本位制は正にこの意義に於いて論ぜられ、その中心點は、果して金本位制によつて完全なる通貨の安定が望みえらるゝか否やにあり、その論の基く處は極めて理論的且つ本質論的のものであつたと云ふことが出来る。然るに今回、再び金本位制が問題となるや、その意義は稍變化して居る。即ち一九二九年秋以來世界的となつた世界不況は、物價下落と失業の増加によつて各國民の等しく悩んでゐる處であつた故に、世界の國々は如何にしてこの不況を打開すべきかに關心した。而してこれが對策として各國が先づ採つた政策は、デフレーション政策であつたのである。

各國は通貨の收縮をはかり、物價の低落を生ぜしめて、國內財政上のみならず對外的にも經濟的均衡を齎らさんとしたが、激しき物價下落と、失業の激増に堪へかねて、期待せる結果を觀るに至らずして中絶の止むなきに至つた。茲に於て各國の政策は英國金本位停止を契機としてインフレーションへ轉向したのであるが、此のインフレーション

ンは積極的理由にもとづいて採用せられたと云ふよりは、嘗て戦後に於いて苦き経験を経ながらも、唯、最後に残された唯一の方策としてこれに依つたものであり、その意圖する所は偏に不況打開の一點に存したのである。従つて今日に於ける金本位制回復の問題は、本質論のみならず更にこの目的より判断せられ、其の政策の目的が達せらるゝや否やが主要なる通貨制度批判の論據となるもので、従つて極めて政策的、且つ現実的であるのを特色とする。

第二に考ふべきは、戦後並に今日、共に金本位の停止たるに於いて變りはないが、その停止の原因本質に溯る時、其處にその性質を全く異にするのを見出すのである。

即ち戦後に至るまでの金本位制の停止の原因は、戦争による經濟界の混亂にともなひ兌換請求による金の逸散を事前に防止せんとするものである。

然るに最近に於ける金本位制の停止は、例を英國に需むる時には、全く、オーストリアに於ける大銀行破綻に端を發する、獨逸金融恐慌に原因する英國金融市場に對する國際的取り付けによる所有金の減少と云ふ現實問題に因るものであつて、國際的金の缺乏に依る不得止る停止であり、従つて對外的である。前者が國內的であるに對して全く異なるものであるといへる。其故に、今回の如き金本位停止の場合は、その回復は一層困難を伴ふものであるといはねばならぬ。何となれば、前者に於ては國內市場の不安さへ一掃するならば、兌換の請求も復活せられ、平靜に歸するものであるが、後者の場合には、國際的取り付けを中止すべき國際的協力の協定なき外は、如何に國內市場が平靜となるとも、

金の流出は阻止することを得ず金本位の回復は全く不可能となる。

従つて、共に國際的協力を必要とするものたるに於て同一であるが、その程度に於て後者の場合は極めて重要性を有するものである。

金本位制を論ずる此の二つの論點は、從來とても存在して居たのは事實であるが、その對立は、今日金本位問題の論ぜらるる場合程、理論的金本位論と、政策的金本位論との對立を明かにして居る事はない。

然らば今の金本位制は如何なる點に其の機能の特性を認めることが出来るか。これには先づ金本位制自體の發展の跡を見るを便宜とする。

一八一六年英國が歐洲諸國に卒先して金本位制を確立した時の形式は、所謂金貨本位制であつた。即ち現實に金貨を鑄造して國內に價值安定せる通貨を流通せしむることにあつたのである。

而して英國に做つて金本位制を採用せる諸國は、所謂、この形式をとれるものであつて金本位制初期の態様である。併乍ら十九世紀の末に於て、銀本位國より金本位國に移らんとした國々がとつた形式は、金爲替本位制と呼べるものであつて、從來の形態と異なるものであつた。

即ち從來の金貨本位制は、金貨を鑄造して現實的なる授受を意圖したものであつたが、事實はどうであつたかと云ふに、金貨は必ずしも之等金本位制の國々に於て流通して居なかつたのである。戦前の埃太利並に吾國はその好例で

ある。

換言するならば、金貨の流通は金本位制の本質的なものならざるを知つたのである。

茲に於て、國內には金貨の流通せざる本位制であり唯、對外的支拂に供する爲め、金資金を國外に維持し、國內に於て金爲替を賣却する方法が印度に於て先づ採用せられた。

この一八九三年の印度の通貨制度は、國內に於ては依然として銀本位の通貨を用ひ、これと同時に英貨ソヴァレン金貨をも國內にて法貨として認めたもので、流通場裡には金貨は現はれなかつたのである。

然るに歐洲大戰によつて總ての通貨制度は一樣に不換紙幣の状態となり、其後一九二五年英國が金へ復歸したが、此の場合に採用せられたる制度は、又、從來の金本位制の態様と異なるものであつた。即ち所謂金地金本位制であつて、國內に於て金貨の鑄造をなさず、従つて流通を意圖せざるものである。而してその兌換の必要ある場合には、一定の値段を以つて金地金を賣却する方法により金と通貨との價値の連絡を計るものであつて、こゝに於ける金の機能は全く國內的ではなく、對外的支拂の爲めであるといへるのである。

斯くして歐洲の通貨制度は戰後、金本位制全盛の時代を劃したが、この傾向は他方に金の缺乏の状態を現出した。茲に於てこの金本位制の基礎たるべき金の不足を補はんが爲めに、準備金中に確實なる金本位國の金爲替を以つて、一部金に代ふる制度が一般化するに至つた。尤もこの方法は決して今日新しく發生せるものではないが、殊に最近に於ける著しい傾向といひうるものであり、之れは從來の金爲替本位と異り、その兌換に當つては、金貨、金地金、金爲

替のいづれによるかは全く銀行の意思によつて決定するものである點に於て既存の金爲替本位とも異り、所謂、新金爲替本位又は金爲替準備制と呼ばれるべきものであらう。

以上の金本位制の諸形態は吾々に種々なる指示を與へるものである。

先づ第一の金貨本位制は金貨の流通する金本位制であり、金爲替本位制は金貨の流通せざる金本位制であり、金地金本位制は金貨を流通せしめざる金本位制であり、金爲替準備制は金を廢除せんとする金本位制であるとも云ひうるであらう。

この金本位の發展形態は斯うして金本位制に於ける金の機能が、國內的であつたものから漸次、對外的機能に移り行けることを示して居り、それと同時に金本位制内部に於て金が漸次、その職能を内より外へと局限せられ、廢除せらるゝ傾向にあることは、新金爲替本位と金貨本位制とをみる時一層明かであらう。

即ち現在の金本位制に於ては、金はその對外的支拂の機能に於て其重要性をみるのであり、以上の金本位制の諸形態は、一方に於て金本位制の本質上の變化を明示すると同時に、他方、金本位制の發展傾向を暗示するものであり、而て前者は金本位制今日の問題として重要性を持つと同時に、後者は、金本位の將來の問題として多くの内容を示すものである。

◇

斯如くして金本位制を『貨幣價値の持つ價値が常に金の一定量の有する價値と關聯せしめらるゝ本位制』と解する

時、その發達は、今日の金本位制の本質を金の對外的機能たる、金の國際性にもとめしむるものであり、その結果は當然金本位制の機能は貨幣の對外價值たる外國爲替相場維持が主たるものでなければならぬ。

而て、一國通貨制度の理想が『價值安定せる通貨と資金の潤澤なる供給』にありとするならば、何故に爲替相場の維持は重要視せらるべきであるか。

之れが解答は、即ち金本位制の理論的論據であり、而して一言にしてこれを言ふならば國內物價安定の最終目的の爲めである。

個々の商品の價格の綜合的觀念としての物價なるものは、價格を商品がもつ客觀的交換價值の貨幣價值によつて表示せられたるものたる以上、商品の客觀的價值としての一面を持つと共に、貨幣價值としての一面をもつものである。

從て物價變動の原因としては商品側の原因をもつと同時に、貨幣側の原因をもつものである。

其故に、物價の安定は貨幣側の原因のみによりて決定せらるゝことは不可能であつて、それは單に、その一面であり、幾何程商品側の原因に變化なくとも、貨幣側の原因に變化ある時には、物價の安定を保つことを得ざるものであり、物價問題は、この意味に於て通貨價值の問題となる。

而て物價を貨幣價值の問題としてみる時、こゝに貨幣價值の國內的安定が重要性をもつ事を見出すのである。

即ち物價の安定を意圖するならば、貨幣價值の國內的安定はその第一條件でなければならない。

一國民經濟が他との經濟關係なく、貿易なき孤立經濟を營む場合に於ては、その國內通貨價值は、流通貨幣の數量

を調節することによつて容易に價值の維持をなし得るが、斯如き經濟は今日之を見出す事は困難である。近來各國民經濟の世界經濟への進出著しく、各國民經濟間の相互依存性は極めて緊密となる現今に於ては、國際經濟の一因子としてのみその存在を確保し得る状態である。

而してこの國際的依存性は、一國民經濟の外的關係に於ける影響を受くること大なることを示すものであつて、これは一般經濟事情に就て云ひ得る處であるが、通貨價值に於ても亦同様に、その價值は對外關係の影響をうけて變化するものである。故にこの方面よりの影響を除去せざるに於ては通貨の國內的價值安定は望むことを得ざるものである。

而して國內通貨の對外關係に於ける變化は何に現はれるかといへば、云ふまでもなく對外爲替相場に於てある。從つて之れが安定である事は國內通貨價值の安定の前提條件でなければならぬが、いかにして此の安定を保ち得るか。今日の如く、國際間の支拂が金價值を以つてなされてゐる場合には、金のこの國際性を基礎とせる金本位制によつてのみ、この對外爲替相場を安定しうるものであつて、斯くして外的變動原因を去り、初めて國內的通貨價值の安定が考へられるのである。

ケーンズは國內關係に於ては通貨數量を調節する所謂統制通貨 (Managed Currency) を以つて足れりとするが、既述せるごとく、單に國內關係に於いてのみ之を論ずるならば可能であるが、對外的關係を考慮する國內的通貨價值安定は國際的金本位制による爲替相場の安定せる現象を通じて完全に達しうるものであり、金本位の意義もこの對外的

關係に於て認めらるるもので、一般に今日の金本位制が國際金本位制 (International Gold Standard) と稱せらるゝ所以でもある。

而て對内的にはカッセルの云ふ如く唯通貨數量の制限をなし、金による通貨の無統制なる増加を自然的に制限せんとする手段としてのみその意義を考へ得らるゝものである。

◇ 金本位制のもつ機能の重要性を以上の如く認むと雖も、現今の不換紙幣國をして再び『金への復歸』をなさしめんが爲めには、一の條件の充さるゝことを必要とするものであつて、條件とは即ち國際的協調の一事である。

各國が金本位の重要性を認め、これが復歸を企圖しても、金本位維持に關する國際的協調を缺き、各國各々自己の利益にのみ走り、徒らに金の集中に耽るに於ては、金本位の維持は到底望まれぬものである。一九三一年九月金本位の強固なる基礎を誇つて居た英國さへも、國際的取付けによつて、脆くも金本位の停止を餘儀なくされた事はその明かなる證據である。

◇ 人或は曰はん、國際協調を強調するならば、敢へて金本位制ならずも、紙幣本位、銀本位又は兩本位にても通貨安定の實はあげ得るであらうと。

この論議は一應尤もに考へ得るのであるが、之等の各本位制度自體は理論的に種々の缺陷をもつものであつて、例へば紙幣本位に於ては、(イ)インフレーションを惹起するの危険あるのみならず、(ロ)これによつては外國爲替相場の変動に限界なく、極めて不安定たるを免れず、従つて(ハ)物價の安定は不可能といはねばならぬ。

次に銀本位制に於ては、(イ)世界各國が悉く一樣に銀本位制を採用するならば、現在の金に銀が置き換へられたるに過ぎず、今日と全く同一の地低に立つこととなり、少しく貨幣の發行に於いて餘猶を生ぜしむるに過ぎぬ。

又一國二國が銀本位を採用するに及んでは、銀相場によりて影響せらるゝと大にして通貨の安定は望むべくもない。兩本位制の機能に至つては既に十九世紀に於いて試験済とも云ふ可く、所謂、變動の幅は狭くとも、その變動回數に於いて増加することとなり、日常の商取引に便なりとは云ひ難い。

斯如く之等の制度は理論的缺陷を含むのみならず、實際的協調の場合に於いて、各國間の利害の相異は協調の可能性に差違を生ずるものである。

例へば(一)銀本位制確立に對する國際的協調は、銀産出品竝に銀の保有國は、その値上りにより利益を享受する故に協調するとするも、金本位國竝に金保有國は、金の値下りとなるを以つて必ずしも賛成せず、反對の立場に立つであらう。(二)兩本位制採用に於ても、これによつては銀の値上りとなり、銀生産者の代表意見なるのみで協調は極めて困難であると云はねばならぬ。

更に(三)紙幣本位制については、事實上の不換紙幣國の多き今日、金價値と無關係なる通貨制度の確立に關する協調は必ずしも不可能とは云ひ得ぬが、金本位を維持する國は勿論。多少とも金銀を所有する國に於ては、その當然の結

果として金、銀の値下りを生ずるが故に必ずしも賛成するとも斷言出来ぬ。

殊に注意すべきは、金の持つ魅力であり、吾々の金に對する無批判的の執着の事實である。

キヤナンは『金本位通貨の調節に就て國民が健全なる政策を採らんとする時の最大なる障害は、金を國民的富と繁榮と考へたる重商主義時代の遺産として傳へられたる信念である』と云ふ。この信念たるや『金が多くの有用なる特性をもつ金屬たることの認識によつて起つたものではない。』全く一の金の持つ魅力の爲めであり、ブラケットは『歐洲大陸に於ける中央銀行の取締役會の或るものに對しては、金本位制は一つの信仰とまでなつてゐる。』と云つてゐるが、吾々は他のいづれの金屬よりも金に對して一の魅力をもつものである。

即ち金に對する執着は、金の持つ物理的、化學的特性にもとづく裝飾的用途より生じて居る事も尠くはないが、これと同時に、その數量的關係は、金に通貨制度の基礎としての適應性を與ふるものである。兎に角、金に對する吾々の特種なる愛着の歴史は古いものである。

而て現今に於けり金本位制の發達は全くこの特性に發したもので、發達の基礎と云ふべきであるが、同時に又、金本位制を誤らしむる原因の源であるともいへるのである。

金を基礎とする貨幣制度を建設した吾々は、その結果としてその基礎としての金の集中を計り、各國の金の爭奪戰は戰後特に著しい現象の一つとなつたが、此の爲めに惹起されたものは金の偏在であつた。即ち一方に於て金の大蓄積あるに拘はらず、他方に於て金の不足によつて金本位の維持の困難なる國をも生じた。

金本位制に於ける金の意義は、それが金本位の基礎たるの故にその保有を必要とすることは疑なき處ではあるが、その確實性は必ずしも金保有の大小を以つて論じられるものではない。

英國は一九三二年六月八億六千五百萬弗の大なる金保有をなしながら、同年九月には金本位停止の止むなきに至つたのである。

新聞紙の傳ふる處によれば、北米合衆國は三月四日より金本位の停止をなして居る。北米合衆國は一時、一九三〇年十二月の如き四十五億九千三百萬弗の貨幣用金の保有あり、次で一九三三年末には四十億五千萬弗の保有高を維持し居るにも拘はらず、打ち續く銀行休業による金融界の不安は貨幣退藏の現象となり、遂に此の結果を見たのである。斯如く金本位制に於ける金の保有は、その國の通貨の基礎としての必要高以上にこれを集積するとも何等意味なきことであつて、それ以上は全く、一國の對外債務其他短資關係に依存するもので、いかほど健全なる金本位を持つと雖も、諸外國が故意に資金の引上げ又は國內に於ける兌換の請求に逢へば、如何にして、これを擁護しうるであらうか。

米國今回の一時金本位停止に當つても、その直接の原因は國內金融不安に依るものとは云へ、フランス並にオランダ等の資金引揚げ乃至イヤマーク金の増加が、ドル貨の不安を助長したことは否定し得ない處である。

従つて金本位制に於ける金保有の意義はその集中による増大政策にあらずして、これが必然限度の維持方策に存するのであつて、茲に國際金本位制は各國の協調を必要とする所以があるのである。

而て此處に、國際協調を説くに當り具體的問題としての協調の難易より見ても、各國の大戦後、殊に金本位制をとれるもの多く、多少なりとも金の保有を有するが故に、その有する金の改善に關する金本位擁護の協調は蓋し、他の孰れの本位制に於けるよりも利害の衝突すくなく、實現性を多分にもつものといへるであらう。

◇
金本位制は又以上の如き理論的方面よりのみでなく、政策的立脚に立つて論ぜられる。即ちその代表的のものは今日の世界不況打開策に關聯して論ぜらるゝ處のものである。

『永遠の繁榮』を考へられてゐた米國は、一九二九年秋の證券市場の恐慌以來、世界的不況の打ち續くこと今日に至るまで既に久しいものである。

この間勿論種々なる不況打開策が考慮せられたのであるが、その第一に採られたる手段はデフレーション政策であつた。

デフレーション政策の意圖することは、物價の低き水準による經濟均衡状態である。

然乍らこの結果は何であつたかと云ふに、茲に残されたものは唯低物價と失業群の増加であつたのである。

此處に於いて、この政策に代つて採られたる方法は、云ふまでもなくインフレーション政策であつた。元來、歐米諸國は戦後インフレーションの慘害について苦き經驗を持ち、その危險竝にその結果を熟知して居る故に、一九三二年の米國のフーバー大統領のインフレーション政策轉向以來、各國經濟政策のインフレーション政策へ

の轉化は、全く、インフレーション政策を最後の方法として餘儀なく採用したるものと解し、消極的意義に於て始めて考へうるものである。

而て、金本位制は、之等の政策より反對せられた。即ちインフレーションこそ、高物價に於いて經濟的均衡を保つものであると云ふにある。

然乍ら、インフレーションによる經濟的均衡状態の現出は極めて困難なることであり、例へそれが可能なりとするとも、同様の意味に於てはデフレーションも亦低き水準に於いてこの状態を可能ならしむべく、ことにインフレーションによる當然の結果たる物價騰貴は、消費者の犠牲の上に立つものでなければならず、影響することは極めて大である。しかもインフレーションは大なる危険を含むものである。

即ちインフレーションは、その進行をはじめむるや、常に、繼續的ならざる時にはその性質上、効果を失ふものであるが故に、物價の騰貴につれて、益々インフレーションは其の度加はり、物價の騰貴も亦これにともなつて著しくなるものである。かくして、人が漸く、通貨の激増とその價値下落に氣づくや、前途の通貨値下りを豫想して、通貨よりの逃避として『物に轉換』する方法が盛んとなり、遂に物價の上騰の割合が通貨發行の割合を超越るに至つて、こゝに通貨制度の混亂と破壊をもち來し、インフレーションは結局破壊に終る事となる。此の例は獨逸戦後のインフレーションが明かに示すところである。

然乍ら、金本位は金に束縛せらるゝが故に、金本位の採用はデフレーションであると云ふものもあるが、必ずし

もデフレーションを結果するとも限らない。即ち國際協調による金の節約は、デフレーションの傾向の防止の手段であり、従つて之によつて金本位を否定することは出来ぬ。

◇

以上金本位制の態様並にその本質について検討をなしたものであるが、然し乍ら、米國をもその渦中に投ぜしめたる世界不換紙幣時代に於いて、爲替相場の未だ安定せざる今日、金本位制の回復が何時出来得るであらうか。豫想は極めて困難である。何となれば先づ世界の經濟事情の今少しく安定することを必要とするからである。

而てその時機の來たる時、金本位制は如何なる形式に於いて回復せらるゝであらうか。

この豫想は極めて困難なる問題であるが、今日國際通貨として金を決済用に供する以上、對外爲替相場維持の方法としては缺くべからざるものである。故に、將來の金本位制は今日より以上に、金の國際性を極度に活用せる形式たるべきは信じて疑はぬ處である。(昭和八年四月中央公論)

第三節 金本位制の將來

金本位制の將來に就ては、人に依つては金本位制は既に破綻をしたものであると云ふ人さへある。果して技術的にも、理論的にも破綻し再びこの世の中に出て來ぬものであるか。

以上のことから金は永久に貨幣制度から除外せられ、貨幣制度の抽象化は完成したものといへるであらうか。これに對する解答は、理論と實際の二つの方面より更に觀察しなければ、今俄かに將來を豫測する事は出来ない。

先づ理論的方面から云へば、金本位制は金の基礎の上に立つて居る制度であり、従つて金に依つて拘束せらるゝ制度であるが故に、金自體の將來に重大なる關係を持つてゐるものである。

金本位制が金によつて拘束せらるゝと云ふことは、二つの點に於いて之を認めることが出来る。

その一は貨幣の素材としての金であり。

その二は紙幣發行準備としての金である。

併し乍ら貨幣素材としての金は、今日その意味が極めて薄弱となつて來た。それは今日の金本位制に於ては金貨を作ることなく、新形式とも云ふべき金地金本位の形式をとるからである。

従つて金貨を造ることがないのであるから、この點から金が貨幣を拘束することは大して問題にならぬ。

これに反して、第二の紙幣發行準備としての金は重大なる意義をもつものであつて、金は各國の中央銀行の庫中にあつて、その發行する兌換券の引換準備としての職能をつくしてゐる。

従つてこの準備としての金の増減は、紙幣の發行高を制約することとなり、それ故に若し金の増加なく減少するに於ては、一國民經濟に必要な通貨の量を供給することすら不可能となり、一國民經濟内に於ける取引の圓滑を缺くに至り、不都合を生ずるものである。

第一に、金の將來といふ點から觀察して見ると、從來は常に悲觀的の議論が存在して居つた。金の生産に關する調査は古くからあるが、有名なのは例の千八百七十七年の塊太利の地質學者ジュース (Jules) が出した『金の將來』なる一書である。これに依れば從來金は産出方法として砂金が第一の形式であつたがこれは次第に取盡されて、残つたものは鑛山に依る金の採掘であるが、これも漸次生産數量が減つて來たと云つて居る。又彼は『金の生産は永續的且非常なる程度に減少し、而して金は漸次稀少性の増加するに従つて、最早今日迄保つて來た經濟的地位を保つことは不可避となる。これは避け難いことでもあり、これは近い將來に豫想し得る』と云つて居る。此の金に對する豫言は、當時一般に非常なるショックを與へた。其の當時銀の値段が非常に安い時であつたので、銀の値段の安いのは金の稀少性にあると云つた。かの國際兩本位制の問題が起つて、金のみならず銀をも通貨として併せ用ひんとする議論のあつたのもこの頃である。處が千八百九十年代になつて金の生産高が殖えて來たので、其の爲にこの問題も立消えになつてしまつた。

第二に、他の一つは、最近に國際聯盟でなされた所謂金委員會の報告である。これは例の千九百二十八年十二月十四日並に千九百二十九年六月十七日の國際聯盟の理事會の決議により、『金の購買力の變動の原因並に各國の經濟生活に對する影響の研究調査』の目的を以つて出來たのであつて、一般に略して金委員會 (Gold Delegation) といはれてゐるものである。この委員會は一九三〇年九月第一回の中間報告といふものを出し、第二回は一九三一年一月廿日、第三回は今年六月に出した。この三回の報告書を見ると第一回の報告に於ては金の生産に就て次の如く云つて居る。

即ち金の年産額は約四億弗であり今後此の状態は約二三年の間は續くであらう。併しながら其後になると、金の生産高は漸次減少して來ると、金の生産の將來に對しては非常に悲觀的の論を立て、居る。これと同時に統計家として有名なるキッチン氏もこれと同様の豫想をして居る。而して貨幣用金の蓄藏高は世界に於て百一十億七千五百萬弗（一九三〇年末現在）で、年約二億弗宛増加してゐる。以上は金の供給であるが金の需要について見るに、之を非貨幣用と貨幣用との二つに區別して考へることが必要である。

(1) 非貨幣用の需要について、その主たるものは (イ) 印度の需要であり、(ロ) 工業用の需要を第二とする。次に (2) 貨幣用の需要であるが、それを決定する要素は次の二點である。即ち (1) 金準備を必要とする紙幣發行高と中央銀行の要求拂債務の總額であり、千九百二十八年末に於ては二百四十五億弗であるといはれてゐる。次に (2) 準備の法定割合及び實際の割合であるが、これは大略二九%乃至三四%であつて、平均は三二%で、實際の割合は七一・一〇%の安全率をその上にとつてゐると云ふ状態である。併し乍ら更に考ふべきは (ハ) 貨幣用金需要が一般の國民經濟の發達と共に増加すると云ふことである。

然らば一般の經濟發達の割合はどうであるか、その發展率に就ては人々その説を異にする。例へばカッセル氏は三%であるといひ、キッチン氏も同じく三%であると云ふが、スナイダー氏は三・五%とする。その割合は異なるにしても、この發達の割合に應じて通貨の量が増加して行かねばならず、結局、そのためには金の生産が増して行かなければ、この需要を充すことが出來ず、そのため通貨の不足となり、取引の圓滑をかくこととなるのである。

そこで以上の金の生産高の減退の数字と、この國民經濟發達による金需要とを比較してみると、こゝに金の不足を
する時が決定せらるゝことゝなるのである。

兌換準備率を三三%とし、國民經濟の發展率を二%とすれば、一九三八年より金の相對的不足となり、若し準備率
を同じく三三%とし發展率を三%とすれば既に相對的不足は生じて居ることゝなる。

以上のことから、金本位制行詰りの時を知ることが得、そこに金本位破綻の憂ひを認めるのである。然し乍らこゝ
に問題となるのは、金の分配の問題である。それは假令金の生産高が年々増加しても、その分配が不公平であつて、
世界の一地方、例へば米、佛に偏在する様なことがあれば、これまた金の不足となり、金本位の運用上不都合を生ず
るのである。

第二回中間報告はこの點を取扱つたのであるが、第一回の中間報告にては、以上の金不足に對する救済手段として
次の數點をあげてゐる。

即ち其の救済方法として第一回の金委員會の報告といふものは四つの方法を述べて居る。其の第一は、所謂國內通
貨に對する金貨使用の廢止である。戰爭後に於ては金貨を實際に授受して居る國は殆どなく、偶々金貨が手に這入るこ
とはあつても、實際から云ふならば殆ど金貨が流通して居らぬ。既にこの點は實行されて居ると見て宜い譯である。
第二の方法としては國際協力による準備率の低減である。準備率は一國のみが、これを低下せしむることは、他國に
對する信用をそこなひ不可能である、故に世界の國々が協力してその低下をはかり、金の準備としての量を節約せん

とするにある。

更に第三は小切手、郵便貯金、振替制度並に手形交換制度といふやうなものゝ發達改善により金の節約をしよう
といふのである。之等の手段は皆、紙幣、通貨に代り、金の節約となることは明かである。

而して第四の方法は補助貨使用による小額紙幣の廢止である。日本でも大正六年の緊急勅令で出た補助貨は、この
引當てとして日本銀行券を持つて居り、而して日本銀行券は一定の準備として流動性を失ふから、矢張間接的に金の
準備をしなければならぬことになる。故に小額紙幣と雖も準備の關係上、間接に金の需要に關係ある故に、これをや
めて銀補助貨を用ひ、この準備としての金を間接ながら節約しようとするのである。一九三一年獨逸が補助貨の改鑄
をすると發表した爲に、銀の値段が一時高まつた例がある。銀を補助貨として用ひることは其の需要を増すことであ
るから、従つて銀價の救済にもなり金の需要に對する緩和にもなる。此の意味に於て補助貨使用を成るだけ獎勵した
い。以上の救済方法はそれにより何分かの金節約の出来る事は明かである。更にもう一つは分配の如何である。之を
扱つたのが千九百三十一年に出た所謂第二回の委員會の報告書である。現在の金の分配を決定するもの原因を二つ
述べて居る。一つは經濟上の相對的發達程度であり、第二は貨幣制度の實際の狀態と貨幣政策に依るものである。現
在の世界に於ける金の分布狀態は非常に偏在して居るが、この亞米利加、佛蘭西に集中されてゐる原因は何かと見れ
ば、一般的經濟事情の變態なることより生じた結果である。

即ち此の十五ヶ年間に於ける戰爭による諸經濟關係、例へば貿易關係、原料、及製品の相對的價格に起れる大變化

等が原因であつて、金本位自體の職能からではない。

故に政策としては、

(1) 中央銀行の協力、

(2) 公開市場取引の發達、之によつて中央銀行の仕事容易にする、

(3) 中央銀行の位地の強化、之による流動資金の集中化、

である。最近即ち一九三二年六月に出た第三回の最終報告と云はれて居るものは、以上の第一回、第二回の報告書から得たことに依つて結論をつけて居る報告書である。これに依つても金本位制を是認して、『世界經濟發達の現段階に於ては金本位制は尙ほ最も有效なる貨幣機構たるの確信を有する』ものであると述べて居る。併しながらこの制度は、從來の第一回、第二回の報告書にある如く、金の生産量或は金の分配によつて常に制約されて居るから、これに對して或特定の指導原則が定められなければ、その運用による安定と公正の利益は達せられないと云ふのであります。

而してそれは國際協力の必要であるが、この國際協力には三つの條件がある。先商品並に勞務の移動に關して適度の自由が復活すること、これは殊に戰後各國の貿易が世界經濟へ進みつゝあるに拘はらず、一國の産業政策は自國本位で、成る可く他人のものを排除しようといふ封鎖政策である。即ちその政策は所謂經濟的國民主義で、この點に現在の行詰りがある。一層自由に貨物勞務の移動を許さなければ共倒れになると云ふことを警告をして居るのである。

第二は賠償支拂並に戰債の問題が圓滿に解決されなければならぬ。賠償金問題はローザンヌ會議に依つて一應解決されたものと考へることも出来るが、戰債問題と關聯して居る以上、まだ全部満足なる解決が出来たとは云へない。併しながら最近に於ける經濟的不況は既に底を突いて、漸次上向きになつて來るのではないかといふことを一般に云ひ出したのは、常に世界不況の原因が戰債問題或は賠償問題に重大關係ありといはれてゐたその一つが曲りなりにも片着いて來た事が、人心を上向きにして來た原因もあるだらう。この意味に於て聯盟委員會に於ても、戰債並に賠償問題の圓滿なる解決が國際協調に進む一つの必要なる條件と見て居る。第三には金本位制の職能に關する或指導原則が金本位國の中央銀行間に於て採用されなければならぬといふ事である。金本位制は國際的のもので、これは國際的の協力がなければ維持が出来ぬといふ一つの指導原則が、各中央銀行に認められなければならぬ。徒らに諸國が自國の貨幣政策を擁護しようとして金の集中を圖るならば共倒れに至る。これは戰後に於ける國際主義に依つて當然云ひ得る所である。而してその結論として第三回の最終報告は先づ國際的協調を以て、(イ)各國は準備率を低下し、又金本位制は先づ(ロ)金爲替本位制を改善することに依つて更生すと云ひ、將來の通貨制度の根本問題も茲にあるのではないかと主張して居る。(以上第五章を参照せられたし)

更に一考すべきは、昨年九月の英國の金本位停止を以て、金本位制の破綻であるといふ議論である。これが若し本當に金本位制の破綻、換言すれば金本位制自體から生じて居る破綻ならば、當然考へるべき事である。

併しながらこれは金本位制自體の缺陷から來つたものでなく、既に詳細説明したる如く非貨幣的非經濟的原因に依

てなされたものである。(第六章第一節参照)

英國の場合は、英國市場に對する國際的金の取付けが起つたと考へられるのである。正に一般銀行に對して預金者が取付をしたと同様である。銀行は不健全なれば勿論の事、普通にやつて居つても或場合には取付が起るものである。従つてたゞ取付のみを以つて、その銀行の善悪を云ふ事は出来ぬ。銀行の前に水死人が着いたとか云ふやうなことで人が多勢たかる。遠くから一列に多勢並んで居るやうに見える。銀行の取付らしいと噂が起る。それで本當の取付が起つたと云ふ話もある。斯の如く何等銀行に不始末がなくても取付が起る事もある。英國の場合は國內に於ける資金關係から信用が落ちて、國際的の取付が起つたと考へられるが、之を金本位制自體の持つて居る一つの缺陷であるとは考へられない。勿論金本位制なる以上金に依て束縛はされるが、英國の場合に於ては短期資金の引上げられたことがその原因である。故にこれは必しも金本位制自體の缺陷から生じた例としては擧げられないのである。たゞ英國のみならず、一般に金本位國が金に縛られて居るが故に斯うした破目に陥つたのだといふならば別問題である。金本位なる以上金に縛られるのは當然であるから、これが運用方法に於て不都合を生じたが爲に停止しなければならぬならば、巧く作用し得なかつたといふ事に依つて金本位制の破綻とも云ひ得よう。但しこの場合にこの英國の例を以てすることは出来ぬ。故に現在之の例を以つて直ちに金本位の破綻と結論するには早計であると云はなければならぬ。

今實際的の方面から觀察するに、先づ第一に現在金が不足し來りつゝあるために、金本位制は將來怪しくなるといふが、然らば吾々は速かに金本位制を止め近く他の制度に移り得るかといふに、仲々困難な問題である。吾々は金に

對して非常なる執着を持つて居る。從來他に諸種の金屬があるに拘らず何故に金を用ひたか、これは經濟的問題ではなく趣味の問題、現實の問題である。金のもつ種々なる性質(物理的、化學的分量等々の關係)から生ずる一つの人を魅する力に依つてある。中には金本位制があるが故に吾々は金に對して執着があり、これを廢めれば有難味を感じぬだらうと議論するものもあるが如何であらうか。何故なれば金本位制は決して故意に出來たものではない。吾々が金を貨幣の基礎として用ひる事は、素材として金を用ひようといふ契約も合意もなかつた。漸次他の金屬が淘汰された結果である。金の持つ特殊性が欲望に對して特殊の作用を持つて居つたが爲めで、これが自然的の條件に依て漸次用ひられ金本位制が確立したのである。故に金本位制を廢めても吾々の金に對する執着が消滅する譯でない。

今一つの重要性は國際間に於ける金の性質である。現在國際間の取引は金を以て決済される。或は金價値を以て決済されて居ると云つた方が適當かも知れぬが、斯く國際的に金が役立つて居る以上、個人に於て金を捨てたと假定しても、尙國際關係に於て金本位を廢め得ようか。若し一國が金本位制を捨て不換紙幣の國となつたとすれば、その結果は對外價値の下落となり、外國貨幣に對する價値は直ちに下落する。日本が金本位制を停止して以來日本の貨幣價値は暴落した。これ國際性を有する金を貨幣制度の基礎としないことより起つた結果である。勿論その外に國際收支の關係もあらうが、金本位を維持すればその國の貨幣價値の維持は出來る筈である。一國の貨幣價値が安定せぬ以上、制度としても理想的とは云ひ難い。そこで一國の貨幣が安定して日常の取引に於て安心して授受出來る様にしよふとするならば、對外的の貨幣價値の下落、即ち爲替變動を防がなければならぬ。そこで金本位制が必要となる譯

で、これ現在の通貨制度が矢張金から離れることが出来ない一つの原因である。

ケーンズの如きは國內に於て貨幣價値の安定があるならば、國內に於て紙幣を用ひてその數量を限定することに依りて貨幣價値の維持が出来ると主張する。又外國に對する價値は出入貿易だけの問題であるから、國內的に安定すれば對外的貨幣價値も當然安定するであらふといふ、カッセルの輸購買力平價説の如きものもある。併し乍らこれとて定説とはいひ難い。購買力平價説が未だ一般に承認された議論とは云へない今日、これを以て押し通すことは無理であらふ。國內的には紙幣の數量を限定すれば貨幣價値を維持し得ることは獨逸のレンテン・マークが示して居る。併しながら國民經濟が世界經濟の一部分としての意義を持つこの時代に於て、國內貨幣だけで價値を考へることは出来ぬ。如何に之を安定させようとしても外國爲替が變化するならば、これに伴ひ國內物價は變化を來して來る。勿論その程度に於て對外的價値が半分になれば、國內物價は倍になるといふが如く直ちに影響はせぬが、影響なしとは云へぬ。世界經濟へ進展しつゝある國民經濟にとつては對外的の作用の方が重大である。國內的の通貨價値の安定策ならば、貨幣數量の調節によつて或る程度の安定は出来るが、對外價値の維持は他の制度（既存の）のよきしうる處でない。金本位制は金が國際的通貨なる以上當然さういふ力をもつ。而して現在に於ては他に之に代る可きものがない。從來一度白金が用ひられたことがある。露西亞のピーター大帝がウラル地方から出る白金を利用してルーブル白金貨を作つた。然しこれはその生産量が非常に少く而も高價なる爲、貨幣の形が極めて小さく、授受に極めて不便であつたために間もなく回収され失敗に終つた。しからば他に貨幣制度としての對案があるかと云へば、これに付ても從來

色々な貨幣制度の新組織が考へられたのである。例へばミッドランド・バンクのダーリングの考へたレックス案といふ新兩本位制がある。これは金銀兩本位制を採らうといふ考で、その形式は異るとしても、ブリンシブルに於て既に十九世紀の半に一度検討された問題で、それは結局失敗の歴史である。佛蘭西に於ける例を見ても矢張同様にその結果は無効に終つた。（參照第三編第二章第一節レックス案）

更に國際兩本位制の問題があつたが、これも亦失敗であつた。その他種々なる方策があるが、未だ完全な少くとも金本位制に優つて居ると見る可きものがなく、色々な點より尙ほ批判さるべき多くの要素をもつてゐる。従つて金本位制は貨幣の發展傾向から云ふならば勿論最後の行き詰りで、これ以外に貨幣は發展が出来ないとは理論上當然云へないが、貨幣が漸次抽象化されるならば、もう一段金が内部より段々外へ追ひ出されて金が排除されるといふ傾向がある以上、遂に金本位制から金が除外される。その一つの例として新しい金爲替準備制といふやうな、次第に爲替に依りて置き換へられて行くといふ現象は起り得よう。然し現在では直ちにこれに代ることも不可能である。預金通貨で小切手に代るかも知れないが、現在の問題として今日斯の如き理論的にも實際的にも金に必要と執着とを持つて居る吾々としては、何等か金と關係を持つもの以外に、全然金を離れた貨幣制度を考へることは出来ない。本年七月十三日のバーセルの國際決済銀行の理事會に於ける決定では、金本位制が尙ほ今後適當なる貨幣制度なることを決議して居る。即ち現在世界經濟界の狀態に徴して金本位制は今尙ほ最も有效なる貨幣機構で、世界貿易を便利圓滑ならしむ

るに最も適合せるものであると云つて、これを推稱して居る事實は吾々の注意すべき所である。而も金本位制の復歸に對して必要條件として擧げられて居る三つのものは、物資の移動及資本融通の自由、戰債問題の圓滿なる解決、各國豫算の均衡で、而もそれに對して英國の理事も日本も共にサインして居る。其他瑞典もサインして居る。斯く金本位制の必要なることを一般が認めて居る以上、現在の問題として金本位制を直ちに去つて他の制度にか、又はこれを以て金本位制の破綻であるとか見ることは出来ないだらう。金本位制は如何にして變つた形となつて現れるか、勿論從來の形に於ては恐らく現れて來ぬことは確實である。如何なる方法かと云へば、少くとも金の國際性なることに金本位制の對外的意義が存在して居るから、金の國際性を極度に利用せる制度として現れて來るのではないか。斯る形で金本位制は更生して行くのではないかと考へられる。例へば爲替準備制の形式が一層發展したものであると云ふことも考へられよう。如何なる形で現れて行くかといふ具體的の形は暫く別として、少くとも國際性を極度に利用したもとして残つて行くことは考へ得る。しかしこれには條件がある。即ち國際間の協力である。單に貨幣問題に限らず今後に於ける各國民經濟の發展存續は、世界經濟の一部として他國の影響下にあるから、協力なければ今後の國民經濟自體の存續も困難である。寧ろ不可能である。貨幣に關しても同様、從來の金本位制では英國の如く非常に金を餘計持つて居りながらもその金を各國が引出すといふことに依て、さしもの英國も金本位制を停止した。金に束縛されて居る以上、いかなる金本位も金の蒐集には限度があるから、無益な金集中政策をなさず、お互に適當に持つ事によつて金本位制を維持することが出来る。現在に於ても金本位制はマクミラン報告書に述べて居る如く國際的金本

位制である。従つて貨幣制度としては常に國際的協力を必要として居るから、今後の貨幣制度も國際的協力がなければ出来ない譯で、一國が我を張れば如何なる制度も存續し得ない。少くとも金に關係して居る限り金の抽出しに於て制限されなければならぬ。

そこで國際協調が第一條件であるが、果してこれは爲し得る事かと、人によつて議論が分れる。世界的の國際貨幣會議を開けといふ輿論もあるが、これは現在の各國經濟状態に於ては必要で、又どうしてもしなければならぬ今後の世界經濟發展上での前提條件である。しかしこれに付ては悲觀論もある。從來の國際貨幣會議を見ると、皆失敗の歴史である。十九世紀の中頃國際兩本位制に關する萬國貨幣會議は、第一回が千八百七十八年、第二回が千八百八十一年に開かれ、第三回は千八百八十三年に開かれんとしたが、結局九十二年に第三回が開かれて居る。

第一回は巴里で亞米利加の首唱で開かれた。第二回は亞米利加と佛蘭西が先棒になつて巴里で開かれた。第三回は九十二年にブラッセルで開かれた。何故亞米利加と佛蘭西が先棒かといふと、銀の値段が安くなつたから銀の需要を増して銀の値段を上げようといふ譯で、彼等が先に云ひ出すのも當然である。しかし第三回には各國間の利害が相反する故に、八十二年か三年にやる積りであつたものが十年経つて初めて開かれた。實に國際協調は非常に難しいもので、或人は金本位制は今後出て來るとしても、それが國際的協調を前提とするならば出て來ないであらうと言ふ。

國際協調の點を考へれば、國際協調が出来れば決して金本位制に限らぬ。兩本位制でも不換紙幣でも満足なる貨幣

制度として維持することが出来るではないか、金本位制が國際協調を前提として居るのでなく、凡ゆる貨幣が國際協調を前提として居る。不換紙幣でも良からうといふ議論もある。併しこれはたゞ徒らに國際協調といふ概念上での議論と見なければならぬ。即ち國際協調は一口に國際的協力であるが、しかし金本位を回復する場合の國際協調と、紙幣本位制或ひは、兩本位制場合の國際協調とは各々異なる。この場合に金本位制を採るのが最も協調の程度が弱く、且つ効果的である。といふのは現在各國が金本位制を採らうとして利害が一致して居る時代であるからである。即ち英國に於ては現在金本位制を停止しても、金本位制の傳統を持つて居る國で依然として戻りたいといふ気分がある。而も經濟發展の前提條件としての貨幣制度で、その確立に付ては英國は國際的協力に反對を唱へる理由がない。亞米利加も同様である。銀行の破綻は昨年には二千幾らに上つたが、對外的に金本位制を維持して居ても、國內的に如何に混亂して居るかが窺はれる。又フーヴァの聲明以來の諸金融上の施設其他の方策は、亞米利加が金本位制を維持しながらも非常に行詰まつて居る證據であらう。さうすれば矢張この通貨上の問題に付て不賛成を唱へる理由がない。殊に一方に於て銀の下落を控えて居るから、通貨會議に對して不参加をする、或は反對するといふことはない。獨逸に於ては獨逸の經濟的破綻から考へるならば通貨制度の確立は第一條件で、是も會議に對して不賛成を申述べざる筈はない。佛蘭西に於てもその經濟的の回復は、所謂佛蘭西の經濟的發展と常に關聯を持つて居る。獨逸の疲弊は佛蘭西に金がいられぬこととなる。この意味に於て佛蘭西が歐洲經濟復興の第一條件としての通貨制度の協力に付て反對を唱へる意味はない。我國に於ては當然であつて、金本位を停止してこれを回復しようといふの

であるから、國際的の貨幣に關する協力には日本も當然賛成するであらう。さうすれば結局現在に於ては貨幣會議を招集しうるのであつて、又國際的の協調が爲し得る一つの機運といふものが濃厚であるのではないかと考られる。この意味で國際協調は、通貨制度に付て可能なる問題である。殊に金本位制に付て考へるならば割合にシンプルである。これが紙幣本位に於ける協調とか兩本位制の協調に比べてその點は非常に容易であらう。

然らば國際會議に於て問題となる點は、如何なる點かと云へば、今後の金本位制が形が變つて現れて來る場合に、少くとも金に關係して居る以上金の準備が當然必要となる。先づ國際協調の金の準備率の共同低下が考へられねばならぬ。又先程の金の第二回報告に於て云はれて居る金の分配の公平といふ點もある。如何なる不公平も金本位の維持が困難になつて來る。更に最後に、バーゼルに於ける國際決済銀行の利用がある。これは賠償金の支拂の爲め出來たものであるが、世界金融の中央銀行としての方面に向つて發達すべき使命を持つて居る。各國の中央銀行の總裁はこの理事となつて國際決済銀行の業務をなし居る以上、國際間に於けるクリヤリング・ハウス（清算所）として利用して行くならば一層圓滑に行くのではないだらうか。賠償問題で働いて居るワルサウ大學の教授ムリナルスキー氏は、國際間に於ける金の清算制度を考へて行くならば、更生して行く途もあらうと、國際協調が第一で、これが可能性ある今日、現在の状態から云つて理論的にも實際的にも永久的制度とは云へないが、金本位制が今日に於て直ちに潰れてしまふ制度であると結論するにはまだ論據が不足であると考へられる。（昭和七年十二月信託協會會報）

第二篇 貨幣問題各論

第一章 爲替對策

第一節 各國爲替管理

世界不況の深刻化は、無統制經濟の諸缺陷を益々表面化せしめつゝあるが、これは又他面經濟統制に關する議論を昨今漸く一般的輿論化しつゝある。

ケーンズは其著に於て『この世の中は私人の利益と、社會の利益とが常に一致調和するやうに天上から統治せられてもゐないし又この地上に於てこの二つのものが實際上一致調和するやうにも運営せられてはゐない』と説いて居るか、統制なき經濟は一方に於て物資の過剰なる生産を生むと共に他方に缺乏になやむものを生じ、或は又、商品の値下りによる生産業の破綻現象を續出せしめ、かくて現産業組織の諸弊は一般人の注目する處となると同時にこれを以て自由主義的無統制經濟の行詰りとさへ極言するものを生ずるに至つた。

茲に於て起つたものは先づ産業組織の合理化である。之は從來の如き生産技術上のものに非ずして、生産組織に於ける合理化である。而してこの合理化運動は各方面によつて要望せられ、經濟政策は正にこれに終始するが如くに見

えた。

然乍ら、この合理化の結果は何であつたか。汎ゆる努力に酬いられたものは唯生産品価格の下落と失業の増大に過ぎなかつた。

此の結果、各國は、國內經濟政策として一國産業の死活にかゝる重大問題に直面することとなつたのである。

歐洲大戰を境として各國民經濟の國際的色彩は一段と濃厚化した。各國生産業は廣く市場を世界に求め、これを對象として生産は組織せられ、擴大せられたのであるが、他方其の各々の國に於ける自國産業擁護の政策は、自國品の外國市場への進出を計ると同時に外國品の自國市場への侵入を出來る限り阻止し、自國産業を保護助長せんと努めたのであつた。然し國民經濟が世界經濟の一組成分子としての發展途上にある時、斯様に他國との關係を遮断せんとするが如き經濟的國民主義と國民經濟の國際性化との矛盾せる對立は、この各國經濟政策をして失敗に終らしむることは自明の理といはなければならない。

茲に於て産業政策上に著しく現はれた世界的傾向は自國産業のために保護干渉を通して自國市場を人爲的に確保せんとする國民的自給政策への進展であり、これこそ今日の經濟統制の目的であり、その眞の内容をなすものである。

レーデラーは『計畫經濟は資本主義の現段階に於ける諸矛盾の生の子である』と云つたが、今日に於ける經濟統制は全く自由主義經濟と相容れざる如き對立を意味するものではなく、それは自由主義に對する修正であり、無秩序的資本主義經濟體制の、統制による修正と見るべきであらう。

然らばこゝに起る問題は、經濟統制の中心問題は如何なるものであるかである。

經濟統制と一般的に唱ふるが、その部面は極めて廣範である。

ヂー・エツチ・コールはその部面を大別して(1)動力並に運輸の統制、(2)一般工業統制、(3)農業統制(4)商業統制(5)信用統制の五部面とし、更にそれ々々を細別する。之はその一例に過ぎないがその範圍の廣汎なることは云ふ迄もない。

従つてこれが中心問題を決定することは極めて困難なる問題であるが、現在の如き資本主義經濟社會に於ては生産が資本によつて制約せられ、且つ貨幣が重要な資本形態である以上、全國民經濟を目的とする金融並に信用組織に關する統制が統制經濟の中心問題たることは當然の理であらう。

レーデラーも、『貨幣及び信用政策は現在では單に生産の大きさばかりでなく又生産の方向をも規定することが出来る』と云へるは、誠に傾聴すべき言葉といはねばならぬ。

依之觀之貨幣並に信用政策の一つとしての爲替統制の意義並にその重要性が何處に需めらるべきかの問題も自ら明らかとなるであらう。

金融及信用統制が經濟統制の中心問題であり、之によつて延いてはケルシヤゲルの云へる如く恐慌防止策とも考へうるならば、爲替統制は、金融、信用統制の一手段として經濟統制に對し、極めて重要な役割を持つものといひ得

るであらう。

而て、之が理由は、終局に於て現今に於ける各國民經濟の國際性に需めらるべき問題である。

各國民經濟間の國際的交通は、歐洲大戰前にあつても勿論存在してゐたことではあるが、各國民經濟の關係が一層、緊密の程度を加へ、世界經濟への建設方面に著しき進展を示したのは歐洲大戰以後のことである。

翻つて吾人の日常生活を顧るに、その原始的生活に於ては、各自はその獨立的なる生活維持を持續し、自己の消費するものはすべて自己の努力の結果に依存し、従つて自己の生存は専ら自己の努力の基礎の上に建設せられ、何等他人の存在に依存することはなかつた。然るに吾人の生活の發達は、此の形式を永くつゞけることを不可能ならしめた。欲望の分化に伴ふ生活の複雑化は、己れ一個人の力を以てしては、到底これを充足せしめざるに至つたのである。恐らく社會的生活をなす現在の吾人を見るならば殆んど凡ての物が他人の生産によること、従つて、その自己の社會生活が如何に他人に依存することの大なるかを知るであらう。

かゝる過程は今の國民經濟に於ても等しいことが云ひ得る。凡ての國民經濟内に於ける生産は市場を世界にもとめ、世界商品を目的として國際的分業へと進展してゐる。

農業生産を主として、これに國民經濟の基礎を置くもの、工業生産を根幹となすもの、或は又中間商業を以つてその重要な國民經濟的基本となすもの等々、各國民經濟は各々その独自の經濟的立脚地をもつて世界經濟へと綜合せられつゝある。

農業國は工業國の市場を前提とし、工業國は農業國の市場を前提とし、中間商業國は國際的分業による諸國間の依存關係を前提せられる。従つて一國民經濟が他の國民經濟即ち外部的影響をうくること極めて顯著なるものである。

現今に於ける國民經濟は世界經濟の一組成分子としてその重要性並びにその意義をもつものであり、又同時に斯くしてのみその存在を完了し得る。

斯様な國民經濟の他國民經濟への依存性は、その機關としての通貨制度についても同様なることがいひうるのであつて、一國の通貨は、他國の影響を除外しては考へることが出来ない。

通貨が、交換の媒介物たる以上、一國通貨にして望まじき状態は、先づ第一にその價值の安定性にあること明かであるが、これは一國內の政策を以つてのみしては、如何にしてもその目的を達することを得ない。

現代の通貨制度に於て、金本位制がその價值安定の比較的大なりといはるゝのは、金本位制が、その對外價值の維持に於て他の既存制度に比し、その力の大なることに依存するのであつて、只單に國內的關係に於てのみ觀察するならば、何等一國通貨制度を金の基礎の上に置く必要もなく、不換紙幣本位を以つて充分と云はねばならない。

各國が金本位制をとる理由は、紙幣本位に於てはその價值安定を一國內の政策のみを以つて維持することが困難なるためである。勿論金利の高低並に、通貨の膨脹或は收縮政策によつて、或る程度の國內的影響による變動を抑制乃至緩和をなしうとするも、對外關係よりする國內價值の變動は避け得べくもない。言葉を換へて云ふならば、一國通貨の對外價值たる爲替相場の變化は、對策をとらざる限り國內的貨幣價值に影響なしと云ふことは出来ぬ。従つて

一國の内の通貨政策のみを以つてしてはこの影響による國內價値の變化を抑止することは不可能であつて、殊に各國民經濟が世界經濟的色彩濃厚となり、それに伴つて對外的影響の重要化しつゝある今日、通貨の對外價値の維持は假にそれが不可能とするも、出來得る限りその變動を抑制する事は緊要缺くべからざるものであり、爲替統制の意義も、全く此處に存するといはなければならない。

勿論爲替統制を以つて、對外價値の維持乃至抑制の全手段と見ることは出來ない。爲替統制より貿易統制へすゝむことを必要とし、更に根本的には、一國産業の統制並に財政上の改革による國際收支の均衡政策に及ぶべきを當然必要とし、かくして始めてその目的は完全に達し得らるゝものではあるが、經濟統制の中心問題としての金融並に信用統制の一手段としての爲替管理は、現今の如く、各國が金本位を離脱し、事實上紙幣本位となれる時代に於ては特に重要な意義をもつものといはねばならぬ。

◇

各國民經濟に於ける爲替管理の意義が以上の如く重要なものとするならば、それは技術的にみて如何なる手段を意味するものであるか。

勿論各國によつて、その細目に至つては多少の差異の存するものではあるが、それは外國爲替(並に外貨並に外貨證券等を含む)の所有並に賣買取引を制限し、一國資本の逃避を防止し、爲替相場の変動を抑制せんとするものである。元來爲替管理が具體的必要を見る時は爲替相場の激落或はその途中にある時である。

爲替相場の騰落原因が、國際收支關係を主となすものたる以上、その内容として輸出入による支拂關係並に資本の流出入はその重要な要素といはねばならぬ。従つて一國爲替相場を維持することはこれのみを以つてしては不可能ではあるが、爲替相場變動の抑制を以つて爲替管理の目的とするならば、先づ第一に國際收支の重大なる要素たる輸出入に關する爲替賣買の制限と、爲替下落にともなふ一國資本の無意義なる外國逃避を防止しなければならない。

然乍ら、輸出入關係決済のための爲替賣買の制限は、爲替相場維持策として根本的なものではあるが、これが制限は一國産業の消長と重大なる關係をもつが故に、先づ第一の方策としては一應正當なる貿易關係による爲替手形の需要はこれを制限せざることとし、輸出入關係に名をかりたる不正なる資本逃避をのみ防がんとするに在る。従つて爲替管理の目標は主として資本逃避防止にあり、これによつて國際收支の改善の一助とし、以つて爲替相場變動の抑制に資せんとするにある。

爲替管理に當つて先づ第一に必要なことは、爲替相場がその國の國際收支によつて左右せらるゝ關係上、支拂債務に對する自國の受取債權が如何程あるかを知ることである。即ち手持ち爲替手形の存在高を知る必要がある。

而て次にはこの諸方面によつて已に收得し、又收得せらるべき債權を如何に必要な支拂に振り當てうるかの爲替分配の問題であり、次で最後に必要な問題は、かくして爲替相場を出來うべくんば維持安定し、或は少くとも變動を抑制せしむるため、如何に爲替相場の調節即ち直接的方策が採らるべきかの點に在る。

以上三つの標準が爲替管理の根本的目標であつて、各國は只その國情により、その具體的手段として種々なる方策

の差異、形式の相違を示すに過ぎない。

第一の管理の對象、即ち對外債權の存在量を知るための目的に對して各國が取れる方策は、一般人に對し手持ち對外債權に關する申告並に引渡義務を負はしむることである。

この點は各國相共に規を同じうするものであつて、例へば獨逸に於ては一九三一年七月十八日の資本逃避及脱税防止に關する大統領令に於て『七月廿二日現在に於て二萬ライヒス・マルク以上に該當する外貨又は外貨表示債權を所有する納稅義務者（個人、會社、組合等を含む）は七月二十九日迄にライヒス・バンク、ライヒス・バンク指定金融機關、又は稅務署に届出づることを要す』と規定した。この制限高たる二萬マルクは其後三千マルクに減せられ（八月一日）、更に八月廿九日には一千マルクとなり、十月二日の第六次施行細則に於ては『二百マルク以上の外貨を所有するものは十月十日迄にライヒス・バンクに届け出づべし、又十月二日以降輸出等により取得せる外貨はその額の如何を問はず三日以内にこれ亦ライヒス・バンクに届け出で、その買入要求に應ずべし』と云ふこととなり二百マルク迄低減せられたのである。

斯如き規定は他の國に於ても見られるのであつて、奧太利に於ては一九三一年十月九日の爲替管理令に於て、大略次の如き規定を示して居る。即ち『奧國內に居住する法人、自然人及び外國會社支店はその所持する外國支拂手段、外國貨建預金及び外國金融機關の作成せる支拂證券にして各千シルリング以上のもは、本令公布後八日以内に國立銀行に之を申告し又國立銀行の買入を應諾すべし。本令施行後外國支拂手段及び外國貨建預金を取得せる者にし

て、その額各五百シルリング以上なる場合には同じく之を申告すべし。國立銀行は前者の申告に對しては十日以内又は後者の申告に對しては三日以内に買入の有無を決定すべく、その間之等のものの所有者は之を使用することを得ず。上記の期間を経過するも國立銀行が何等の決定を下さざる時は爾後その所有者は自由に之を處分することを得（第四條）と規定して居る。

其他伊太利に於ても、一九三一年九月廿九日附『大藏大臣に外國爲替管理規定制度の權限を附與する法令』に基き同月發布せられた『外國爲替管理規定』は、一般私立銀行は保有外國爲替の明細書を伊太利銀行に提出すべきことを規定して居る。

更に佛蘭西に於ても一九二七年七月廿三日の各銀行に對する大藏大臣通牒に於て、各銀行をして其常華客先に對して申告書を提出せしむることを命じてゐる。

斯様に爲替並に對外債權の保持について一般に申告義務を負はしめて居るが、これのみにてはたゞその存在量を知るにとゞまり、何等積極的政策をなすことを得ざる故、これを動員して緊急必要の場合には爲替相場變動の抑制をなすことを得せしむるため、申告と共に強制賣渡の義務を賦課して居る。

例へば獨逸に於ける一九三一年八月一日の外國爲替管理に關する大統領令は、外國支拂手段、外貨表示債權等の所有者をして届出の義務並に之をライヒス・バンクに必要に應じ賣却する義務を負はしめてゐる。

其他奧太利に於ても既述せるごとく申告と同時に國立銀行への賣渡義務を負はしめて居る。（一九三二、一〇、九、

爲替管理令第四條、條文前掲)

斯如く申告と共に賣却義務を負はしむるものとしては尙ほ希臘、ブラヂル、チエコスロヴァキア、アルゼンチン等をあげることが出来る。

即ち希臘に於ては一九三一年九月廿八日の政府令により、輸出商品の手取金はその對價として同國通貨たるドラクマを受取り、ギリシャ銀行に引渡さねばならぬこととなり、ブラヂルに於ては一九三一年十月五日の爲替取引制限令に於て、一般銀行は一日五千弗相當額までを買取し得る範圍とし、而も一般銀行の外國向送金に際してはブラヂル銀行に爲替を賣却せねばならず、買替爲替は時にブラヂル銀行に乗換を強要せられることを定めてゐる。

然乍ら茲に問題となるはその管理の範圍である。之を具體的に云ふならば爲替管理の目的使命よりして爲替管理と云ふも、これのみにとゞまりうるであらうかの點である。

爲替が、對外的支拂手段である以上、これが手段による資本逃避並に價值變動の抑制を目的とするならば、他の支拂手段たりうるものにもその統制を及ぼさねば、その目的を達することは不可能である。例へば、金銀地金、外國通貨、外國有價證券外貨預金等によつても對外的支拂を可能ならしめ、従つて資本の逃避を企てうることを爲替によること異なる處がない。これは獨乙に於ける爲替管理に對する脱法行爲が明かに立證する處であり、従つてこれ等のものに及ばざる場合にはその目的の大半を失ふものである。

茲に於て各國はその爲替管理の對象として、これを爲替のみに限らず廣く一般的國際支拂手段に擴張してゐるもの

を以つて通常とする。

例へば獨乙にその例をとるならば、一九三一年八月一日の爲替管理に關する大統領令は、その對象を外國支拂手段及外國貨幣による債權(第二條)外國有價證券(第四條)並に貴金屬とする(第六條)が、その内容に就て第八條に説明して曰く、(一)本令に所謂支拂手段とは貨幣(鑄貨、紙幣、銀行券及之に類するもの)電信爲替、送金手形、小切手及爲替手形を謂ふ。(二)本令による所謂外國貨幣による債權とは債權者が現實の外國貨幣に依る支拂請求權を有する債權、(三)本令に所謂外國有價證券とは其の發行者が其の居所、住所又は事務所を外國若しくは「ザール」地方に有するもの、(四)本令に所謂貴金屬とは此の種金屬の取引上通常の形態に於ける金銀「ブラチナ」及「プラチナ」金屬を謂ふと規定して居る。

其他例へば佛蘭西に於ては、爲替取引帳備付に關する一九一七年八月一日の法律は、その第一條に於てその範圍、對象に就て規定し次の如く謂つてゐる。即ち「外國人に交付する爲又は外國人に對する取引の結果その額面又は價格が外國貨幣を以つて外國に於て支拂はれ又は佛國貨幣を以つて佛國內に於て支拂はるべき外國貨幣若しくは爲替、利札、株券、流通又は非流通債權(其の名稱及作成の場所の如何を問はず)の蒐集、賣買、仲介、割引領收若しくは支拂を爲す者は何人たるを問はず取引を行ふ以前に、或は取引が本法施行以前に行はれたる場合には本法公布の日より十五日以内にその所在地の登記所、支店代理店ある場合にはその各所在地の登記所にその旨申告すべし」と規定してゐる。要之に其他の國々に於ても爲替並に資本逃避に關する規定の對象たるものは大同小異であり、要は對外支拂手段の

一般を包含することを必要とするものである。

何となれば、こゝに一般的に包含せられざるもの存する時は、その手段を利用するものを生じ、その管理の實效の大半は失はれることとなるからである。

然乍ら尙ほ之を以つてしても完璧と云ふ事は出来ぬ。既存の手段以外に種々なる新手段を考へ、脱法行爲の生ずるものである事は、獨逸に於ける十數次の緊急令が續發され、之を防止してゐる事がその事實を明かに物語るものである。

◇

第二の爲替の分配に關するものとしては、爲替管理は日常に於ける爲替の供給をより以上に潤澤ならしむることを目的とするものではない。その要は之を正當なるものに分配することであるが、之は極めて困難なることといはねばならぬ。爲替管理は徒らに爲替の賣買を制限し、正當なる理由による爲替の必要に對してその賣出を拒否するものではない。即ち正當なる理由ある輸入による商品並に財貨の自由なる交通を妨げることを目的としない。

この點は明かに一九三一年九月廿二日の英國金本位停止の翌日發布せられたる英國爲替制限令の表示する處である。即ち同大藏省令によれば『大藏省は一九三一年金本位法第一條の規定に基き、別段の布告ある迄は英國臣民並に英國在住者は直接、間接を問はず左記目的に使用する外、外國爲替を買入れ若くは之が爲め資金を移動することを得ず』と規定し、爲替賣出制限により一般に資本の外國への移動を防止してゐるが、その例外として次の三點を認めてゐる。即ち(一)通常の貿易決済、(二)一九三一年九月廿一日以前に存在せる契約、(三)正當の理由ある旅行其他個

人的用途、以上の場合にはこれに制限を加へざるものである。

この爲替管理はその規定極めて寛大であり、一般銀行をして爲替取引に處する標準を示したものであつて、その實行については全く各金融業者の思慮に委ねたるものである。殊に正當なる理由による支拂、例へば輸入に對する支拂の如きは、何等爲替の買入について制限をうけることなく自由に賣買し得るもので、結局、その爲替管理規定の目的とする處は爲替投機思惑と故意なる資本の逃避を防止することにあつたのである。

英國に類する規定をもつものは印度である。印度は英國金本位停止と同日通貨令を以つて、英貨並に金の賣却を停止し本國の例に倣つたのであるが、同月二十四日財政長官は議會に於て右命令の廢止を聲明すると共に新命令を出し爲替管理をなすこととしたのである。

本命令の要領は次の如くである。即ち『本令は一九三一年九月廿一日附通貨命令を廢止し、一九二七年の通貨法第五條に規定する金又は英貨の賣却は帝國銀行の甲谷陀並に孟買兩地方の本店に於てのみ之を行ひ、其賣却は(一)真正なる貿易上の需要充足、(二)九月二十一日以前の契約の履行、(三)正當の理由ある個人的且つ國內的需要の爲め認定銀行に對してのみ行ふ』ものとした。

然乍ら茲に困難なる問題は如何なるものを『正當なる』ものと認定するかの問題である。

獨逸に於ては爲替管理局(Die Stelle für Devisenbewirtschaftung)は輸入を、第一類生活必需品、第二類一定限度に於て必要なもの、第三其他のものに大別し、第一類に屬するものに對しては制限なく爲替取組を認可し、第二

類については一輸入商に對し一ヶ月一定額以内の輸入を許可し、第三類については全然爲替取組を許可せざる事とした。即ち機械的な標準によつて爲替管理をなさんとしたが、輸出入業者よりの猛烈なる攻撃により實施僅か一、二週間にして中止するの止むなきに至つた。従つてこの困難なる問題については一の實施機關が設けられ、これが具體的事實についての認定は全くこの機關の裁量にまかす方法がとられたのである。

この實施機關としては、(一)特殊の爲替管理機關を設けこれに一切を委任する場合、(二)特定銀行例へば中央銀行にその管理を委任する場合、(三)特定銀行並にその指定せる銀行に委任する場合、(四)或は單に大藏大臣が管理の權を有する場合等を區別することが出来るが、前述の獨逸の例は、一の獨立なる爲替管理局を設けてこれに爲替取組の許可如何を認定せしめたるものであつて、これに類するものはアルゼンチンである。

同國に於ては一九三一年十月十日の爲替管理令は、その第一條に『大藏大臣監督の下に國立銀行總裁並に政府指名の委員三名(内二名はアルゼンチン諸銀行の代表者)を以つて爲替管理委員會を設く。此の外輸出入業者、工業家及び穀物販賣業者より四名の専門家を選出し特殊問題に就き上記委員會の諮問に應ぜしむ』と規定し、これに一切の權能を附與してゐる。

西班牙に於ては一九三一年五月卅一日の外國爲替令に於て外國爲替取扱の中央機關を新設し、一切の外國爲替取引を之に集中統轄せしめ、一般銀行相互間並に一般銀行と私人間の外國爲替取引を禁止し、又外國貿易監督局をして外國爲替令の徹底を期せしめんとした。即ち西班牙政府と西班牙銀行とは各同額の資金を支出して外國爲替中央取扱所

と稱する外國爲替の統制機關を設立し(第九條)、該取扱所は本令に規定する一切の許可權を附與せられ、又爲替の現物取引並に先物取引を統制せしめられた。(第五、十、十三條)

智利に於ては一九三一年七月卅一日以來爲替管理を實施してゐるが、同國はペソ貨の對外爲替相場安定のため中央銀行總裁、銀行頭取、大藏省主腦部よりなる外國爲替統制委員會を組織した。この委員會は爲替管理に關する一切の權能をもつものであり、その主眼とする所は輸入制限を目的としての政策にあつた。即ち同委員會は『常規の經濟財政的機關又は私人企業の正當なる活動に非ざる國際爲替取引を禁ずる』と共に、『智利中央銀行以外の他の銀行業者は爲替統制委員會の許可ある場合に限り國際爲替の賣買取引をなすことを得ることとし、更に金塊及外國爲替の賣買、投機と認めらるゝ爲替取引を禁止する』こととした。然乍ら全額五千ペソ以下の爲替は中央委員會によらず、地方委員會に於て處理し、同額以上のものはサンチャゴ市の中央委員會が取扱ふこととした。

土耳其に於ける爲替管理は『貨幣並に有價證券賣買に關する法律』によつてなされた。即ち、外國爲替取引は特許銀行に限定せられ、特許銀行は中央委員會を組織し、大藏省と協力して管理の重任を果すこととなつた。

次に特定銀行例へば中央銀行にこれが管理の權能を委任せるものとして、希臘は一九三一年九月廿八日政府令により、同日以後、金、金貨、外國爲替及外國銀行券の賣買はギリシヤ銀行が獨占し、同行は任意に商業上及經濟上の需要に對してのみ買入れた外國支拂手形を賣渡すものとし、更に同年十月九日の政府令により、有價證券、利札、ギリシヤ及外國銀行券はギリシヤ銀行の特許なくして輸出若くは交換することを得ざることを規定してゐる。

ブラジルに於ても一九三一年十月五日の爲替制限令は、ブラジル銀行が輸出手形、外貨送金其他爲替の買収を獨占的に行ふことを規定してゐる。而て芬蘭、チェコスロヴァキア等もこれに屬するものである。

更に第三の特定銀行並にその指定銀行をしてこの權能を行使せしむるものとしては獨逸の場合を擧げることが出来る。即ち獨逸に於ては、中央銀行たる獨逸國銀行ライプシッツがその主たる權能をもつて居るが、それと同時に獨逸國銀行の指定せる他の金融機關も同様の事をなしうるものであつて、此兩場合ともに爲替管理局の許可を條件とするものである。

一九三一年八月一日の爲替管理に關する大統領令第二條によれば、(一)外國支拂手段及外國貨幣による債權は内國支拂手段を以つて國立銀行より若くは之を仲介としてのみ取得し得、且獨逸國銀行に對し若くは之を仲介としてのみ讓渡することを得るものであり、但し(二)取得に對しては爲替管理局(第十七條)の書面に依る許可を要することとした。而して(三)獨逸國銀行は他の金融機關に對し外國貨幣による債權を、獨逸國銀行の計算若くは自己の計算に於て取得し若くは讓渡する權限を賦與することを規定してゐる。

而て爲替管理局は州財務官廳を以つて之に充つるものであつて、管理局は其の處分及裁定を獨逸國經濟大臣が獨逸國財務大臣及獨逸國食糧農務大臣と協議して制定したる方針に従ひて之を行ふものである。(第十七條)

奧太利に於ても同様であつて、一九三一年十月九日の爲替管理令によれば、外國爲替の取引は奧太利國立銀行又は其の指定せる金融機關に於てのみ之を行ふと規定してゐる。

印度に於ては爲替賣買は印度帝國銀行並にその認定銀行のみがなしうるものであり、但しその場合には常に通貨監

督官又は孟買駐在の通貨副監督官を経由するものたることが定められて居る。

第四の大藏大臣のみが爲替管理の權能をもつ場合としては伊太利の例を擧げうる。伊太利に於ては一九三二年九月二十九日の『大藏大臣に外國爲替管理規定制定の權限を附與する法令』により、以來大藏大臣は外國爲替取引を取締る權能を與へらるゝに至つた。

以上各種の爲替管理の統轄主體は國々によつて區別しうるものであるが、反之英國の如く全くこれを一般銀行の裁量にまかすものもあるが、これは極めて局限せられたる場合である。國々の多くは何等かの管理主體が其の中心となりて統轄するものであり、これは世界的常態といひうるであらう。

然乍らそれらの管理主體に於ても、爲替管理の事務自體は今日の如き世界經濟時代に於てはその取引は複雑となつた上に、且つ一方に於て脱法的新取引の出現の恐れ多きが爲め、その取引が眞正なる取引なりや否やの裁定は實に於ても又量に於ても極めて困難且多大の勞力を必要とするものである。従つて之を以つて、大藏大臣の所管事務とし、或は又中央銀行を以つて責任主體とするが如きは、他に固有の事務並に業務を持つものなればこれ等の事務又は業務の妨げとなるのみならず、爲替管理と云ふ複雑且つ事務の迅速を尊ぶ事柄については不適當と云ふべく、これが爲めの特種の機關例へば爲替管理局と云ふが如きものを設定してこれに一切の權能を與へ、これが管理主體として大藏大臣のもとに直屬せしめ、他との關連をたまたしむることが寧ろ實質的效果が擧がる所以であらう。

更に第三の爲替相場の維持或は少くともその變動抑制の直接方法としては如何なる手段がとられたか。爲替相場の變動が國際收支の關係を主要なる原因とする以上、その重大なる要素としての輸出入貿易に關する制限、管理を度外視出来ないが、爲替管理の限界内に於て各國の實行せる方策としては既述せる輸出ビルの強制的買入もその一つであり、又、輸出代金收受の條件に關する監督もその手段であるといへる。

然乍ら、尙ほ一層直接的方法として諸國にその例を見るものとしては、第一、管理主體に於ける爲替賣買相場の公定であり、第二は貿易決済用外貨支拂高の制限である。

第一の公定相場によらしむるものとしては、獨逸に於ては一九三一年八月一日の外國爲替管理令に於て内國支拂手段を以つてする外國支拂手段及び外貨表示債權の賣買は、(イ)最近の伯林公定相場に據らしめ(第九條)、若し公定相場建たざる時には(ロ)伯林有價證券取引協會の委員會により決定公表せる相場に據らしめ、而て若し以上兩相場に據ること能はざるときは、(ハ)内國支拂手段を以て當該支拂手段に付き最近發表に係る外國に於ける賣值相場、又は外國取引所における相場にしてヘルリン取引所において公示せられたる相場、若くは前項に依り評價せられたる相場を基準として算定したる價格以上の高値に之を取得し若くは讓渡すことを得ず(第十條)と規定してゐる。

即ち獨逸に於ては時々公定相場を公表し、賣買をして市場相場によらしめず、一定の公定標準によらしめんとするものである。

澳太利に於ても獨逸と同様に國立銀行は時々その賣渡相場を定め之を公表するものであり、(一九三一、一〇、九爲

替管理令第二條)、更にアルゼンチンに於ても一九三一年十月十日爲替管理令は第四條に於て爲替管理委員會は毎日外國爲替の賣買相場を決定すべきことを規定してゐる。

然乍ら直接的なる貿易管理に至らずとも更にその貿易決済用の外貨支拂高の制限をなす第二の方策をとるものとしては、獨逸に於ける一九三一年十月二日第六次施行細則を擧げることが出来る。即ち同法によれば、貿易決済用外貨支拂一ヶ月間の許容額は輸入商社にありては二十五萬ライヒスマルク、又個人にありては二萬ライヒスマルクと制限す。若し以上の金額を超えて輸入を許可せんとする時は、外國爲替管理局は豫めライヒスバンクの承諾を得ることを要するものと規定してゐる。

斯如き方策は果して相場維持の上に於て實效をもちうるであらうか。これは恐らく獨逸に於ける實際にあつて時を逐うて公定相場が變化しつゝあることによつてもその効果がうかゞはれよう。頻繁なる公定相場の變化は市場相場の變化に押され氣味なることを示すもので、その相場の維持の困難なるを物語るものと云ふべく、他方徒らに賣買相場についての脱法的行爲を助長するに過ぎない。

其他更に取引所の閉鎖並に爲替市場に於ける爲替相場の公表禁止等の方法をとる、公定相場の維持をはかることも考へうるが、之等は皆失敗の歴史を持つのみであつて、爲替相場維持即ち相場釘付けの効果は極めて微弱なるものといはねばならない。